

令和7年第491回須崎市議会	11月臨時会	会議録
令和7年第492回須崎市議会	11月臨時会	会議録
令和7年第493回須崎市議会	12月定例会	会議録

*掲載内容は次のとおりです

- 表紙
- 会期日程（11月臨時会、12月定例会）
- 目次
- 本文

（臨時会）

11月14日

11月25日

（定例会）

12月3日 開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）

12月9日 一般質問

12月10日 一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託

12月17日 閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（11月臨時会、12月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 9 1 回

須崎市議会 1 1 月臨時会会議録

令和7年11月14日開会

令和7年11月14日閉会

第 4 9 2 回

須崎市議会 1 1 月臨時会会議録

令和7年11月25日開会

令和7年11月25日閉会

第 4 9 3 回

須崎市議会 1 2 月定例会会議録

令和7年12月 3日開会

令和7年12月17日閉会

須崎市議会

第491回須崎市議会11月臨時会

会 期 日 程

会 期 令和7年11月14日（金） 1日間

会議の概要

（開 会）

会期の決定

会議録署名議員の指名

須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任

須崎市民生委員推薦会委員の選任

第492回須崎市議会11月臨時会

会 期 日 程

会 期 令和7年11月25日(火) 1日間

会議の概要

(開 会)

会期の決定

会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

市議案第97号～第105号

第493回須崎市議会12月定例会

会 期 日 程

自 令和7年12月 3日（水）
 会 期 》15日間
 至 令和7年12月17日（水）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	12/3	水	（開 会） 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 （諸般の報告） 3. 市議案上程 （提案趣旨説明、議案説明）
2	12/4	木	休 会
3	12/5	金	
4	12/6	土	
5	12/7	日	
6	12/8	月	
7	12/9	火	一般質問
8	12/10	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	12/11	木	休 会
10	12/12	金	休 会（総務文教委員会） ※ケーブルTV収録予定
11	12/13	土	休 会
12	12/14	日	
13	12/15	月	休 会（産業厚生委員会）
14	12/16	火	休 会
15	12/17	水	委員長報告、表決（閉 会）

第491回須崎市議会11月臨時会会議録目次

第 1日 令和7年11月14日（金曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告） 1. 事務局長	2
須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任	3
須崎市民生委員推薦会委員の選任	3
閉会挨拶（議長）	4
閉 会	4

第492回須崎市議会11月臨時会会議録目次

第 1日 令和7年11月25日（火曜日）	
開 会	8
会期の決定	8
会議録署名議員の指名	9
（諸般の報告） 1. 事務局長	9
常任委員会委員の選任	10
議会運営委員会委員の選任	11
（正副委員長の互選結果報告）	11
（招集挨拶） 1. 市長	12
市議案第97号～第105号	12
（議案説明） 1. 総務課長	12
2. 企画情報課長	15
3. 市民課長	15
4. 長寿介護課長	16
5. 上下水道課長	16
（議案質疑）①杉山愛子議員（文化スポーツ・観光課長）	17
採 決	18
閉会挨拶（市長）	20
（議長）	20
閉 会	21
決議一覧（参考資料）	165

第493回須崎市議会12月定例会会議録目次

第 1日 令和7年12月3日(水曜日)	
開 会	24
会期の決定	24
会議録署名議員の指名	25
(諸般の報告) 1. 事務局長	25
市議案第106号～第125号	26
(提案趣旨説明) 1. 市長	26
(議案説明) 1. 子ども・子育て支援課長	30
2. 学校教育課長	31
3. 総務課長	31
4. 税務課長	32
5. 住宅・建築課長	33
6. 農林水産課長	33
7. 総務課長	33
8. 企画情報課長	35
9. 市民課長	35
10. 長寿介護課長	36
11. 上下水道課長	36
12. 企画情報課長	38
13. 上下水道課長	39
14. 学校教育課長	39
15. 副市長	40
市議案第126号	40
(議案説明) 1. 文化スポーツ・観光課長	40
(採 決)	41
(委員長報告) 1. 宮田志野議会改革調査特別委員会委員長	41
第 2日 令和7年12月 4日(木曜日) 休会	
第 3日 令和7年12月 5日(金曜日) 休会	
第 4日 令和7年12月 6日(土曜日) 休会	
第 5日 令和7年12月 7日(日曜日) 休会	
第 6日 令和7年12月 8日(月曜日) 休会	
第 7日 令和7年12月 9日(火曜日)	
開 議	46
一般質問	
1. 西村泰一議員	46
(市長、子ども・子育て支援課長、総務課長、元気創造課長、農林水産課長補佐、教育長、教育次長、文化スポーツ・観光課長、建設課長)	
2. 高橋立一議員	60
(市長、総務課長、副市長)	
3. 杉山愛子議員	69
(文化スポーツ・観光課長、建設課長、環境未来課長、教育長、子ども・子育て支援課長、選挙管理委員会委員長、学校教育課長)	
4. 佐々木學議員	83

(市長、防災課長、建設課長、農林水産課長補佐、生涯学習課長、健康推進課長)	
5. 山本啓介議員	9 2
(市長、上下水道課長、建設課長、学校教育課長、教育長)	
第 8 日 令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水曜日)	
開 議	1 0 2
一般質問	
1. 宮田志野議員	1 0 3
(市長、子ども・子育て支援課長、教育長、学校教育課長、福祉事務所長、長寿介護課長、健康推進課長、環境未来課長)	
2. 松田健議員	1 1 6
(市長、防災課長、健康推進課長、元気創造課長、企画情報課長、総務課長)	
議案審議	
市議案第 1 0 6 号	1 2 9
委員会付託	1 2 9
市議案第 1 0 7 号	1 3 0
委員会付託	1 3 0
市議案第 1 0 8 号	1 3 0
委員会付託	1 3 0
市議案第 1 0 9 号	1 3 0
委員会付託	1 3 0
市議案第 1 1 0 号	1 3 0
委員会付託	1 3 0
市議案第 1 1 1 号	1 3 1
委員会付託	1 3 1
市議案第 1 1 2 号	1 3 1
委員会付託	1 3 1
市議案第 1 1 3 号	1 3 1
委員会付託	1 3 1
市議案第 1 1 4 号	1 3 1
委員会付託	1 3 2
市議案第 1 1 5 号	1 3 2
委員会付託	1 3 2
市議案第 1 1 6 号	1 3 2
委員会付託	1 3 2
市議案第 1 1 7 号	1 3 2
委員会付託	1 3 2
市議案第 1 1 8 号	1 3 3
委員会付託	1 3 3
市議案第 1 1 9 号	1 3 3
委員会付託	1 3 3
市議案第 1 2 0 号	1 3 3
委員会付託	1 3 3
市議案第 1 2 1 号	1 3 3
委員会付託	1 3 3

市議案第122号	134
委員会付託	134
市議案第123号	134
委員会付託	134
市議案第124号	134
委員会付託	134
市議案第125号	134
(採決)	135
市議案第127号	135
(議案説明) 1. 総務課長	135
委員会付託	135
第9日	令和7年12月11日(木曜日) 休会
第10日	令和7年12月12日(金曜日) 休会 《総務文教委員会》
第11日	令和7年12月13日(土曜日) 休会
第12日	令和7年12月14日(日曜日) 休会
第13日	令和7年12月15日(月曜日) 休会 《産業厚生委員会》
第14日	令和7年12月16日(火曜日) 休会
第15日	令和7年12月17日(水曜日)
開議	139
市議案第106号～第127号、陳情第22号《継続》	139
(委員長報告) 1. 大崎宏明総務文教委員会委員長	139
2. 吉野寛招産業厚生委員会委員長	143
(討論) 1. 宮田志野議員	144
2. 杉山愛子議員	145
(採決)	147
議会議案第18号～第19号	148
(議案説明) 1. 佐々木學議員	149
(採決)	150
議会議案第20号	151
(議案説明) 1. 西村泰一議員	152
(討論) 1. 宮田志野議員	153
(採決)	154
閉会中の事務調査	155
字句等の整理	155
閉会挨拶(市長)	155
(議長)	156
閉会	156
一般質問目次(参考資料)	159
議決一覧表(参考資料)	166

第491須崎市議会11月臨時会会議録

須崎市告示第53号

令和7年11月14日に、須崎市議会臨時会を須崎市議会議事堂に招集する。

なお、会議に付すべき事件は、次のとおりである。

令和7年11月7日

須崎市長 楠瀬 耕作

1. 須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任について
 2. 民生委員推薦会委員の選任について
-

議事日程

令和7年11月14日（金曜日）午前10時開会

- 第1. 会期の決定
 - 第2. 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
 - 第3. 須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任について
 - 第4. 須崎市民生委員推薦会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
8 番 山本 啓介君	9 番 森田 收三君
10 番 海地 雅弘君	11 番 森光 一晴君
12 番 高橋 立一君	13 番 高橋 祐平君
14 番 土居 信一君	

欠席議員

7 番 佐々木 學 君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 1分 開会

- 議長（土居信一君） ただいまから第491回須崎市議会11月臨時会を開会いたします。
御報告します、7番佐々木學さんから病氣療養のため本日1日の欠席の届けが出ております。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会期の決定

- 議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（土居信一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番西村泰一さん、2番大崎宏明さん、
3番宮田志野さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

- 議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。
〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

- 事務局長（久万 敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

監査委員より令和7年8月、9月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の
計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、9月定例会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございますが、10月22日に開催
されました全国高速自動車道市議会協議会令和7年度理事会の報告書を議席に配布いたして
おります。なお、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第1委員会室において閲覧に供して
おりますので御参照願います。

また、第490回9月定例会で議決されました、議会議案第17号「地方財政の充実・強化を
求める意見書」につきましては、令和7年9月19日付けで内閣総理大臣その他関係する大臣等
に提出をいたしてあります。

最後に欠席の報告ですが、7番佐々木學議員より、病氣療養のため本日1日、欠席の届け出が

あっております。

以上で報告を終わります。本日はよろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） この際、暫時の間休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任

○議長（土居信一君） 日程第3、須崎斎場運営一部事務組合議会議員の選任を行います。

選考委員会で選任されました、議員指名について事務局長から朗読させます。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 朗読いたします。

須崎斎場運営一部事務組合議会議員 1番 西村 泰一 議員

14番 土居 信一 議長

以上2人の方が選考されました。

以上でございます。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしました2人の方を須崎斎場運営一部事務組合議会議員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました2人の方を須崎斎場運営一部事務組合議会議員に選任することに決しました。

日程第4 須崎市民生委員推薦会委員の選任

○議長（土居信一君） 日程第4、須崎市民生委員推薦会委員の選任を行います。

選考委員会で選任されました議員指名について事務局長から朗読させます。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 朗読いたします。

須崎市民生委員推薦会委員 2番 大崎 宏明 議員

5番 吉野 寛招 議員

以上2人の方が選考されました。

以上でございます。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしました2人の方を須崎市民生委員推薦会委員に指名いたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2人の方を須崎市民生委員推薦会委員に選任することに決
しました。

○議長（土居信一君） 以上で、本日の臨時会に付議されました議件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会は、新設組織に係る議員選出が必要とされることから、変則的な会議となりました
が、議員各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

次回臨時会においては、通常の常任委員会等の役職の選任となりますので、引き続き御協力の
ほどよろしく申し上げます。

これを持ちまして、第491回須崎市議会11月臨時会を閉会いたします。

○午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第492須崎市議会11月臨時会会議録

須崎市告示第55号

令和7年11月25日に、須崎市議会臨時会を須崎市議会議事堂に招集する。

なお、会議に付すべき事件は、次のとおりである。

令和7年11月18日

須崎市長 楠瀬 耕作

1. 常任委員会委員の選任について
 2. 議会運営委員会委員の選任について
 3. 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号）について
 4. 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 5. 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第6号）について
 6. 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第1号）について
 7. 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 8. 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 9. 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 10. 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について
 11. 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第3号）について
-

議事日程

令和7年11月25日（火曜日）午前10時開会

第1. 会期の決定

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3. 常任委員会委員の選任

第4. 議会運営委員会委員の選任

第5. 市議案第 97号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号）について

市議案第 98号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

市議案第 99号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第6号）について

市議案第100号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第1号）について

市議案第101号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

市議案第102号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

市議案第103号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

市議案第104号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について

市議案第105号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
総 務 課 長 松浦 すが君	企 画 情 報 課 長 堅田 典寿君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君	長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君
市 民 課 長 高橋 正恭君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君	次 長 松本 佐和君
会 計 年 度 任 用 職 員 福本 恵美君	

午前10時 開会

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから第492回須崎市議会11月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居信一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番杉山愛子さん、5番吉野寛招さん、6番松田健さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より、当臨時会に付議するため市議案第97号の提出があり、その写しを過日、配布いたしております。また本日、その2として市長より市議案第98号から第105号までの提出があり、その写しを議席に配布いたしております。次に、本日の臨時会の説明員として、議長より、市長、副市長、教育長及びその委任を受けた者に対しまして組織終了後、出席を要請いたしております。

次に、監査委員より令和7年10月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。次に、第491回11月臨時会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございますが、11月17日に開催されました「全国過疎地域連盟 第60回（令和7年度第2回）総会」の報告書を議席に配布いたしております。なお、議案書等の会議資料につきましては、第1委員会室において閲覧に供しておりますので、御参照願います。

以上で、報告を終わります。本日はよろしく願います。

須総発第602号

令和7年11月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬耕作 

議案の送付について

令和7年11月25日招集の須崎市議会臨時会に提出する下記議案を送付いたしますので、付議してください。

記

市議案第97号

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬耕作 印

議案の送付について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日 招集の須崎市議会臨時会に提出する下記議案を送付いたしますので、付議してください。

記

市議案第 9 8 号～市議案第 1 0 5 号

○議長（土居信一君） この際、暫時の間、休憩いたします。

午前 1 0 時 2 分 休憩

午前 1 0 時 9 分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 常任委員会委員の選任

○議長（土居信一君） 日程第 3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

議長の指名する常任委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 朗読いたします。

総務文教委員会委員	2 番	大崎 宏明議員	4 番	杉山 愛子議員
	6 番	松田 健 議員	7 番	佐々木 學議員
	8 番	山本 啓介議員	1 0 番	海地 雅弘議員
	1 4 番	土居 信一議員		
産業厚生委員会委員	1 番	西村 泰一議員	3 番	宮田 志野議員
	5 番	吉野 寛招議員	9 番	森田 收三議員
	1 1 番	森光 一晴議員	1 2 番	高橋 立一議員
	1 3 番	高橋 祐平議員		

以上でございます。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に指名いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（土居信一君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議長の指名する議会運営委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員	2番	大崎 宏明議員	3番	宮田 志野議員
	6番	松田 健 議員	8番	山本 啓介議員
	10番	海地 雅弘議員	11番	森光 一晴議員
	12番	高橋 立一議員		

以上でございます。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員に指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

○議長（土居信一君） この際、暫時の間休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△正副委員長の互選結果報告

○議長（土居信一君） 各常任委員会の正副委員長及び議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、事務局長に報告させます。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 朗読いたします。

総務文教委員会 委員長 2番 大崎 宏明議員

副委員長 10番 海地 雅弘議員
産業厚生委員会 委員長 5番 吉野 寛招議員
副委員長 9番 森田 收三議員
議会運営委員会 委員長 6番 松田 健 議員
副委員長 12番 高橋 立一議員

以上でございます。

○議長（土居信一君） この際、暫時の間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△市長招集挨拶

○議長（土居信一君） この際、市長から臨時会の招集について御挨拶がございます。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席いただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。まず、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任の議事が無事終了し、新たな議会の組織が決定されましたことに、心からお慶び申し上げます。今後とも、市政の執行と住民福祉の向上のため、より一層の御指導と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本議会には、市議案第98号の須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、市議案第97号及び市議案第99号から市議案第105号までの令和7年度各会計の補正予算案について、あわせて9議案を提出いたしております。議案の詳細につきましては、関係課長から御説明申し上げますので、御審議のうえ、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 市議案第97号から第105号

○議長（土居信一君） 日程第5、市議案第97号から第105号までを一括して議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市議案第97号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号）につい

て、御説明いたします。

議案書1ページ、別冊補正予算書の1ページでございます。補正の内容といたしましては、スケートパーク整備事業費の増額補正及び事業費の繰越明許費補正となっております。歳入歳出にそれぞれ5,378万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261億5,436万9,000円としようとするものでございます。2ページ下段、第1表歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。第2款総務費において、デジタルサイネージ増設等によるスケートパーク整備工事費増額とスケートパーク内の備品購入費合計5,378万2,000円の増額補正となっております。これに充当いたします財源といたしまして、上段の歳入でございますが、第15款国庫支出金が228万6,000円、第19款繰入金が705万4,000円、第20款繰越金が4万2,000円、第22款市債が4,440万円の増額補正となっております。

次に予算書3ページ、第2表繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費としてスケートパーク整備事業費8億1,951万1,000円につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加をお願いするものでございます。次に第3表地方債補正でございますが、過疎対策事業の限度額を46億2,500万円とし、起債総額で4,440万円増額の48億9,010万円に限度額を変更しようとするものでございます。なお、4ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、市議案第98号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書その2、1ページをお願いいたします。

本議案は、主な内容といたしましては、令和7年度の人事院勧告に基づく給与法改正により、一般職員の給料月額及び期末勤勉手当を改正するとともに、議員、特別職の期末手当を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては議案書2ページから8ページでございます。第1条は須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第9条第2項の改正は通勤手当を規定しております第2号の表を記載のとおり改めることといたしております。次に第15条第3項の改正は、宿日直手当の額を改めるものでございます。次に第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改め、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当率を改正するものとなっております。第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」とする改正は、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当率の改正となっております。また給料月額の改定に伴い、別表第1を次のように改めるとし、行政職給料表を2ページから6ページに記載のとおりとすることといたしております。

続きまして6ページ、第2条では須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、本年度引き上げ分の期末手当について、来年度は6月、12月に振り分けるため再度第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100

分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めることといたしております。また勤勉手当率も同様に、第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めることといたしております。

次に、行政職給料表等級別基準職務表を規定いたしております別表第2の5級の項中「課長補佐」の次に「上席主任」を加える改正は、定年延長となる管理職の職員の職名が現行では参事のみ運用となっておりますが、今後役職定年を迎える職員が増える見込みとなっているため、職名を追加することといたしております。第3条では須崎市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正として、人事院勧告による引き上げ率にあわせて期末手当の率を改正するもので、第5条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるとともに、第4条では来年度における振り分け措置として「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

第5条では須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部改正といたしまして、人事院勧告による引き上げ率にあわせて期末手当の率を改正するもので、第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるとともに、第6条では来年度における振り分け措置として「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

第7条では須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正といたしまして、人事院勧告による引き上げ率にあわせて、期末手当率を改正するもので、第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に「100分の105」を「100分の107.5」に「100分の87.5」を「100分の90」に改めるとともに、別表を次のように改めるとして任期付職員の給料表を記載のとおりとするものでございます。また第8条では来年度における振り分け措置として「100分の127.5」を「100分の126.25」に「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に「100分の90」を「100分の88.75」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして第1条でこの条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することといたしておりますが、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行することといたしております。また、第2項では一般職員及び一般職の任期付職員の給料月額に係る改定に関して、令和7年4月1日から適用することとし、改正後の給与条例第14条の規定は令和8年1月1日から適用することといたしております。次に第2条では給与の内払について、第3条では規則への委任について規定をいたしております。

以上でございます。

続きまして、市議案第99号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。議案書9ページ、別冊補正予算書の1ページでございます。補正の内容といたしまし

ては人事院勧告に伴う人件費の更正に係る増額補正となっておりまして、歳入歳出にそれぞれ5,850万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億1,287万1,000円としようとするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。3ページから4ページでございます。すべて報酬や手当等人件費に係る補正となっておりまして、第1款議会費は19万4,000円、第2款総務費は2,856万2,000円、第3款民生費は240万円、第4款衛生費は28万9,000円、第6款農林水産業費は52万2,000円、第7款商工費は47万円、第8款土木費は550万円、次に4ページに移りまして、第10款教育費は1,991万5,000円、第13款諸支出金は65万円それぞれ増額の補正となっております。これらに充當いたします財源といたしまして、2ページの歳入でございますが、第15款国庫支出金が116万9,000円、第16款県支出金が25万5,000円、第20款繰越金が5,707万8,000円のそれぞれ増額補正となっております。なお、5ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第100号、令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第1号）についてにつきまして、御説明をいたします。議案書その2、10ページ、別冊令和7年度須崎市補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,853万3,000円としようとするものでございます。まず、補正予算書20ページの歳出から御説明をいたします。第1款巡航船事業費第1項巡航船事業費20万円につきましては、人事院勧告に基づく職員人件費の更正によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。第4款繰入金第1項他会計繰入金20万円につきましては、歳出予算の増額に伴う一般会計繰入金の更正によるものとなっております。なお、詳細につきましては、21ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第101号、令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてにつきまして御説明いたします。議案書その2の11ページ、別冊補正予算書の25ページを御覧ください。この度の補正予算案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,590万7,000円としようとするものでございます。歳出から御説明いたします。別冊補正予算書の26ページを御覧ください。第4款保健事業費第1項特定健康診査等事業費31万6,000円につきましては、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の報酬等の改定に伴う増額更正によるものであります。続きまして、歳入でございます。第3款県支出金第1項県補助金31万6,000円につき

ましては、特別交付金における保険者努力支援分の増額更正によるものとなっております。なお、詳細につきましては、27ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

続きまして、市議案第102号、令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、御説明いたします。議案書その2の12ページ、別冊補正予算書の32ページを御覧ください。この度の補正予算案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,250万6,000円としようとするものでございます。歳出から御説明いたします。別冊補正予算書の33ページを御覧ください。第1款総務費第1項総務管理費20万円につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う職員人件費の増額更正によるものであります。続きまして、歳入でございます。第3款繰入金第1項一般会計繰入金20万円につきましては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる事務費繰入金の増額更正によるものであります。なお、詳細につきましては、34ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第103号、令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

議案書（その2）13ページ、別冊補正予算書38ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ95万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,705万9,000円としようとするものです。それでは40ページの歳出より、御説明いたします。歳出につきましては、第1款総務費、第3項介護認定審査会費57万7,000円の更正増、第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費20万3,000円の更正増、同じく第3項包括的支援事業・任意事業費17万8,000円の更正増、それぞれの増額補正につきましては、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものであります。続きまして、39ページを御覧ください。歳入につきましては、第3款国庫支出金第2項国庫補助金11万9,000円、第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金5万5,000円、第5款県支出金第2項県補助金5万9,000円、第7款繰入金第1項一般会計繰入金63万6,000円、第2項基金繰入金8万9,000円のそれぞれの増額補正は、歳出予算の増額更正に伴う事業費財源の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、41ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照願います。以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野 明君登壇〕

○上下水道課長（大野 明君） 市議案第104号、令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてにつきましては御説明をいたします。

議案書14ページ、別冊補正予算書1ページを御覧ください。補正の内容につきましては、第2条、収益的支出の補正の第1款事業費用第1項営業費用は、人事異動及び人事院勧告に伴いま

す退職給付費の不足額による人件費の補正でありまして、215万円を増額し、第1款事業費用総額を5億6,485万5,000円とするものでございます。次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を215万円増額し、8,342万円とするものでございます。なお、2ページ以降には補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、市議案第105号、令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明をいたします。

議案書15ページ、別冊補正予算書1ページを御覧ください。補正の内容につきましては、第2条、収益的収入及び支出の補正としまして、収入の部でございますが、第1款事業収益第1項営業収益を30万円、また第2項営業外収益を15万円、合計45万円を増額し、第1款事業収益総額を5億7,167万4,000円とするものでございます。

次に支出の部でございますが、第1款事業費用第1項営業費用は、人事院勧告に伴います給料更正による人件費の補正でありまして、45万円を増額し、第1款事業費用総額を5億3,168万8,000円とするものでございます。次に第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を45万円増額し、2,494万3,000円とするものでございます。次に第4条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた下水道事業の管理運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億118万5,000円を1億133万5,000円に改めるものでございます。

なお、2ページ以降には、補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で説明は終わりました。

△議案質疑

○議長（土居信一君） これより市議案第97号から第105号までの9議案について、一括して質疑に入ります。

杉山さん。

○4番（杉山愛子君） 市議案第97号、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号）について質問をさせていただきたいと思っております。スケートパーク整備事業費の補正についてなんですけれども、この補正予算には、張芝を人工芝に変更することによる増額の補正が含まれております。この人工芝についてなんですけれども、近年非常にこの人工芝が世界的に課題となっておりますマイクロプラスチックの流出の原因にもなっているということで人工芝の敷設については新たに敷設をしないことを条例で定めるところですとか、防止策を条例で定めているというようなところが、自治体などでも出てきているところですが、須崎市また文化スポーツ・観光課においてこの人工芝を敷設することによるマイクロプラスチックの流出防止策について対策はどのように行うかをお聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 杉山議員から御質問いただきました人工芝の件につき

まして、お答えさせていただきます。当該パークにおきまして遊歩道内側には当初計画で天然芝としておりましたが、芝生及び除草等の維持管理に多くの労力や経費が発生することから、これらを極力削減することを目的に、防草シートなどを設置した上で人工芝及び石敷きに変更したいというふうに考えております。人工芝流出の対策でございますが、まずは通常のグラウンドとは違って、その上で競技をするわけではございません。従って、通常よりマイクロプラスチック流出は抑えられるものというふうに考えております。あと、排水溝のあたりに細かい透水ネットなどを設置すれば、流出は抑えられるというふうに考えております。

○議長（土居信一君） ほかに御質問。

杉山さん。

○4番（杉山愛子君） その天然芝にした場合の労力ですとか、張ったときの掃除の作業量も膨大であろうとは思うのでそのあたりは理解ができるところです。また防止策もそのように行うということですので、一定全く何もせずに人工芝にというわけではないということがわかりました。ですが人工芝にするという以上、完全な流出というのはなかなか防ぎにくいものだと思うんですけれども、例えば舗装にするなどという工法にした場合の予算額っていうのは人工芝に比べて、多いのか、抑えられるのかということをお聞きさせてください。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの杉山議員の質問については、前回説明もあっておるということで、認められませんので、御理解いただきたいと思います。

ほかに御質問ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこれら9議案は、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、これらの議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第97号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第97号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第98号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第98号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第99号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第99号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第100号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第100号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第101号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第101号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第102号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第102号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第103号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第103号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第104号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第104号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第105号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第105号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上で、本日の臨時会に付議されました議件は、すべて議了いたしました。
市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本議会に御提案申しあげました議案につきまして、慎重審議のうえ、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

晩秋を迎え、朝晩の冷え込みがいよいよ厳しくなってきました。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意され、ますます御活躍されますよう、御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

○議長（土居信一君） 閉会前にあたり、御挨拶申し上げます。

本日の臨時会は議会の組織、構成に関する案件等につきまして、終始慎重に御審議いただき、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。次期定例会の開会も来週には控えておりますが、議員の皆様には引き続き熱心な御審議のほど、よろしく

お願い申し上げます。

これもちまして第492回須崎市議会11月臨時会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第493回須崎市議会12月定例会会議録

須崎市告示第56号

令和7年12月3日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和7年11月26日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開会

第1. 会期の決定

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3. 市議案第106号～第125号

第4. 市議案第126号

第5. 議会改革調査特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室次長 有澤 聡明君

元 気 創 造 課 長 小川 智義君
防 災 課 長 楠瀬 晃君
建 設 課 長 中川 雄大君
住 宅 ・ 建 築 課 長 山岡 伸也君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君
市 民 課 長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教 育 長 竹内 新君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 次 長 西村 浩司君
生 涯 学 習 課 長 福本 博一君
港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開会

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに第493回須崎市議会12月定例会が招集されました。

今議会に提出されました市長提出議案は、令和7年度一般会計補正予算、令和7年度特別会計補正予算、条例改正案など21件であります。後刻、提案趣旨及び議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

ただいまから第493回須崎市議会12月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居信一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番佐々木學さん、8番山本啓介さん、9番森田收三さん、以上の3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より今期定例会に付議するため、市議案第106号から市議案第125号までの20議案の提出があり、その写しを過日配付いたしております。また、本日、市長提出議案その2として、市議案第126号の提出があり、その写しを議席に配付いたしております。

次に、本議会の説明員として、議長より、市長、副市長、教育長及びその委任を受けた者に対しまして、今議会中の出席を要請いたしております。

次に、地方自治法第199条第7項に基づく令和6年度財政援助団体及び指定管理者監査結果報告の提出がありましたので、報告書を過日配付いたしております。

最後に、9月定例会以降の議会日誌につきましても、議席に配付をいたしております。

以上で報告を終わります。本日はよろしく願いいたします。

須 総 発 第 6 1 5 号

令和7年11月26日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和7年12月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第106号 須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

市議案第107号 須崎市学校給食費条例の制定について

市議案第108号 須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

市議案第109号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

市議案第110号 須崎市税条例の一部を改正する条例について

市議案第111号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

市議案第112号 須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について

市議案第114号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）について

- 市議案第115号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第116号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第117号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
市議案第118号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について
市議案第119号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について
市議案第120号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について
市議案第121号 工事請負契約の締結について
市議案第122号 工事請負契約の変更について
市議案第123号 工事請負契約の変更について
市議案第124号 工事請負契約の変更について
市議案第125号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

須総発第626号

令和7年12月3日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和7年12月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第126号 工事請負契約の変更について

日程第3 市議案第106号から第125号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第106号から第125号の20議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（土居信一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。本日12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、条例制定議案をはじめ21議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、去る11月3日の文化の日に、市民生活に希望と活気を与え、地方自治の向上に資することを目的として、第56回須崎市表彰式を挙行いたしました。本年度は、市民賞に、永年にわたり土佐くろしお農業協同組合の代表理事組合長を務められ、農業市場の拡大や地域農業の発展

に尽力され、本市の産業振興に多大なる貢献をされました矢野俊二様、平成7年から現在に至るまで約30年にわたり、須崎市民生委員・児童委員として地域の高齢者や子どもたちと向き合うことで地域福祉の向上に尽力され、地域住民の安心・安全な暮らしの実現に貢献されました市川裕子様、昭和60年に須崎市に奴田原歯科医院を開業し、保育園医及び小学校医を務めるなど、令和6年まで約39年にわたり歯科医師として地域や子どもたちへの予防歯科の推進に尽力され、本市の歯科保健活動に多大なる貢献をされました奴田原淳様、昭和62年に医師として着任されて以来、永年にわたり高陵病院の院長及び理事長を務められ、医師として地域医療のみならず、医療介護連携の取り組みにも尽力され、約38年にわたり本市の保健衛生活動に多大なる貢献をされました北川素様の4名にお贈りいたしました。

また、市長特別表彰につきましては、第29回アジアユース卓球選手権大会U-15男子団体において第3位という好成績を残されました明德義塾中学校、柳本進太郎様、2024WTTCユースコンテNDER香港U-15女子シングルスなど様々な大会において好成績を残されました明德義塾高等学校の吉田璃乃様、ソフトテニス第19回ジュニアジャパンカップU-17男子ダブルスにおいて優勝されました木本琉偉様、第32回WBSC U-18野球ワールドカップにおいて準優勝されました藤森海斗様、第26回全国中学選抜卓球大会女子団体において優勝されました明德義塾中学校女子卓球部様、第38回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会男子の部において優勝されました明德義塾高等学校男子ソフトテニス部様、第78回国民スポーツ大会高校野球競技硬式の部において優勝されました明德義塾高等学校野球部様にお贈りをいたしました。

受賞されました皆様の御功績をたたえまして、心からお慶び申し上げますとともに、今後におかれましても、なお一層の御活躍とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、南海トラフ地震津波を想定した防災訓練の実施についてであります。

去る11月9日に、地域住民、自主防災組織、消防団、須崎総合高等学校のほか、須崎警察署、陸上自衛隊をはじめとする防災関係機関の皆様方に御協力いただき、須崎市総合防災訓練を実施いたしました。

まず、第1部訓練として、午前8時の放送後にシェイクアウト行動を取った後、緊急避難場所へと避難する市内一斉避難訓練を行いました。次に、第2部訓練として、地域の自主防災組織による初期消火訓練、自衛隊・消防・消防団による倒壊家屋及び埋没車両からの救出訓練、日赤奉仕団須崎支部、須崎総合高等学校の生徒、自主防災組織による炊き出し訓練などを行いました。

震災は、天候や発生時刻にかかわらず、いつ発生するか予測することはできないため、日頃から緊張感を持って訓練に取り組むことが重要です。今回の訓練当日は雨天となりましたが、この状況を踏まえまして、雨天時に震災が発生した場合を想定した訓練を実施することができました。御協力いただきました関係機関の皆様方には、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

近年、各地で大きな地震が頻発しており、本年7月には、カムチャツカ半島付近で発生した地震の影響により、高知県に津波注意報が発表され、先月には、三陸沖を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、岩手県沿岸において津波が観測されました。

政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を60%から90%程

度以上に見直し、いつ地震が発生してもおかしくない状況であるとし、引き続き警戒を強めるよう強調しています。本市におきましても、南海トラフ地震への備えが加速するように、訓練を通じて防災対応能力を向上させるとともに、防災関係機関との連携をより一層強化し、市民の皆様の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも地域の防災活動や訓練への積極的な御参加をお願い申し上げます。

次に、令和8年度の予算編成についてであります。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025において、賃上げ政策こそが成長戦略の要であるとの考え方に立ち、賃上げを起点とした成長型経済を実現していくこととしております。また、令和7年10月24日に行われた高市総理の所信表明演説においては、強い経済を構築するため、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行い、所得の増加、消費マインドの改善及び事業収益の上昇につなげることにより、税率を上げずとも税収を増加させることを目指すとしております。

本市におきましても、これまで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策事業を実施してまいりましたが、今後予定される国の経済対策や補正予算の動向を見極め、本市の直面する課題と照らし合わせながら、適切かつ迅速に対応していくことが必要であると考えております。

本市の現況といたしましては、長期にわたる財政健全化に向けた取り組みにより、財政指数は改善傾向にありますものの、県内他団体と比較しますと、公債費に関する指数は依然として下位の状況にあり、自主財源が乏しく地方交付税等に大きく依存した本市の財政構造を踏まえましても、今後も中長期的な視点に立って健全な財政運営に努める必要があります。

こうした状況の下、令和8年度の予算編成につきましては、国勢調査実施による人口減少の反映により、地方交付税の増額に関して厳しい見通しとなるため、財政規律を遵守した健全で持続可能な財政運営を基礎とし、引き続き一般行政経費の節減に努めるとともに、老朽化の進む公共施設の再整備に必要な財源の確保を図りながら、防災対策や子育て支援、教育環境改善など喫緊の諸課題に対処するためメリハリのある予算編成により、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略で目指す「未来へひろがる「元気創造」と「協働」のまち」の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、給食センターの建設工事及び運用開始に向けての進捗状況についてであります。

給食センターの建設工事につきましては、建物の外装がおおむね完成し、現在は内装工事を行っております。しかしながら、当初の造成工事の進捗が遅れたことにより、建築に係る工事の作業開始につきましても遅れが生じており、これまで工事関係者の皆様の御尽力の下、工事を進めてまいりましたが、現段階で工期の延長が必要であることが確認されました。そのため、工期を令和8年2月13日から令和8年3月13日まで延長するとともに、大型工事車両の進入における仮設道路の敷設、軟弱地盤の改良、交通誘導員の配置の追加等に伴い、請負金額を変更することにつきまして、本定例会に2議案を上程いたしております。給食センター完成までの間、近隣住民の皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

給食センターの調理配送業務につきましては民間委託を行うこととしており、公募型プロポー

ザル方式による選定の結果、日本各地において豊富な学校給食の実績を持つ日本国民食株式会社を委託先として選定し、12月1日に契約を締結いたしました。現在は、給食センターの運用開始に向け、必要な食器類や給食配送車などの整備及び市内の業者を中心とした食材の調達に係る調整を進めております。

令和8年4月からの学校給食の体制といたしまして、吾桑小学校、浦ノ内小学校、上分小学校の3校につきましては、これまでどおり自校での調理となりますが、多ノ郷小学校、須崎小学校、新莊小学校、安和小学校の4校及び朝ヶ丘中学校、須崎中学校の2校につきましては、給食センターでの調理及び配送が実施されることとなり、市内全ての小中学校において給食が開始となります。

今後におきましても、子どもたちの笑顔につながるおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

次に、中学校の統合についてであります。

本市の学校統合計画に基づいた須崎市立南中学校、浦ノ内中学校及び上分中学校の閉校並びに朝ヶ丘中学校への統合につきましては、これまで学校活動と施設整備の2点において準備を進めてまいりました。

学校活動といたしましては、生徒同士が事前に交流を深めることで学校生活にスムーズになじめるよう、同学年の生徒間による授業やスポーツを通じた交流事業を行っており、今後は部活動見学なども予定しております。また、各学校での授業の進み具合に差異があることで統合後の戸惑いにつながるものがないよう、授業の進捗のすり合わせを行っております。

また、朝ヶ丘中学校において生徒の皆様が引き続き安心安全な学校生活を送ることができるよう、統合後の生徒の受入れに係る施設整備として、校舎等の大規模改修工事を行っております。

統合により閉校となる3校につきましては、これまでの学校の歴史をまとめた閉校記念誌を作成することとしております。また、地域の方が中心となり閉校行事に係る実行委員会を立ち上げ、既に浦ノ内中学校及び南中学校において閉校記念イベントが開催され、上分中学校においては3月にイベントが開催される予定でございます。さらに、3月末には、市が主催する閉校記念式典の開催を予定しております。各地区の関係者の皆様におかれましては、お誘い合わせの上、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第106号につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正により乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、本市での実施に当たり新たに事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものであります。

市議案第108号につきましては、中学校の統廃合に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を7議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第113号から市議案第118号までの令和7年度各会計の補正予算案を6議案提出いたしております。

その他の議案といたしましては、市議案第119号及び市議案第120号の高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に関する議案、市議案第121号の工事請負契約の締結について、市議案第122号から市議案第124号まで及び市議案第126号の工事請負契約の変更について、市議案第125号の固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案を提出いたしております。

以上、本定例会に21議案を提出いたしておりますが、各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（土居信一君） 続いて、議案の説明を求めます。子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の1ページから10ページでございます。令和8年4月から、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる乳児等通園支援事業が本格実施されることとなります。この事業に関する設備及び運営に関する基準を実施主体となる各市町村において条例で定めることとされていることから、須崎市においても内閣府令に定める基準に従い、本議案の条例を制定するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。第1章の総則では、第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条でこの条例に定める基準、この基準は、次の項及び次の条で最低基準と表しますが、その基準の目的を規定し、第4条では最低基準と乳児等通園支援事業者について規定をいたします。

続きまして、3ページ、第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、第1節を通則といたしまして、第5条では乳児等通園支援事業者の一般原則を規定し、第6条では乳児等通園支援事業者は非常災害に必要な設備の設置、避難や訓練を行うこと、4ページに移りまして、第7条では安全計画の策定等について規定をいたしております。第8条ではこの事業を利用する乳幼児の移動のための自動車を運行する場合の所在の確認について規定をし、第9条では職員の一般的条件について、第10条では職員の知識及び技能の向上等について、第11条では他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定をいたしております。

続きまして、5ページ、第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待等の防止について、第14条では衛生管理等について、第15条では食事の提供を行う場合に備える設備について規定をいたします。第16条では乳児等通園支援事業所内部の規程を、ページ替わりまして、6ページ、第17条では事業所に備える帳簿について規定し、第18条では秘密保持等について、第19条では苦情への対応について規定をいたします。

第2節は、乳児等通園支援事業の実施区分について、第20条で規定をいたします。

第3節では、第20条で規定をした一般型乳児等通園支援事業について、第21条ではその設備の基準を8ページまで規定し、ページ替わりまして、9ページ、第22条では職員の基準、第23条では乳児等通園支援の内容、第24条では保護者との連絡について規定をいたします。

次に、第4節では、第20条で規定をした余裕活用型乳児等通園支援事業につきまして、その設備及び職員の基準について第25条で規定をし、ページ替わりまして、10ページ、第26条では第23条及び第24条の規定は余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する旨の規定をいたします。

第3章の雑則では、第27条では電磁的記録について、第28条では委任について規定をいたします。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光 and 明君登壇〕

○学校教育課長（森光 and 明君） 市議案第107号須崎市学校給食費条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書11ページ、12ページでございます。本議案は、令和8年度から学校給食センターの運用を開始することに伴い、現在、各学校で実施している学校給食に係る学校給食費等の徴収等を直接市が行うことで、各学校での負担軽減、事務の効率化、標準化を図り、公会計化を進めるに当たり、必要な事項を定めるために本条例を制定しようとするものでございます。

第1条で趣旨を、第2条ではこの条例における用語の意義を、第3条では学校給食を実施する学校についてを規定しております。第4条では学校給食費または教職員等給食費の徴収に関することとしまして、徴収対象者を保護者または教職員等と定め、また、学校給食費等の額や納付の日については規則で定めることを規定しております。第5条では学校給食費等の減額または免除について、第6条では委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

続きまして、市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書13、14ページでございます。本議案は、須崎市小中学校統合計画に基づき、令和8年度から、南中学校、浦ノ内中学校及び上分中学校が朝ヶ丘中学校に統合されることに伴い条例を改正するもので、中学校の名称及び位置を定めている条例第2条の別表第2の南中学校の項、浦ノ内中学校の項及び上分中学校の項を削り、整理するものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書15ページから17ページでございます。本議案は、令和8年1月から運用が開始され

る基幹業務システムの標準化において実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番・管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案書16ページ、17ページでございます。まず、別表第1を記載のとおり改め、個人番号を利用することができる独自利用事務に表中2及び5を追加し、住登外者宛名番号を付番・管理する事務を加えることといたしております。

次に、別表第2では、それぞれの事務を処理するために特定個人情報を利用することができる情報を規定いたしておりますが、住登外者の情報の管理に関する情報を追加する改正を行っております。

次に、別表3においても同様に、住登外者の情報の管理に関する情報を庁内連携においても利用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（土居信一君） 税務課長。

〔税務課長 青木裕子君登壇〕

○税務課長（青木裕子君） 市議案第110号須崎市税条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案書18ページから22ページまででございます。この議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日施行分につきましては専決処分をし、本年6月議会におきまして御承認をいただきましたが、令和8年1月1日以降に施行されるものにつきまして、今回所要の改正を行うものです。

改正の概要につきましては、公示送達の方法、大学生年代の子等に関する特別控除の創設、加熱式たばこの課税方法の見直しなど、法改正に合わせての規定の整理、規定の明確化や字句について、所要の整理を行うものです。

それでは、条を追って説明いたします。議案書19ページを御覧ください。第18条の改正は、公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、規定等の整理を行うものです。

第18条の3の改正は、納税証明事項につきまして、前述の第18条の改正に伴い、字句の整理を行うものです。

第34条の2の改正は、所得控除につきまして、法改正により特定親族特別控除が創設されたことに伴い、所得控除の項目に当該控除を追加するものです。

第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3の改正は、市民税の申告につきまして、法改正により特定親族特別控除が創設されたことに伴い、規定等の整理を行うものです。

議案書19ページ下から5行目から20ページ29行目までの附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきまして、法改正に伴い規定が新設されたもので

す。

議案書20ページ下から6行目から22ページまでの附則といたしまして、第1条で施行期日をそれぞれ令和8年1月1日、令和8年4月1日のほか、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日と規定し、第2条では公示送達に関する経過措置を、第3条では市民税に関する経過措置を、第4条では市たばこ税に関する経過措置を規定しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） おはようございます。市議案第111号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書23、24ページでございます。本議案は、旧東川内第1市営住宅跡地の高台用地の活用のため、東川内第1市営住宅及び第2市営住宅の集会所を解体することに伴い、東川内第2市営住宅の1室を集会所とするため、第3条の表、東川内第2市営住宅の項の戸数を「54」から「53」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） 市議案第112号須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は25ページ、26ページでございます。本議案は、本年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災に伴い、林野火災予防の実効性を高めるために、消防庁が定める火災予防条例（例）が改正されたことなどを踏まえ、火入れの中止、火の使用を制限するための気象情報の定義について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合」に改めるものでございます。

また、別記様式第1号及び別記様式第2号についても、同条の改正などに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書27ページ、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正

予算（第7号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ11億1,476万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億2,763万2,000円としようとするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。

4ページから5ページでございます。第2款総務費は、すさきがすきさ応援事業費更正や国庫返還金更正などにより7億8,763万6,000円の補正となっております。次に、第3款民生費は、障害福祉サービス給付費更正、また、保育協会補助金更正減などにより3,137万8,000円の補正となっております。第4款衛生費は、脱炭素先行地域づくり事業費更正により5,827万5,000円の補正となっております。第6款農林水産業費は、こうち農業確立総合支援事業費の減額や重点支援地方交付金事業費、漁業事業持続化事業の増額などによりまして、283万2,000円の補正となっております。第8款土木費では、須崎総合高校新設道路建設事業費更正や市営住宅維持管理費更正などによりまして3,504万2,000円の補正、第9款消防費では、主に消防屯所建設事業費更正により1億4,840万円の補正となっております。

5ページに参りまして、第10款教育費では、統合に伴うスクールバス停留所の駐輪場整備費など小学校管理費や中学校管理費更正などによりまして、4,590万8,000円の補正となっております。第11款災害復旧費では、過年発生補助災害復旧費184万9,000円の補正、また、第13款諸支出金では、巡航船特別会計及び下水道事業会計繰出金の344万1,000円の補正となっております。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入で御説明いたします。

第13款分担金及び負担金を14万5,000円減額、第15款国庫支出金を1億127万9,000円補正、第16款県支出金を3,593万4,000円の減額、第17款財産収入を3,727万8,000円、第18款寄付金を6億8,250万円、第19款繰入金を3,680万3,000円、第20款繰越金を8,094万4,000円、第21款諸収入を1,673万6,000円、それぞれ補正計上いたしております。

なお、詳細につきましては、8ページからの歳入歳出補正……。

〔「市債」「3ページ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（松浦すが君） 失礼いたしました。3ページ、第22款市債を1億9,530万円の補正といたしております。

なお、詳細につきましては、8ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書等を御覧いただきますようお願いいたします。

次に、6ページの第2表、繰越明許費でございますが、第8款土木費では、第1項土木管理費として土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費252万円、第9款消防費では、第1項消防費として消防屯所建設事業費1億4,460万円、第10款教育費では、第1項教育総務費として学校統合事業費675万9,000円、第5項保健体育費としてスポーツセンター整備事業費6,500万円につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございますが、ふるさと納税返礼品配送業務委託から中学校学習支援ソフトライセンス使用料まで委託5件、事業1件、使用料4件につきまして、期間を議決日から令和8年度まで、限度額はそれぞれ記載のとおりといたしております。

次に、7ページの第4表、地方債補正でございますが、災害復旧事業の限度額を4,020万円に、緊急防災・減災事業の限度額を1億9,470万円に、過疎対策事業の限度額を46億6,310万円とし、起債総額で1億9,530万円増額の50億8,540万円に限度額を変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第114号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきまして御説明をいたします。

議案書28ページ、別冊令和7年度須崎市補正予算書につきましても28ページを御覧ください。今回の補正予算案につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万円を追加し、総額をそれぞれ3,013万3,000円としようとするものでございます。

まず、補正予算書29ページ、歳出から御説明をいたします。第1款巡航船事業費、第1項巡航船事業費160万円につきましては、運航等に要する経費の増額更正によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。第4款繰入金、第1項他会計繰入金160万円につきましては、歳出予算の増額更正に伴う一般会計繰入金の更正によるものとなっております。

なお、詳細につきましては、30ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） おはようございます。市議案第115号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書29ページ、別冊の令和7年度須崎市補正予算書の33ページを御覧ください。このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万7,000円を追加し、総額をそれぞれ28億4,949万4,000円としようとするものでございます。

歳出から御説明いたします。別冊補正予算書の34ページを御覧ください。第5款基金積立金、第1項基金積立金の198万4,000円の増額につきましては、財政調整基金積立金の更正によるものでございます。第7款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金の160万3,000円につきましては、令和6年度に超過交付を受けました国庫補助金並びに特定健康診査等負担金に係る償還金の確定によるものであります。

続きまして、歳入でございます。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税の160万3,000円につきましては、国民健康保険税における一般被保険者の医療給付費現年課税分の更正によるものであります。第4款財産収入、第1項財産運用収入の198万4,000円につきましては、国民健康保険の財政調整基金積立金に係る利子の収入更正によるものであります。

なお、詳細につきましては、35ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第116号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを御説明いたします。

議案書30ページ、別冊補正予算書38ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億7,784万9,000円としようとするものでございます。

それでは、別冊補正予算書40ページからの歳出より御説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費187万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修経費でございます。第2款保険給付費のそれぞれにつきましては、介護報酬改定に伴う増額更正となっております。その内訳としまして、第1項介護サービス等諸費1,061万8,000円、第2項介護予防サービス等諸費946万7,000円、第4項高額介護サービス等費13万7,000円でございます。第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費の更正増758万1,000円、第2項一般介護予防事業費の更正増33万8,000円、第3項包括的支援事業・任意事業費の更正増63万6,000円でございます。第4款基金積立金、第1項基金積立金14万3,000円の更正増は、基金利子の確定に伴うものでございます。

続きまして、39ページをお開きください。歳入につきましては、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金404万5,000円、第2項国庫補助金331万3,000円、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金759万8,000円、第5款県支出金、第1項県負担金252万8,000円、第2項県補助金106万3,000円、第6款財産収入、第1項財産運用収入14万3,000円、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金452万6,000円、第2項基金繰入金757万4,000円、それぞれにつきましては、更正による増額でございます。

なお、詳細につきましては、41ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） おはようございます。市議案第117号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書31ページ、別冊須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量の補正でございますが、業務のうち、主な建設改良事業、配水管布設替工事等につきまして、国土交通省から水道施設の整備を促進するに当たり、令和7年度交付金の追加要望が必要となりましたことから、令和8年度に予定していた工事を令和7年度に前倒しとすることで6,950万円を増額し、2億2,220万円とするものでございます。

続きまして、第3条、収益的収入の補正でございますが、水道基本料金の減免に伴う更正とし

て、収入の部、第1款資本的収入、第1項営業収益を4,100万円減額し、4億7,951万5,000円に、また、第2項営業外収益を4,100万円増額し、1億844万6,000円に、第1款事業収益総額を5億8,806万1,000円とするものでございます。

次に、1枚めくっていただき、2ページを御覧ください。第4条、資本的収入及び支出の補正でございますが、先ほど第2条、業務の予定量の補正で説明させていただきました前倒し工事に伴いまして、収入の部、第1款資本的収入、第1項国庫支出金を1,700万円増額し、1,900万円に、また、第3項企業債を4,300万円増額し、2億520万円に、第4項負担金を100万円増額し、2,680万円とし、第1款資本的収入総額を2億6,500万円とするものでございます。

また、支出の部につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を6,950万円増額し、3億2,820万円とし、第1款資本的支出総額を5億926万4,000円といたしております。なお、これに伴い、予算第4条、本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,426万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,825万2,000円、減債積立金取崩し額2,798万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,802万3,000円で補てんするものとする。に改めております。次に、第5条では、企業債を補正するものでございます。予算第5条に定めた上水道事業債の限度額を4,300万円増額し、総額1億6,890万円とするものでございます。

次の3ページを御覧ください。第6条では、他会計からの補助金の補正としまして、予算第9条中「1,970万7,000円」を「6,070万7,000円」に改めるものでございます。次に、第7条は、債務負担行為について定めております。新年度の4月1日から実施しなければならない業務委託につきましては、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整するため、債務負担行為を行う必要がございます。期間は、議決日から令和8年度までとし、事項にございます水道施設運転維持管理及び電気・計装設備点検業務委託につきましては、限度額を3,200万円以内に、また、水道水質検査業務委託は限度額を1,700万円以内といたしております。

なお、4ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いをいたします。

続きまして、市議案第118号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

議案書32ページ、別冊須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。初めに、下段、支出の部につきましては、下水道施設の機械・電気設備の修繕費及び漁業集落排水施設の動力費更正に伴いまして、第1款事業費用、第1項営業費用を184万1,000円増額し、5億110万2,000円とし、第1款事業費用の総額を5億3,352万9,000円とするものでございます。

それに伴いまして、上段、収入の部でございますが、第1款事業収益、第1項営業収益を159万1,000円増額し、2億184万8,000円に、第2項営業外収益を25万円増額し、3億7,164万7,000円とし、第1款事業収益を総額5億7,351万5,000円とするものでございます。

次に、第3条、資本的支出の補正でございます。企業債償還金の更正に伴いまして、支出の部、第1款資本的支出、第2項企業債償還金を228万3,000円増額し、3億4,214万2,000円に、第1款資本的支出の総額を7億3,274万2,000円とするものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条、本文括弧書きにつきまして、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億6,581万1,000円は、引継金358万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,133万1,000円、減債積立金取崩し額3,438万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,409万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,241万円で補てんするものとする。に改めております。

次に、ページをめくっていただき、2ページ目を御覧ください。第4条、他会計からの補助金でございます。予算第9条中、「1億133万5,000円」を「1億158万5,000円」に改めるものでございます。

なお、3ページ以降には、補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） まだ説明中ですが、この際、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時 9分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第119号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更について御説明を申し上げます。

議案書33ページから34ページでございます。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、高幡広域市町村圏事務組合同規約を次のとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

現在、須崎斎場につきましては、高幡広域市町村圏事務組合において運営がされておりますが、令和8年4月1日から須崎市、津野町、土佐市で構成する須崎斎場運営一部事務組合により運営管理がされることとしていることから、高幡広域市町村圏事務組合同規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務につきまして、事務組合の構成団体の協議により、共同処理する事務から廃止しようとするものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

続きまして、市議案第120号高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書35ページ、別冊土地及び物品一覧を御覧ください。本議案は、地方自治法第289条

の規定により、高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分に関し、関係市町と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの市議案第119号による高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴い、事務組合構成団体の協議により、須崎斎場を須崎斎場運営一部事務組合へ無償譲渡しようとするものでございます。

なお、財産処分の方法、譲渡する財産、譲渡する日につきましては、議案書及び別冊土地及び物品一覧に記載のとおりでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第121号工事請負契約の締結についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書36ページをお開きください。本契約は、須崎西部ポンプ場電気設備更新工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

須崎西部ポンプ場に設置してある電気設備につきましては、昭和48年に設置し、供用開始から52年が経過しており、これまでも定期的な点検や修繕を実施してきたところではありますが、設備老朽化が著しいことから、本工事の設備を対象に策定したストックマネジメント計画に基づき、電気設備の更新工事を実施するものであります。

契約の金額は1億8,808万9,000円、契約の相手方は株式会社四国ポンプセンターでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） 市議案第122号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書37ページでございます。本議案は、令和6年度朝ヶ丘中学校統合大規模改造工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、昨年9月議会におきまして議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、廊下の床下地材が劣化している場所や、校舎及び屋内運動場に雨漏りをしている箇所が判明しましたので、取替え、改修が必要となり、また、新たに整備する図書室の内装改修の一部変更などによりまして、当初の契約金額3億9,062万1,000円に2,234万1,000円を増額し、4億1,296万2,000円として契約の変更を行うものでございます。

続きまして、市議案第123号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書38ページでございます。本議案は、令和6年度須崎市立学校給食センター新築工事の

建築主体工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、本年1月臨時会におきまして議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、大型工事車両の進入における仮設道路の追加、駐車場を含む外構等整備に係る軟弱地盤の改良や安全対策として交通誘導員の配置を追加することなどによりまして、当初の契約金額7億807万円に4,461万6,000円を増額し、7億5,268万6,000円として、また、工期を令和8年3月13日まで延長し、契約の変更を行うものでございます。

続きまして、市議案第124号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書39ページでございます。本議案は、令和6年度須崎市立学校給食センター新築工事の機械設備工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、本年1月臨時会におきまして議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、給排水配管の材種変更や空調機の冷媒管に安全遮断弁を追加することなどによりまして、当初の契約金額3億4,114万3,000円に421万3,000円を増額し、3億4,535万6,000円とし、また、工期を令和8年3月13日まで延長し、契約の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 市議案第125号固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして御説明をいたします。

議案書40ページでございます。本議案は、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、須崎市緑町1番15号、橋田光博氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして同意を求めるものでございます。

なお、履歴書につきましては、41ページに掲載をいたしておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で一括議案の説明は終わりました。

日程第4 市議案第126号

○議長（土居信一君） 日程第4、市議案第126号を議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 市長提出議案（その2）の1ページ、市議案第126号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市立スケートパーク整備工事のうち、建築主体工事に係る請負契約

を変更することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

本契約につきましては、本年6月定例会におきまして議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、膜屋根の設置に係る鋼管杭の長さや足場の変更、また、パーク内セクション部分の成型に必要な耐久土のコンクリート配合量の変更などによりまして、当初の契約金額9億7,570万円に4,185万5,000円を増額し、10億1,755万5,000円として契約の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第126号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております市議案第126号は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、本議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第126号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第126号について採決をいたします。

本案は、原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可決することに決しました。

日程第5 議会改革調査特別委員会報告

○議長（土居信一君） 日程第5、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。議会改革調査特別委員会委員長・宮田志野さん。

〔議会改革調査特別委員長 宮田志野君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（宮田志野君） 総務文教委員会から議会改革調査特別委員会へ付託されました陳情第22号須崎市議会のYouTube配信について御報告いたします。

まず、事務局から、県内他市の議会配信状況等について報告を受け、本陳情についての協議を

諮りました。委員からは、よさこいケーブルテレビ設立当初から議会中継をしてきた経緯や、議会がケーブルネットの画像を受け、どのように配信、編集するのかなど議論できておらず、時期尚早と考え、反対する。過去の本委員会において、議会だよりやケーブルテレビで中継もしているが、時代的にはユーチューブも先には考えなければいけないという議論の経過があった。現在は録画機器等を使用し、議会中継を見ることも可能であり、ユーチューブ配信をすれば経費の負担も生じる。また、ここ数年のSNSでの切り抜き動画などの取り上げられ方を見ると、どのように利用されるのか分からないところがある。法整備の問題など、整ってから考えたほうがいいのではないかと考えるため、今回は見送ってはどうか。事務局から他市の状況を聞き、リスクヘッジができていない中で情報公開を優先し、今の時期に議会としてやるのがいいことなのか、今の時点では賛成できない。罰則規程が明確にない中で、須崎市でも議員に対しての誹謗中傷がある。土佐市の現状なども考えると、切り抜き動画を使用されたりすれば大変なことになってくるとのではないかと懸念があるため、反対する。ユーチューブなどはフリーのソフトで簡単にダウンロードし、編集できる。それができている中で認めていいのかは非常に疑問である。オンライン公開の必要性は認識しているが、現状はあまりにもリスクが大き過ぎると考える。土佐市も混乱を起こしている現状を聞き、切り抜きなどで混乱を招くということなら、この陳情には反対する。ルールができ、時期が来れば公開すればいいのではないか。現状、各市町村の登録者数も多くはない。興味のある方は、議会広報やケーブルテレビを見てくれているのではないか。法整備がされるまではまだいいのではないか。時期尚早との意見だが、配信する人のモラルにある程度委ねていくことも必要ではないか。市民に議会を知ってもらうためには必要だと考えるため、陳情に賛成するとの意見がありました。

挙手により採決を行い、結果、採択に対して挙手なしのため、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会で採決されました結果をもって、本陳情を付託されました総務文教委員会への回答といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（土居信一君） 以上で議会改革調査特別委員会に付託されました陳情に対する報告は終わりました。

○議長（土居信一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月8日までの5日間は、議案下審査等のため休会し、12月9日から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、明日から5日間は休会することに決しました。

12月9日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて散会します。

午前11時27分 散会

第493回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和7年12月9日(火曜日)午前10時開議

第1. 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1. 一般質問

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室次長 有澤 聡明君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防災課長 楠瀬 晃君	税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
建設課長 中川 雄大君	農林水産課長補佐 長山 浩二君
住宅・建築課長 山岡 伸也君	環境未来課長 宮本 良二君
長寿介護課長 大崎 弘美君	健康推進課長 國廣 哲也君
市民課長 高橋 正恭君	福祉事務所長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上下水道課長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	教 育 次 長 西村 浩司君
学校教育課長 森光 和明君	生涯学習課長 福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 市川ゆかり君	港湾政策推進監 壹反田正好君
選挙管理委員会委員長 橋本 哲夫君	

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君 次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

本日、市長提出追加議案として市議案第127号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）
についての提出があり、その写しを議席に配付いたしております。

以上、報告を終わります。

須総発第636号

令和7年12月9日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和7年12月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議して
ください。

記

市議案第127号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について

日程第1 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。1番西村泰一さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。今年の夏は猛暑ということもございましたが、秋の来ないまま冬になった感がいたしております。インフルエンザも流行いたしておりますので、お体に留意をしていただければと願うところでございます。そして、政権も変わりました。高い支持率のまま現在推移をしているところでございますが、私は、まず、政治資金規正法の在

り方であったり、議員定数の削減、また旧文通費の廃止等々、政治家自らが身を切る改革をして信頼を国民に得た後に国民生活の安定、そして豊かさに努めていていただきたい、そう願うところでございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

今年は、5年に一度の国勢調査の年でございます。平成27年の国勢調査は、前回対比2,092人の減少、また令和2年では前回の平成27年対比2,016人の減少となっております、ここ15年間、年400人を超える減少となっていると言えます。また、本市の出生数においても想定をはるかに上回るスピードで減少いたしております。ちなみに、平成29年が139人、昨年が64人ですので、僅か7年で75人の減少、率にして54%の減少でございました。このままの状況が続くと本市存続の危機的状況になってまいります。市長、この現状をどう捉えておられますでしょうか、あわせて出生数増加対策のお考えについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

本年の調査の集計値が示されるのは来年以降ではございますが、県が公表いたしました10月1日現在の本市の推計人口は1万8,315人と見込まれるなど、引き続き5年前の国勢調査から2,000人程度の減少が想定されております。また、出生数につきましても、西村議員御指摘のとおり減少傾向が続いておまして、平成30年度以降は年間の出生数が100人を下回り、特に直近2年間では60人台となるなど、大きく減少しているものと承知しております。私といたしましても、現在の人口や出生数の減少について危機感を持つてるところではございますが、国立社会保障・人口問題研究所が示す将来推計におきましても、今後も本市の人口減少は避けられない状況となっておりますので、少しでも減少幅を小さくしていくことが重要であると考えております。

このことから、今後の対策といたしましては、本年3月に策定いたしました須崎市総合計画及び総合戦略を基本といたしまして、移住・定住の促進や子育て支援等の各種人口減少対策及び出生数増加の取り組みを着実に進めていく必要があると考えておまして、本年度からの新たな事業といたしまして女性活躍推進事業や新築住宅取得支援事業に取り組むなど、あらゆる施策を総動員として人口減少に対処していく所存でございます。

特に女性活躍におきましては、現在も進めようとしておるのは、出生数を増やす意味で出産可能年齢の女性の数を減らさない、増やしていくという取り組みを議員の皆様にもぜひ御理解いただいて推進したいと、具体的には、シングルマザーの住みやすい須崎市づくりをしていきたいということで、これは行政が旗を振るわけでございますが、働く場所、企業の皆様等々御理解をいただきながら、市を挙げてそういう雰囲気づくり、体制づくりをしていかなければならないと思っておりますので、今後、具体的な予算等もお願いするようになるわけでございますが、ぜひとも一緒になって取り組んでいただければというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長のお考え、お聞かせいただきました。その中で直近2年間は出生数、本市の、60人台ということもお示しいただきました。たしか令和5年が63人、令和6年が64人だったと思います。そこで市長、ちょっとこの令和7年4月から10月末までの7か月間、本市の出生数、何人か御存じでしょうか。それは質問じゃないですが、大変ショッキングな数でございます。たった24人でございます。これを年換算すると41人、昨年度の64人から3分の2以上の減少となるわけでございます。それは本当に危機的状況と言わざるを得ません。市長はこの就任してから来月で丸14年が過ぎるわけでございますが、就任当時は実質公債比率23%を超え、基金残高3億円程度だったと思います。昨年末では基金残高9.5億円を超える水準まで来ております。それはひとえに、ふるさと納税の恩恵もあったかと思いますが、市長のやはりその手腕、それに対しては、私、尊敬をしているところでございます。今この少子化がこういう事態になったので、その手腕と申しますか、その基金をやはり潤沢に使うことも肝要ではないか、今じゃないと間に合わない、そういう私は危機感がございます。現在、給食センターオープンに向け全力で工事もされておられますが、それは1,000人規模でございます。年間40人、もう数年、10年ぐらいでもう300人台ぐらいの給食センター稼働になるんじゃないでしょうか。その頃はひょっと、広域での給食センターの考え方になっているやもしれません。また、図書館等複合施設においてもしかりでございます。私、個人的な話をするのは何ですが、高校2年の息子がおりまして、よくテスト期間中になればオーテピア高知図書館へ勉強しに行っております。本当にオーテピア高知図書館早く行かないと席がないとか、特に期末、中間の期間中では多くのやはり生徒が勉強をしに来ているんだなと感じたところでございます。それをやはり須崎市のこの図書館に置き換えて、活気あふれる図書館になればと願っているところでございますが、現状そうなるのかなと不安さえ今現在、考えております。そして、まず、その基金1つ、部分的に取り崩しても子育て支援に、私、先ほども申しましたが、潤沢に準用するのがやっぱり肝要だと思っております。この数字を見て、私個人的にも考え方が少し変わりました。例えば出生時に50万円を一時金として払い、保育園の間5年間は1年間10万円、それでも1人100万円でございます。4,100万円の出費になるわけでございます。それも一つ、手かなと思っております。そして、高橋祐平議員がよく言われますが、小学校上がるときにランドセルを買うのをやっぱり助成してはどうか、それも5万円で助成しても200万円程度の金額になってくるわけでございます。それもありかなとも思うわけでございます。そして、これは少し極論かもしれませんが、私、反対でしたが、今になったらそれもありかなとも思うことは、宮田団長がよく一般質問の場でも申してましたが、高校生の通学費の一部助成でございます。それも本当にありかなと思います。須崎市へ来て、子育てをして、須崎総合高校は確かにあります。しかしながら、野球をしたい子どもは例えば高知高校行きたいとか、サッカーでは小津高校、高知高校行きたい、また英語をしたい子はもう高知国際高校とか、いろんな子どもは夢があると思いますので、それに対して出すのも本当に一つ手かなとも思うわけでございます。

市長、改めまして、この年間41人想定、その数字を見て、一つお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長(楠瀬耕作君) 女性1人が産まれる数というのはそれほど減ってないと考えておりまして、やはりその産む女性の数を何とか増やさなければ、今、人口構造的に非常にこの出産可能年齢の女性の数が減っていく、急激に減っていくという予想が出ておりますので、それを何とか立て直さなければこの少子化は止まらないというふうに基本的に考えてます。先ほどもそのために女性の数を何とか増やしたいというお話をさせていただきましたが、やはりその観点で進めなければ少子化に歯止めがなかなかかからないであろうと、これ日本全国から見るとパイの奪い合いということにもなりますけれども、やはり須崎市として、女性が働きやすいまちづくりとなりますと、これ全般的に非常に快適なといいますか暮らしやすい、その視点でいくとまちにつながることもあるんじゃないかな、そのようにも思っております。ぜひこの施策を、今、庁内で全課が参画しているいろんなアイデアといいますか施策を検討しておるところでございますので、ぜひ来年度予算に反映させたいというふうにも思っておりますので、その中で議員の皆様からもいろんな御提案、あるいは議論をいただきながら、やはりこちらの考えだけでは駄目だと思いますので、一緒になってこの少子化に対応、対処させていただければというふうに思っておりますのでございます。

○議長(土居信一君) 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番(西村泰一君) 早速御提案させていただきます。

次年度からの御提案という意味で、本市の保育料完全無償化についてでございます。

国の政策において現在3歳児以上、そしてゼロから2歳児までの第2子以降、これはいろいろ国において収入制限とか制限があるようでございますが、一定無料となっております。第1子を含め国の無料化にかからない方をふるさと納税や単費で補い、完全無償化にできないかということでございます。

そこで、まず、子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。

完全無償化にするには、今年度ベースでどれぐらいの追加予算が必要となりますでしょうか。

そして、続きまして、市長にあわせて、この提案をどう考えていただけますでしょうか、それぞれの御答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長(土居信一君) 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長(市川ゆかり君) お答えいたします。

これまでも本市の保育料制度につきましては受益者負担の原則を踏まえつつ、多子世帯の負担軽減を図る観点から、第2子以降の保育料を無料としているところでございます。また、第1子が無償化した場合の利用者負担額の減収見込みは、本年度の算定を基に単純計算いたしますと約1,600万円となりますが、実務としてはさらなる精査が必要でございます。

○議長(土居信一君) 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長(楠瀬耕作君)

先ほども申し上げましたとおり、女性活躍のまちを目指したいということでございますので、

その運動の中で御提案を検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。この少子化、本当に危機的状況で、次年度のことも考えますと、私、少し怖いと思うところもあります。来年は60年に一度のひのえうまの年でございます。現在ではその悪しき風習、それを考えている方はいないとは思いますが、現実には昭和41年の出生数は著しく減少でございました。そういうこと踏まえて、本当に大丈夫なのだろうかという懸念も少し持っているところでございます。市長、前向きにひとつよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、総合経済対策についてお伺いいたします。

政府は、臨時閣議において、21.3兆円規模の総合経済対策を決定いたしました。その後、総合経済対策の裏づけとなる補正予算18兆3,034億円を現在、上程をいたしております。実質GDPを24兆円程度、成長率を年率1.4%ほど押し上げる効果を見込んでいるとのことでございます。物価高に直面する家計への直接的な負担軽減策として、重点支援地方交付金2.2兆円、電気・ガス料金負担軽減支援事業5,000億円、ガソリン税の暫定税率の廃止に伴う1兆円、子ども1人当たり2万円を支給する子育て応援手当4,000億円、年収の壁見直しとして1兆2,000億円などが計上されておられます。

そこで、まず、総務課長にお尋ねいたします。重点支援地方交付金の本市への配分、どれぐらいの規模になるのか、想定になるかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） おはようございます。

現状では国からの明確な配分額は通知をされていない状態でございます。目安といたしまして、国の令和6年度一般会計補正予算で措置された重点支援地方交付金の限度額のおおむね330%となる見込みとの通知はあっております。この目安どおり配分された場合におきましては約2億5,000万円程度となっており、ここ数年では最大規模の交付金の額となる見込みでございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 最大規模に、ここ数年、なるというお答えいただきました。

続きまして、これに対応して、物価高騰に直面する中、やはり即効性を持って市民に届けなければなりません。一定、自治体が自由に裁量を委ねられている部分もございしますが、どのような方法、メニュー等でお届けするのか、また、各課から現在のところ要望は来ているのか、総務課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 西村議員御案内のとおり、国からは推奨メニューとして生活者支援や

事業者支援など、物価高騰対策に関する支援が示されているところでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、国から正式な交付額の通知がまだ届けていない状態で、各課からの要望等につきましても集約はできていない状態です。今後におきましては、できれば12月中には一部実施できる事業を決定をいたしまして、令和7年度内までには全て予算化できるよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 当然今からというようなことで、今からまた検討していかなければならない問題だと思います。

重点支援地方交付金の中には、家庭支援枠と食料品物価高騰に対する特別加算枠がございます。後者の特別加算枠については、先ほど総務課長も触れられましたが、お米券やプレミアム商品券、いろいろなメニュー、ある程度この行政、市に委ねられている部分がございます。私はやはり、お米券よりは、昨年実施いたしましたジモッペイやプレミアム商品券がいいのではないかと思います。地元店舗で消費することにより地元経済への波及効果につながってまいります。御検討をよろしくお願い申し上げ、元気創造課長の御認識をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

このたびの重点支援地方交付金の具体的な活用につきましては、今後検討することとなっておりますが、議員御案内のジモッペイポイントは、現金でチャージしたポイントを市内の加盟店舗で使用した場合にのみ還元ポイントといった形で消費者に付与することができるほか、その還元ポイントは市内の加盟店舗でのみ使用できるようにすることなどが可能となっております。このようなことから、今後、市内事業者を支援するという観点から、同様の事業を実施する場合には、商品券等の発行に係る印刷費等の経費をかけずに事業者を支援することができるのではないかと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 御認識お伺いいたしましたけど、一定、ジモッペイを使われない方もおりますので、やはりそれは一部だと思いますけど、その方に対するやっぱり手厚い手だてということもあわせて考えていただきたいと思います。

次に、6月議会において重点支援地方交付金を利用し、漁業従事者に支援ができないかという質問をいたしました。その後早速、9月議会において他事業の残額の交付金を利用し、また12月議会においても見込み残額の全てを利用し補正計上をしていただきました。農林水産課長はじめ執行部の対応の早さに感謝いたしております。12月議会議決を経て、できるだけ早い支給が求められておりますが、いつ頃支給されるお考えでしょうか、農林水産課長補佐にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長補佐。

〔農林水産課長補佐 長山浩二君登壇〕

○農林水産課長補佐（長山浩二君） お答えいたします。

1 2月議会の議決をいただきました後、早急に支給に向け事務を進めていきたいと考えております。交付金の支給につきましては、申請や請求の手續などもございますので、支給の時期としましては来年1月末までに支給できるよう手續を進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解いたしました。よろしくお願いをいたします。

今年度は重点支援地方交付金、他事業での残高をかき集めての計上でございました。ゆえに、令和3年、令和4年、令和5年に支給された規模より少なくなっております。錦浦、町、釣等の漁協に対しましては従前の2%の水揚げ報奨金が1.4%となっております。また、この1.4%は昨年度の水揚げに対する支給となっております。ただ、今年は養殖漁業においても例年以上の白点病が発生しており、またサメ被害も継続して出ております。シラスのバッチ網漁に関しては、例年まれに見る不漁が続いております。そういった意味で漁業従事者も大変厳しい状況でございますので、次年度以降は水揚げ報奨金2%以上、漁場料、これは一部漁協からの御支援の部分もでございますが、2分の1以上の支援規模を確保できるよう努めていただきたいと思います。農林水産課長補佐の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長補佐。

〔農林水産課長補佐 長山浩二君登壇〕

○農林水産課長補佐（長山浩二君） お答えいたします。

近年の水産業を取り巻く環境につきましては、漁業従事者の高齢化や担い手不足などに加え、燃油高騰や漁獲量の減少、養殖業につきましては餌代の高騰、そしてサメや白点虫による被害など、経営が大変厳しい状況であると認識しており、今後も引き続き水産業への支援は必要であると考えております。議員御案内の次年度以降の支援規模を確保できるように、つきましても、今後活用できる交付金などがありましたら検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 今後使える交付金があったら検討というようなお話でございました。前向きな御検討と捉えてよろしいでしょうか、改めましてお願いします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長補佐。

〔農林水産課長補佐 長山浩二君登壇〕

○農林水産課長補佐（長山浩二君） お答えいたします。

次年度以降の活用できる交付金等の額もありますので、詳細については控えさせていただきたいと思っております。御了承いただければと思います。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） もうこれ以上質問しませんが、よろしくお願いをいたします。

続きまして、給食センターについてお尋ねいたします。

調理配送業務を委託するために、本年9月3日に公募型プロポーザル実施の公告がなされ、契約業者が選定されておられます。このことは公表されておられますし、11月25日の議員協議会でも説明がございましたが、改めまして経過の詳細について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 皆様、おはようございます。

西村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議員からのお話があった部分も含め申し上げますと、給食センター調理配送業務の公募型プロポーザルの実施について、本年9月3日に公告し、11月7日に参加事業者によるプレゼンテーションを行いました。そして11月13日に契約候補者として日本国民食株式会社を選定し、12月1日に契約を締結いたしました。給食センターの完成時期が1か月遅れる予定ではありますが、4月に稼働できるよう準備を進めていただいております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解いたしました。日本国民食株式会社、何かすごく和食が得意な会社かなど、私はこの名前を見て思ったわけでございますが、それはさておき、確認のために何問か質問をさせていただきます。

まず、昨年12月議会や本年6月議会でも御質問させていただきましたが、食材の納入については、地元の方が地元で経営されておられる、いわゆる地元企業をでき得る限り活用していただけるという御答弁をいただいております。教育長、見通しはついておられますでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 見通しについてお答えをいたします。

これまで各学校で取引のある地元業者約8社を含む業者に聞き取り調査を行い、給食センターでの900食以上の食材発注についても継続して取引できることを確認しております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） やはり1,000人、1,000食規模になっておりますんで、その辺少し懸念がございましたが、やはり教育委員会としても各業者さんにやっぱり尋ねられて、一応、一定できるというような方向で認識をされておられる、その努力について御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、この給食センターの開業についてでございますが、来年4月となっております。残り3か月余りになった今、新学期よりの開業の見通しは确实についているのでしょうか。市長の提案趣旨説明でも工期が少し遅れるとのことも言われておられました。また試運転等も必要でございます。不測の事態も発生するおそれもございます。そのようなときに関して、遅れる可能性があるとするならばその間の対応策、それは考えておかなければならないと思いますが、教育

長にその辺お伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

給食センターにつきましては、議員協議会で御説明したように、建築工事が2月13日から3月13日まで、1か月の工期延長となったところでございます。一方で、契約を締結した調理・配送の委託業者には、建築工事の工期延長について御理解をいただいております。令和8年4月からの稼働に向けて準備を進めていただいております。

遅れた場合の対応について御質問をいただきました。本来の給食より簡単なものになるかとは思いますが、数日分の昼食を提供するための予算化を考えております。あくまで万が一の場合でございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解いたしました。4月開業、本当に願っているところでございます。

その給食センターについての最後の質問になりますが、調理員と配送業務は外部委託でございます。そのセンターを運営するに当たり何名の調理員、配送業務員が必要になると考えておられますでしょうか。また、センターへ移行する小・中学校の会計年度任用職員さん、今年度末で退職でございます。その方々の職場確保も必要でございます。そういった意味でそういう方々にお声かけが進んでいるのでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

給食センターの調理、運営に関しては業者に委託をしております。人員についても同様に業者が円滑に業務を進めることができる配置をお願いしております。委託業者としては、今のところ調理17名、配送6名の体制で準備を進めていただいております。また、現在、各学校で勤務している会計年度任用職員の調理員には、早ければ12月中に委託業者が雇用の意向確認も含めた個別面談をする予定と聞いております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解いたしました。よろしくお伺いをいたします。

次に移ります。統廃合後の中学校の利活用についてお伺いをいたします。

本年度末をもって浦ノ内、南、上分中学校が統合されます。市長の提案趣旨でも触れられておりましたが、各地域で閉校の行事も執り行われておりますし、3月には市主催の閉校記念式典も開催される運びとなっております。

そこで、統廃合後の校舎、グラウンド、体育館の利活用、どのように考えておられますでしょうか。また何か地域から要望が出ておりますでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

校舎や体育館、グラウンドなどの学校施設につきましては、教育を目的とした市の財産という位置づけでございます。中学校統合後に小学校が残る学校施設につきましては、小学校としての活用を優先します。それ以外の学校施設につきましては、教育目的以外の公共の事業での検討を行っていくものでございます。一方、体育館やグラウンドにつきましては現在も社会体育などによる休日、夜間などの活用がされており、統合後も引き続き利用いただける方向で考えております。地域からの要望につきまして、例えば南中学校では公民館移転、浦ノ内中学校では子ども議会を通じて宿泊施設等としての活用の御意見をいただいているところでございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 何か想定していた次の質問がなくなったような気がしますけど、まず、現在でも休日や夜間ですよ、ほんで平日の昼間とか、利用頻度等は、これはあれでしたね、それはもう取りやめます。

まず、多くはやっぱり開放というようなことで、それでしたら広報を通じていろんな、例えば明德さんも、クラブも足っておりませんので使えますよとか、そういうようなことをやっぱり、ただ、まだ知らないと思いますんで、知るような形で広報等に載せるとか、また発信をしていただきたいと思います。

続きまして、その他当面する課題についてのうち、SNSについてお伺いをいたします。

開会初日、議会改革調査特別委員長から報告があったとおりでございますが、9月議会において議会開閉会、一般質問、全ての委員会をYouTubeでの配信を行うべきだという陳情が提出されました。9月議会におきましては、議会改革調査特別委員会で協議をするという結論に至り、その後11月14日、特別委員会を開会し、協議をいたしました。協議の結果、便利であるというメリットはあるが、それ以上に切り抜きや事実と異なった悪意を持った動画が作成され拡散される可能性がある。またそれに対して法整備も不十分であり、デメリットのほうがはるかに大きいといった意見が多く、全会一致で不採択となりました。現にこの須崎市におきましてもSNS上で議員個人に対しまして、議場では言えないようなひどい言葉で誹謗中傷している特定の市民がおります。残念でなりません。

まず、市長、そういった事実、内容等、一定把握されておられますでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） SNSの投稿を直接見たわけではございませんが、一部の議員への心ない言葉の書き込みがあることは聞き及んでおります。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 次に、議会改革調査特別委員会での全会一致での不採択の決議、市長はどのように評価されておられますでしょうか。御所見をよろしくお願いたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 議会改革調査特別委員会において協議されて不採択とした結果につきましては、議会の判断として尊重いたしたいと思っております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解をいたしました。

今後の対応についてお伺いいたします。

現に数人の議員がSNS上で誹謗中傷を受けております。今後においても執行部、特に市長や議員がSNS上で悪意を持った書き込みの標的にされるおそれがございます。そのような場合に備え、行政としても一定のマニュアルづくり等も検討していかなければならないと思うわけですが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 特定の職員や部署がSNSなどでの誹謗中傷や事実無根の投稿等を確認した場合には、職員の安全を守り行政への信頼を維持するため、しっかり対応することが重要であると認識をいたしております。現状では、不当要求行為等への対策に関する要綱を定めておりますが、SNSに特化した対応マニュアルは作成いたしておりません。SNSの誹謗中傷等への対策として、具体的には、各SNSの通報機能への削除依頼をはじめ、必要に応じて顧問弁護士や警察署への相談など、組織として対応していくことが必要であると考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長、今述べられたことを、やはり執行部、議会も共有したいと思っておりますので、一定マニュアルとして形にさせていただいたらありがたいと思っております。その対応についてですね。また今後、その辺もまた、御答弁は構いませんので、よろしく御検討のほどお願いを申し上げます。

次に、教育現場でのSNSいじめについてお伺いをいたします。

近年子どもたちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が急激に増加しております。そんな中、インターネットを利用し特定の子どもに対する誹謗中傷を拡散したり、他人になりすましたりする等、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が深刻化してきています。現に年々不登校の数も増加傾向であり、その大きな要因の一つであるいじめ、今やSNSがいじめの温床となっております。ゆえに教育現場での情報モラル教育の強化やネットパトロールの実施が求められております。

そこで、長年教育現場の第一線で御勤務されてこられました、また信頼を得て御活躍をされてこられました教育次長さんにお伺いをいたします。本市のネットいじめの現状、そして対応、あわせて啓発をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育次長。

〔教育次長 西村浩司君登壇〕

○教育次長（西村浩司君） おはようございます。

ネット上でのいじめにつきましては、特徴といたしまして誹謗中傷、なりすまし、あるいは仲間外れ等がございます。こうした問題を早期に対応するために、高知県教育委員会が実施するネットパトロールにより、情報モラル上、対応が必要な案件につきましては随時情報提供を受け、学校と連携をして対応を行っております。これまで本市におきまして対応が必要な案件は数件、確認をされておりますけれども、その都度、警察及び学校と連携して適切に対応をしているところでございます。

情報モラル教育の推進や啓発につきましては、年齢、発達段階に加えて機器の利用経験等も十分に踏まえながら教職員の研修、そして須崎警察署のスクールサポーターの協力を得ながら情報モラルについての授業を実施しております。また、教育年間計画に沿った防犯安全教育を実施しております。なお、御家庭の協力も必要不可欠でありますことから、タブレットやスマートフォンはルールを守り使用するよう、様々な機会を通じて保護者にも啓発をしているところでございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 教育次長、そのとおりですね、本当に学校だけでなく家庭や親、それも一体になってやはり子どものことをもう少し理解するように努力することも本当に必要と思います。このネットいじめもう本当に撲滅したいと思いますので、今後もお力添えのほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、その他の件の2点目でございます。横浪運動広場の人工芝生化グラウンド整備についてお伺いいたします。

9月議会に陳情書が提出され、賛成多数で採択されました。また、9月議会において高橋祐平議員がその必要性和整備費等の質問をされ、対する執行部の御答弁は、財政的な課題はあるが、情報収集や調査をしていくという内容であったと記憶をいたしております。また、その後、明德義塾中・高等学校さんからも人工芝のサッカーグラウンド、いわゆるサッカー道場と申しますが、廣見課長のほうが視察に来られ、意見交換もされたと聞き及んでおります。熱心に調査をされておられると、本当にありがたい思いもするわけでございます。

そこでお伺いをいたしますが、陳情採択をされてから3か月程度経過いたしました。情報収集や調査の現状、進展ございましたでしょうか、文化スポーツ・観光課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 改めまして、おはようございます。

お答えいたします。

須崎市立スポーツセンター横浪運動広場の人工芝整備の件につきましては、本年9月議会におきまして、サッカーによるまちづくりを促進する会から2,120筆の署名とともに提出のありました陳情が採択となりました。議員御案内のとおり、明德義塾中・高等学校のサッカーグラウ

ンドも視察させていただきましたし、9月定例会以降、庁内関係課等にも御協力いただきながら、全国の人工芝グラウンドの情報や人工芝の種類等の資料の収集、財源となる可能性のある補助制度の確認等を実施しているところでございます。人工芝グラウンドは、整備する芝の種類や整備面積等の諸条件により大きく変化するものでございまして、現時点でお示しできる計画等はございませんが、引き続き整備方法や財源の確保等につきまして調査研究を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） どうも、この3か月間余りでございましたが、いろいろ調べていただいているなと思ったところでございます。課長の御答弁、私、前向きな御答弁だと、できるならどういうふうにするか、いい補助金はないのか、そういうような思いもいたしておりますので、その観点で次の質問をさせていただきます。

この陳情書の要望の理由の中に、4番といたしまして、グラウンドゴルフをはじめとするスポーツの多目的利用が可能となるなら、市民スポーツの普及促進が期待できると書かれております。

そこで、多目的利用という観点で提案させていただきたいと思っております。現在、明德義塾中・高等学校において練習場等確保できるとするならば、新たなクラブの新設を検討したいとお聞きいたしております。廣見課長も当然御存じだと思いますが、ラグビー部でございまして、余談でございまして、カヌー部においても本市のカヌー場の有効利用、またカヌーのまちとして売り出す等々のアピールも含まれていたかとは思いますが、楠瀬市長自ら明德義塾に出向きカヌー部新設を打診された経過もございまして、新設から数年で日本一の選手を輩出するなど、今では全国屈指の強豪校になっております。そのようなことから、ラグビー部においても大きな期待が持てるのではないかと私、考えているわけでございます。また、ラグビーは15人制でございまして、多くの人数も必要となってきた、ひいては生徒の増加も期待できるかもしれません。そういったことから、人工芝化の際にはラグビー場としての機能が併用できる整備を願っております。少し夢を申しまして、早い質問かもしれませんが、御答弁を廣見課長、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

ラグビー施設をあわせて整備をしてはどうかとの御質問でございまして、横浪運動広場は縦10.5メートル、横6.8メートルの公式サッカーコートが1面入る広さがございまして、一方、ラグビーのコートは縦11.4メートルから14.4メートル、横6.8メートルから7.0メートルと規定されておまして、航空写真上で計測した場合、コート1面を配置することは可能であると思われまますが、余白がほぼない状態となってしまいます。また、ラグビーはサッカーと違いゴール枠にボールを入れるのではなく、コート両端のゴールバーを超えることを目的としたプレーもございまして、これを整備する場合、現在の防球ネットの高さの延長や周辺住民の皆様の御理解も必要になるかと思われまます。これらのことから、公式ラグビーコートの併設につきましてはハードルが高いのではないかと考えまますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、現時点で決定してある計画

等はございませんので、引き続き様々な御意見等をお伺いしながら調査研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 面積が厳しいんですね、ぎりぎりになるんで、そこまでちょっと自分の感覚の中ではなかったです。またひとつ引き続き、それあわせて、今後また検討もしていただきたいと思います。

続きまして、須崎市防災集団移転促進事業についてお伺いいたします。

浜町を対象にした高台移転に関する住民意向アンケート調査結果が公表されました。その結果に対する感想について、建設課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

将来の発生が予測される南海トラフ地震に備え、安全なまちづくりを進めるため、事前防災の観点から、住まいの高台移転に特化した意向を把握することを目的といたしまして、本年6月から7月にかけて浜町1丁目と2丁目にお住まいの全世帯を対象に意向調査を実施いたしました。調査へ御協力いただきました浜町にお住まいの皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

詳細につきましては、議員御案内のとおり、須崎市ホームページに掲載のとおりでございますが、移転の意向につきましては、今の家に住み続けるとできれば引っ越したいが同数の回答であり、住み続ける理由にいたしましては、今の家、地区に愛着がある、津波災害が起きたら逃げればよい、経済的な理由、年齢的な理由を選択された回答が多く見られました。結果として、要約いたしますと、全体の34.2%が今の家に住み続ける、41.2%が今住んでいる街よりも遠くても安全な場所への移転を、14.9%が高層階住宅といった、今住んでいる街の近くで安全な場所への移転を希望する結果となりました。今後、この結果を踏まえ、庁内でどのように方向性を出していくかを検討していく必要があると考えておりますが、移転を希望される方、住み続けられる方、どちらも一定数おられる結果となっておりますことから、移転先の確保について、引き続き尽力しつつ、移転後の跡地利用や地域に住み続けられる住民への生活支援など様々な課題を解決するために総合的な議論が必要になってくるのではないかと感じております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 課長、よくお答えしていただきましたね。僕これなかなか答弁できにくいかなと思ってました。今の家に住み続けたい方とどこか引っ越しをしたい、引っ越しをしたい中でもやっぱり公が行政としても支援をして引っ越し費用を出すとか、いろいろ観点がありましたが、半数ぐらいで、なかなかこの見通しが、ちょっとどういうふうにしたらええかというようなことも少し不安を感じたところでございます。また、一定その場所において、その場所にやっぱり愛着もあろうかと思えます。市長、別の観点ですが、防災になりますので、今回はこの質問ではないですが、やはり高い建物、高層マンションと申しますか、津波が来ても高層には来ないとい

うようなマンション、例えば若者定住住宅であったり、高齢化住宅であったり、そういうことの検討というものに少しかじを切ってもいいのかなと私、思ったりしたところでございます。

それで、1点だけ建設課長にお伺いをいたしますが、今回のこの浜町の調査でございました。例えばこの隣接する新町であったり原町、そして全然別の地域である多ノ郷地区、大間本町や大間東町、西崎町、そういったところでの調査、意向調査、実施されるお考えが今後あるのか、1点、建設課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

防災集団移転促進事業は、自然災害が発生した地域または災害のおそれのある区域において、地域が一体となって住居の集団的移転を促進することを目的とした住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取り等を行う市町村等に対し事業費の一部を補助する制度となっております。

今般、防災集団移転促進事業の基礎材料とするため、地域住民に対する意向調査を実施いたしました。対象地域を浜町とした理由といたしましては、海に面していることやL2津波浸水想定、避難場所との距離、道路網など地形的な条件に加え、高齢化率や地震、津波の被害経験などを踏まえ、国土交通省の助言をいただきつつ、選定に至ったものでございます。

現在、国土交通省から防災集団移転促進事業の伴走支援を受けており、浜町地区が集団移転した場合の影響について検討していただいているところです。南海トラフ地震における防災集団移転促進事業は制度としてはございますが、現在のところ事例がなく、広範囲の事前移転となりますとかなりの困難性があるものと推察するものでありますことから、意向調査の範囲を広げることについては検討する段階に至っていないものと考えております。

本市といたしましては、まずは小規模高台開発に注力して取り組むことといたしており、今後におきましては、防災集団移転促進事業の制度をはじめとする既存制度の要件緩和や造成や補償等に係る費用に対する支援を受けられる新しい制度の創設などを要望していきたいと考えております。

○1番（西村泰一君） 再質問したかったですけど、時間が来ましたのでこれで終わります。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。12番高橋立一さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） おはようございますと言うにはもうちょっと時間が来ましたけれども、挨拶をさせていただきます。

まず、第1番目に、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。高台移転についてござい

ます。先ほど西村議員が質問された中でちょっとアンケートの答えとかそういったことで触れられておりました。西村議員のふんどしを借りながら1問目の質問をしたいというふうに思います。

現在、高台整備に向けた取り組みが進められておりますが、小規模であっても可能なところ、ゼロよりも1、1よりも2という姿勢は大いに理解できるところでございますし、本来あるべき姿であろうとも思うところでございます。しかし、懸念する点として、これまで検討されてきた大規模な過去の候補地について、忘れ去られたものとなつてはいないかということが少し頭の中にございます。それぞれの候補地には、開発に際しての条件や課題があり選定に至らなかった経緯はこれまでも市長が述べられてきました。しかしまた、情勢や条件等の変化で再定義することもあり得るのではないかと考えるところでございます。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台開発につきましては2点ポイントがありまして、災害が起こる前に対策を打つ事前対策として、ぜひやりたいという思いがございます。国の今の財政出動のスタンスといたしましては、東日本大震災等々、大規模な災害が起こりますと、事後の復旧につきましては国がお金を出すと、それで10年、あるいは15年かけて復旧させていくわけでございますが、やはりこの時間が非常に人口流出につながっていくわけございまして、そういうことないようにぜひ事前にやりたいと。しかしながら、国のスタンスといたしましては、事前に対しての国からの支援、補助が今ない状況でございます。ただ1つあるのは防災集団移転促進事業ということでございますけれども、非常にこれはいろんな制約があつてハードルが高い、あるいは移転しようとする人の負担というものも発生する可能性が高いという制度でございますので、この辺りの緩和を求めているところと、やはりハザードマップで災害が想定される地域については事前対策としての高台整備に対して国からきちとした支援をしていただけるような制度も新設していただきたいというような要望を今しておるところでございます。

本市が取り組む高台整備につきましては、短期的に整備が進められる小規模高台開発を優先して実施することとし、東川内第1市営住宅跡地の開発を進めることにつきまして、議員の皆様にご理解をいただいたところでございます。現在この用地に係る測量や地質調査、造成工事の設計業務委託をはじめ、地権者への説明や高知県との間で開発協議を進めている状況でございます。

一方で、大規模な高台整備の検討につきましては、令和2年度に実施いたしました、高台整備に関する官民連携導入検討調査におきまして広範囲の候補地を複数選定し、それぞれの特徴や課題を明らかにするなど一定の実現可能性が示されたものの、用地取得や造成、上下水道整備等に活用できる交付金等がないこと、膨大な土の量を動かす必要があることや、その土を受け入れる場所の確保が必要であること、土砂災害を防ぐ擁壁等の整備に多額の費用がかかることなど、市の財政負担が大きくなり過ぎることなどを踏まえまして、直ちに事業化には至らないとの判断をした経過がございます。これらのことから、まずは、現在進めております小規模高台開発に注力して取り組むことにより、若年層の市外流出を防ぐとともに定住者の誘致や子育て環境の充実に向けた基盤整備を実現したいと考えております。しかしながら、これまで検討してきました用地をはじめ、事業に適した用地につきましても引き続き活用できる交付金や有利な支援制度など、

情勢の変化がございましたら開発可能性について検討してまいりたいと思っておりますし、先ほど西村議員からも御質問がありました、高層階の建物につきましても防災集団移転の事業の中へ組み込みができないかというようなお願いも今、国土交通省とやっておるところでございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 従前から市長、同趣旨のことを何度かおっしゃっていただいて、質疑の中でも答えを一定もってきてるところでございました。本当にジレンマも大きく、行政の皆さんもあろうかというふうに思います。先ほど西村議員の他の質疑の中で明らかになった、その浜町地区の皆さんの答え、そういったものも踏まえて考えるならば、やはり何もかもがうまく回って進んでいくというには、なかなか簡単ではないなということを改めて思ったところでございます。ただ、やはり誰にとっても命第一のことは当たり前のごとでございます、命を守るための施策を打っていくことの大切さというのは誰もが、これも承知しているところでございます。国を動かすことの大事さもあろうかというふうに思いますし、一方では、先ほど言いましたようにゼロから1、1から2へと、小規模であっても移転を可能にしていく施策もこれからやっぱりなしには考えられないというふうに思うところでございます。そういった意味で、こういう言い方したらなんですけれども、昨夜も東北のほうで大きな地震がございましたし、例えばこういった質問をしたときに改めてやっぱり地震というもの、あるいは津波というものへの新たな気持ちの覚醒といいますか、そういった部分は出てくるんだろうというふうに思います。むしろそういった機会を捉えて、ある意味それを使ってやっぱり次の取り組みへと大きく一歩進んでいくということも、変に他力本願ではございませんけれども、そういった気持ちも結構大事なんじゃないかというふうに思うわけでございます。ぜひとも市長、今までのいわゆる候補地として上がってきたところも状況の変化によっては再考することもあるかもしれないという答弁であったと思いますので、ぜひ、いい土地があるのは間違いなくあるんだろうというふうに思いますので、これから、何といいますか、掛け値なしにそういったところの取り組みを、いつでも臨戦態勢で考えていっていただきたいというふうに思うところでございます。

次の質問に移ります。当面する課題について、安和保育園についてお伺いをいたします。

9月定例会時に地元と交わした確認書を保留とし、園を継続する方針が示されてきました。結果として、須崎市保育協会を指定管理者とすることで来年度の継続運営ということになりましたが、指定管理期間は1年で、以降協議ということになっています。今後どれぐらいの期間継続することを考えておられるのか、また園児数の目安はどういったものがあるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問の安和保育園と吾桑保育園につきまして、9月の議会で確認書を保留ということをお願いしたわけでございます。これも先ほど西村議員の御質問にもございましたが、この趣旨といたしましては、やはりこれから女性活躍、女性が暮らしやすいまちを目指していくという取り組みの中の一環と考えておりました、先ほども申し上げましたとおり、これから

施策、来年度予算に向けて展開していくという段階でございます。そういった中で子育て環境を確保するという意味で保留とさせていただいたわけでございますので、期間の定めというのはまだ現在明確に設定はしておりません。園児の数等を基準とした廃園についても現在は考えてないということで、全てこれから施策を実施しながら、そういうことも検討課題として上がってくるのかなというふうには思っております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） このことについてはかなりタイトな中での、スピードを最終的にすごく上げた部分で決まっていたところが多かっただろうというふうに思いますので、なかなかその次々年度以降のことというふうなところまで議論がもしかしたら行きにくかったのかなというふうに想像もするわけで、ということは、また2年後、次々年度に向けての協議というのが存在し得るかもしれないということだろうというふうに思うわけでございます。そういった意味でいいますと、今回の、少しやっぱりちょっと最後にやばばたばたしたような印象があったので、そういったことがないように、来年度を経て、その次、年以降の対応についてしっかりと対応していただきたいというふうに思いますが、その点、改めて市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 1つの課題といたしましては、やっぱり保育士の確保ということがございます。今年も須崎市保育協会のほうで求人を出したようでございますけれども、応募がなかったという状況でございます。今後、園を継続していくためにやはりそういう人の面をしっかりとバックアップ、サポートしなければならないというふうには考えておるところでございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 口幅ったい言い方になりますが、やはり今年の反省点は反省点として、やはり次はもっとスムーズな形で対応ができるように、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

それで、来年度継続するにあたっては園舎の維持管理費等も当然必要になってくるというふうに思いますが、施設管理費も含めての継続の検討ということでよろしいのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 園舎の維持管理につきましては、指定管理者と連携しながら必要な修繕を日常的に行ってきておりまして、現時点で特段新たな費用は発生する見込みはないと認識をしております。引き続き施設の安全確保を最優先に、必要な点につきましては予算措置も含め適切に対応してまいる所存でございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 分かりました。安心もしたとここでございます。ずっと言ってきましたように、いくら指定管理に頼んでもやっぱり行政としての責任は残るわけでございますので、そういった意味で、ある意味当然といえば当然なんでしょうけれども、改めて明らかにしていただいたことで安心をいたしたところでございます。これが、先ほどの話じゃないですが、次々年度もどうなっていく分かりませんが、少なくとも行政責任の自覚という面では必要だろうというふうに思うわけでございます。ぜひ強く取り組んでいただきたいというふうに、子どもに園児たちに影響のないように、悪い影響のないようにお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

その他として、職員採用についての質問でございます。

本市におきましては、技術職、保健師等、専門職も含めて一般採用、あるいは社会人経験者採用が実施されてきて、それぞれの特長、特長の「長」は長い「長」ということで表記させていただきたいと思いますが、を生かすものとなっていると想像するところでございます。その一方で、全国では会計年度任用職員を一般職の正規職員として採用する特別枠の試験を実施している自治体が出てきております。高知市でも行われていると聞いておるところでございます。この方法に限らず、現在、本市において新たな採用方法、採用試験の仕方について検討されておられるのか、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

地方公共団体等の公務職場におきましても人材の確保に苦慮をいたしております。各自治体が様々な工夫を行いながら採用試験を実施しているところだと認識をいたしております。そうした中で、高橋議員御案内のとおり、高知市をはじめとする自治体において会計年度任用職員経験者枠を設けていることは確認をいたしておるところでございます。

本市におきまして会計年度任用職員経験者枠の設置ということにつきましては、具体的に検討はいたしておりませんが、人材の確保に向け、毎年度、他自治体等の情報収集も行いながら様々な検討、見直しを図っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） それぞれの自治体がそれぞれの工夫を凝らすということではございましょうし、単純にその自治体の規模にもよってやっぱり幾つもの採用の仕方がある場合が出てくるかもしれません。そういった意味でいうと、須崎市の規模でいうと、それこそ大規模自治体とは言い難いところもあると思いますので、その課題もひょっとしたらあるのかなというふうな気もいたしますし、社会人採用ということ、本市に限らずやられようところあると思いますが、ある意味では非常に、何ていうか、画期的といいますか、よい方法だというふうにずっと思っておりましたし、先ほど言わせていただきましたように多様性とかそれぞれの特長とかさうい

った部分でいうと意味が深いのかなというふうな気もいたします。これからもそのいろんな方法を探りながら、ほかの自治体とも協議もされて工夫していただけたら、より豊富な人材の採用に至れるんじゃないかというふうに思うところでございます。

それで、次の質問移ります。

一般採用、社会人経験者採用は、単に採用枠の拡大とか多様性といったことだけじゃなくて、先ほども言いましたようにそれぞれ特長が生きてくるという視点もあるわけで、そういう意味では採用対象について工夫をすることが新たな門戸を開くことになるのではないかと考えるところでございます。現在の社会人経験者採用と条件が重なる場合も出てくるかも分かりませんが、その点を踏まえて採用枠の新たな試みについて、再度の質問になるかもしれませんけれども、近い将来実施していくつもりはあるのかどうか、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

会計年度任用職員としての勤務経験者を対象とした経験者枠を設けてはどうかという御提案ではないかと思えます。高橋議員御案内のとおり、会計年度任用職員として勤務された皆様が現場で培われた知識や経験を活かし、正規職員の採用試験に挑戦していただくことは、人材確保という点からも大変有効で意義のあるものだと考えております。また、今年度の採用試験から女性活躍推進事業の一環として社会人経験者にひとり親枠を設けるなど、新たな取り組みも始めたところでございます。いずれにいたしましても、会計年度任用職員の経験などを採用においてどう評価するかなど、先行事例である他自治体を参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 新たな工夫もされておるということで、裁量でどれぐらいできるかちょっと私も分かりませんが、できる可能な範囲で新たな試みをするということは、やっぱり課長言われましたように多様な人材、いろんな立場の方々を採用するというところで、新たな行政の展開ができる可能性も広がっていくんじゃないかというふうに期待するところでございます。そういった意味でも、何回も言いますが、そういった試みをする、あるいはそれについて考えることの大切さを実感するところでございます。ぜひともこういったところを進めていただきたいと思いますというふうに思うところでございます。先ほども言いましたように職員数の、例えば高知市なら本当にもしかしたら何種類かのこの採用の仕方というのは同時の年度にできたりすることもあるかも分かりませんが、須崎市の規模であればそれはなかなかそうはいかんぞと、別に、この枠をつくらなくてもこっちの枠で賄えるという言い方はおかしいかも分かりませんが、含まれるんじゃないかということも出てくるかと思えます。そういった工夫も必要かと、考えも必要かも分かりませんが、進めていただけたらなというふうに思うわけでございます。

次の質問に移らせていただきます。カスタマーハラスメント対策についてお伺いをいたします。

労働施策総合推進法が改正されまして、カスタマーハラスメント、以後カスハラと呼ばせてい

ただきますが、防止対策が事業主の雇用管理上の措置として義務づけられました。自治体によっては防止条例などを策定しているところもございますが、カスハラ対策に係る本市の状況はどうか、先ほど市長、西村議員との質疑の中で少しこれに関連するようなところ、触れられたこともございましたけれども、改めて副市長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 法改正に先行いたしまして条例制定を行った自治体もございますし、今回の義務づけによりまして条例制定を行う自治体が増加することになるかというふうに思いますが、本市ではカスタマーハラスメント、私も以後カスハラと言わせていただきますが、カスハラ対策のみを対象としているわけではございませんが、不当要求行為等への対策に関する要綱を定めておりまして、当該要綱に基づきまして、カスタマーハラスメントも含めた不当要求行為等に対しまして、組織的な取り組みにより適切に対処することで職員の安全、そして事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することといたしております。現状では、カスハラ対策として個別具体に条例制定することについては検討は開始をいたしておりませんが、一方で要綱という内規ではなく、その性質上、法規として条例で定めることで広く周知される効果や一層の抑止力につながるというふうにも考えられますので、他の自治体の動向を見ながら、その必要性が認められる場合は改めて検討することといたしたいというふうに考えております。

なお、不当要求行為等に関しましては毅然と対処とすることが重要でございますが、とりわけカスハラを意識し過ぎることがないように、接客や説明等に当たりましては丁寧を心がけ、カスハラとなる言動を助長することがないように、市民やお客様にしっかり寄り添った対応を行うことを基本としてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 全くそのとおりでございますが、カスハラを日常的に意識しなければならぬような職場というのは、やっぱり市民サービスの低下にもつながる可能性もございますし、働く御本人のモチベーションにとってもなかなか持ち続けにくいような状況になるんじゃないかというふうに想像するわけでございます。ほかの自治体との協議とか話し合いも含めて、条例として定めていく方向もということでございます。ぜひその方向で進んでいただきたいというふうに思うわけでございます。カスハラが違法であることが、先ほど副市長が言われました、例えば条例に明記されることでカスハラ被害の減少や緩和が期待されるのは当然そうでございます。カスハラを受けた職員の相談窓口、あるいは長時間の居座り等を防止するための庁舎管理規則の整備など、対策をもう一つ講ずるべきじゃないかというふうにも思うわけでございますが、副市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） お答えいたします。

さきに御答弁申し上げました不当要求行為等への対策に関する要綱に基づく対処とは別に、須

崎市庁内取締規則によりまして、庁内の秩序を維持するため庁舎等に入ることを制限または禁止し、必要に応じて退去を命じることができるとも規定もいたしておりますので、現時点では再整備、または見直しにつきましては特に考えてはございませんが、ただ、この須崎市庁内取締規則につきましては実効性においてはどうかという懸念もないわけではございませんので、出先機関の位置づけも含めまして、他の自治体も参考にしながらちょっと検討させていただきたいというふうに思います。ただ、現状ではそうした規則ということで縛ってございまして、例えばでございますけれども、旗、のぼり、宣伝板等を庁舎に持ち込むのでありますとか、正当な理由がなく、凶器または人の身体もしくは庁舎等に危害を及ぼすおそれがあるものを所持する者、それから、粗野もしくは乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼし、または庁舎等の施設もしくは設備を破壊するおそれがある者、面会を強要する者、退庁時刻を過ぎて、なお、庁舎等に長居している者、この規則もしくはこの規則に基づく命令または関係職員の指示に従わない者、こうした方々を対象にできるというような規則としてはございますので、これの実効性について、少しまた改めて課題とさせていただきますと思います。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 社会情勢の変化等に加えて様々な現実的な事件、事象というのも聞くことも多くなってまいったところでございます。副市長言われたような対策をぜひ強力に進めていただきたいんですけれども、もう一つは先ほど、これも西村議員との質疑の中で出てました、オンライン上ももしかしたら誹謗中傷をはじめとして、あることないことを拡散されたりすることがあるかもしれないということもあります。そういった面でいうと、その対策の中にオンラインでのそういったことも踏まえたものにしていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） SNS等のオンライン上での対応については、カスハラそのものとしてどこまで取り扱えるかというところの定義は非常に難しいというふうに考えております。カスハラにつきましては、基本的には、あるそういう事案に対してお互いに相手方が納得いかない部分なのか、向こうが不当に要求するものなのか分かりませんが、そうした行政サービスに対してやり取りがあるものというふうに認識しておりますので、そのSNSで個人を攻撃した誹謗中傷に関する部分と若干異なる部分もあるんじゃないかなと思いますので、その辺りは少し研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） そうとは言いながら、例えば来庁されてそのときには何もそんなに言わなかった方が、SNSの中で今日実はこういうことがあってということで語られる可能性はないこともないだろうというふうに思うわけでございまして、事務手続きではあるけれども、そういったことがある可能性は十分に考えられるわけで、そういった意味では、全く別物という捉え方は

やっぱりどうかなのというところは正直言ってございます。そういうことを考えれば、そこも含めた対策を考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、改めてどうでしょうか。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 御指摘のとおり、完全に切り分けるということとはできないということでは承知をいたしておりますが、ただ、言われますようにカスタマーハラスメントとしてお互いにやり取りがある中で、それを庁舎から出てその話をどのように広げるか、個人を攻撃するのか、それともその行政サービスに対して広くそういう、世間に周知するための方法を取るのかということになるんですけども、そのときに職員がどのようにそのことを感じるかということのほうが重要にはなってくると思いますので、そこをSNSで拡散された場合に全く気にしないことも大事かもしれませんけども、全く間違いであったりとかいわれのないことであれば気にしないということも重要かもしれませんが、繰り返しになりますけども、その部分が切り離せて考えられないという部分については認識しておりますので、その再整備に当たっては総務課とも相談しながら、少しその辺りができるかどうか、しっかりと検討したいと思います。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） ぜひ、そこは本当に必要じゃないかというふうに思います。単純に業務に関してのことだけじゃなくて、ここ近年はやっぱり画像であるとか、言葉だけじゃなくて画像であるとか動画であるとか、いわゆるデジタルタトゥーと言われるやつが非常に問題になってる。いくらその場で消してもやっぱり残り続けていく、どこかに残り続けていくという現状があったりするわけでございまして、言葉についてもいくらその場で消しても、やっぱり受けたほうが消せないショックを受けたり大きなダメージを受けたり、ひいては離職につながったりする可能性ももしかしたら考えられるところではございまして、大げさじゃなくて、やっぱりそこはあらゆる総合的な対策を、完璧な対策をやっていくべきじゃないかというふうに思うわけでございます。多分、行政で働く皆さん、法律の下に公平公正を標榜して市民の皆さんに対応されておられるわけではございます。多分じゃなくて絶対そうですが、そういった中で、例えば、ある意味、それを曲げてまでどうにかならんかと言われるような雰囲気の方ももしかしたらおるとするならば、そこはそれで、やっぱり中立を守らなければいけないのは市の職員でございますから、そこはどうしても譲れない。だから、私、行政の職員の方々に時々言うんですけども、お役所仕事という言葉が本当に100%、何ていうか、揶揄した言葉かといいますと僕はそうではないと、中立性を守ってるからこそお役所仕事になるんだということも思うわけでございまして、そういった意味では、そういった条例にうたったりして、背景として、職員の後ろ側にきちっとした盾をつくって、職員の皆さんがその姿勢を貫ける仕事ができる状況を職場をこれからますますつくっていただきたいなというふうに考えるところでございまして、ぜひその点をこれからの取り組みで強化していただきたいなと思うところでございます。

早いですが、これで私の今回の質問を終わります。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。通告順に質問をいたします。よろしくお願いいたします。

横浪運動広場の人工芝化について、私も聞かせていただきます。西村議員の後で、ちょっと違う観点からの質問になります。

9月の定例会にサッカーによるまちづくりを促進する協議会様より横浪運動広場の環境整備に関する陳情が提出されまして、須崎市議会は賛成多数で採択をしました。先ほどの質問と重複するかと思いますけれども、現在のこれについての市の見解と検討状況についてお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

須崎市立スポーツセンター横浪運動広場の人工芝整備の検討状況につきましては、先ほどの西村議員からの御質問に答弁させていただきましたように、現時点でお示しできる計画等はありませんが、9月定例会以降、庁内関係課等にも協力いただきながら情報や資料の収集、確認等を実施しておりますので、引き続き調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） グラウンドの整備については、人工芝化に向かっているということか、そうではなくて、人工芝化も含めた検討をできるのかということ、ちょっとよろしいですか、確認の。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 採択されました陳情は人工芝整備でございますので、人工芝を中心に調査研究を行っております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君）

私たち日本共産党は、実はその陳情採択には反対をした立場でございます。陳情者のグラウンド整備の御要望は当然賛同するものです。グラウンドの凹凸ですとか、雨の後、整備に時間がかかるといった現状の改善は大変重要だと思っております。

しかし、近年、地球規模で取り組むべき大きな環境課題として、海洋プラスチックごみの削減が叫ばれております。2020年には環境調査を手がけるピリカという会社が行った河川等流域のマイクロプラスチックごみの調査で、重量比でおよそ25%が人工芝であったことが報告をされました。こうした調査結果を受けて、人工芝から発生するパイル片やゴムチップなどのマイクロプラスチック流出を防止、抑制する取り組みが国内外で加速していることも鑑みまして、グラウンド整備の手法として、人工芝という限定した検討ではなくて、天然芝等も含めたあらゆる手法を比較研究し、検討すべきという主張で陳情採択に反対をしたわけでした。

2021年に日本スポーツ施設協会が人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドラインを作成いたしました。自治体では、大阪府や東京都多摩市が作成をしておりますが、そうした自治体の調査によれば、側溝にフィルターを設置するなどして流出を抑制できたマイクロプラスチックの発生量ですが、発生量のうちの、流出を抑制できたのは全体の5%未満であったことも報告をされておまして、国外では、新たな人工芝の敷設自体を禁止、または停止をする自治体が出てきております。

人工芝敷設によるマイクロプラスチック汚染の課題について、文化スポーツ・観光課長の認識をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

人工芝整備の課題の一つとして、マイクロプラスチックの流出防止等の対策が必要であると認識しておまして、定期的な清掃等によります適切なグラウンド管理や透水ネットの設置等によりますグラウンド及び排水設備からの流出防止対策等が必要であると考えております。こちらにつきましても、引き続き調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 分かりました。

陳情の審査に当たって、人工芝について調べていたところ、人工芝の問題点が非常にいろんな観点から指摘をされていることが分かりました。まず、人工芝は天然芝と比べて、20度ほど表面温度が高いという測定結果もございまして、熱中症のリスクが指摘をされておりました。また、天然芝に比べて、けがをする割合も高いとして、海外ですが、アメリカのナショナルフットボールリーグの選手からは人工芝グラウンドを禁止するようにリーグに要望しているという事実もございまして。FIFA協力の下行ったサッカー選手へのアンケートにおいても、サッカー選手は圧倒的に天然芝グラウンドを支持していることが明らかとなっております。さらに、人工芝のパイルやゴムチップに含まれる有害化学物質や金属の健康影響が懸念をされておられます。内分泌攪乱作用のあるフェノール類は、生殖機能にも悪影響が心配をされておられます。パイルやゴムチップに含まれるPAHsという物質は、国際がん研究機関から発がん性が報告されている物質です。さらに、発がん性ですとか、甲状腺疾患、生殖毒性が指摘されているPFASも人工芝を製造する過程で使用されておられます。ゴムチップに含まれる鉛も子どもの脳に強い毒性をもたらすとさ

れています。こうした懸念から、アメリカのボストンでは、2022年に公園への新たな人工芝の敷設を禁止しました。ボストンだけではなくて、本当にほかにも多くの州や地方自治体で人工芝の敷設禁止がこの2020年以降、相次いでいるということがあります。

こういったことから、子どもたちが使用するグラウンドでもある横浪運動広場に人工芝を整備することに関しては、本当に慎重な検討をする必要があるのではないかと私は思っております。健康影響や環境懸念など、天然芝であれば回避できるものもあります。

ただ、もちろん天然芝のデメリットというのもあると考えておまして、維持管理の大変さですとか、養生期間というのを設けないといけませんので、常時その利用ができるかというところ、そういったところで懸念点もございまして、ぜひこの横浪運動広場については、人工芝、天然芝、その他もあれば、いろんな方法について比較検討していくことが重要だと考えますけれども、文化スポーツ・観光課長の見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

人工芝グラウンドの整備を行う上での課題につきましては、それぞれ対策を検討していくべきであると認識しておりますし、これら課題に対する新たな製品等も開発されております。例えば人工芝グラウンドへの充填剤といたしましては、これまでゴム製や樹脂製のチップが散布されておりますが、近年では天然素材の充填剤もあるようございまして、こちらは表面温度の抑制にも効果があるとのことでございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、採択されました陳情は人工芝整備でございますので、人工芝を中心に調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） その陳情の趣旨がそういったものでございまして、市議会も採択をしておりますので、課長の答弁としてはそのようになるのも致し方ない部分があるかと思いますが、この陳情者の思いというのは、サッカーを思いっきりやりたい、練習をしていきたいという、そのための環境整備であると思いますので、こうした懸念が明らかになっていることは陳情者の皆様にも情報として共有していくことも大切ではないかなと思います。

地球規模での環境課題にどのように取り組んでいくかということも、陳情者様とも一緒に学んで、よりよい方向を選択することが望ましいのではないかと思いますけれども、この今の調査の段階で人工芝一本に絞らないほうがいいのではないかと思いますけれども、もう一度御答弁お願いできますでしょうか。

○議長（土居信一君） この際、まだ質問中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁求めます。文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 繰り返しの答弁となりますが、採択されました陳情の内容はグラウンドの人工芝化でございますので、引き続き陳情者の意向に沿った調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） そういう答弁ですが、諦めずに、子どもたちの健康上のことでもありますので、また私のほうでも調査も進めたいと思っております。

グラウンドに限らず、人工芝は、保育や学校施設や公園などでも使用されているかと思えますけれども、市内の人工芝の整備状況とこれらのマイクロプラスチック流出抑制防止策はどのように行われているのかお聞きします。

あわせて、今後の人工芝新規敷設や張り替えなどの際に、検討の指針となるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドラインの作成が重要ではないか、環境未来課長に御見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。まず、建設課が所管する公園についてお答えします。

池ノ内西児童遊園、源蔵児童遊園に人工芝が敷設されております。現状、特にマイクロプラスチック対策が必要な利用状況や損傷度合いにはないと判断いたしておりますので、流出抑制防止策は現在考えておりません。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） お答えいたします。

環境未来課所管分につきましては、人工芝を敷設している施設はございません。

また、保育、学校に係る施設につきましても、該当する施設はないとのごとでございました。

続きまして、マイクロプラスチック流出抑制に関するガイドラインの作成が重要ではないかということですが、近年、人工芝グラウンドからマイクロプラスチック流出の確認を受け、公益財団法人日本スポーツ施設協会から人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック等流出抑制に関するガイドラインが公表されていることは、先ほど議員も御指摘だったと思います。そうした流出抑制のための具体的な手法などが報告されておりますので、本市におきましては、そういった専門的な知見を参考に運用すべきであるというふうに考えております。

また、人工芝に限らず、全てのプラスチック製品につきまして、ごみとして放置されれば劣化による腐敗によりマイクロプラスチックとなりますことから、プラスチック製品全般として、劣化によるプラスチックごみの減少に努めることが重要であり、第一に、リサイクルできるものはリサイクルを行うことの啓発などを再度強化したいと考えております。

また、現在、本市におきましては、焼却施設がないことから、プラスチックごみは破碎の上、

埋立処分場で処理しておりますが、このプラスチックごみにつきまして、リサイクルの幅を広げた別の処理方法についての検討も始めたいと考えているところでございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） いろいろとございましたけれども、このプラスチックごみ問題、今もう本当に地球規模で対策が必要となっております。2050年までに追加的なプラスチック汚染を失くすという、2019年、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンというものがG20サミットにおいて共有をされておまして、そういった方向に向かっていく、本市としまして、地球規模での対策に伴いまして、できる取り組み、力を入れていかなければならないと思います。環境未来課のほうでは、そういったことに対してリーダーシップを取っていただきまして、これからの須崎市の環境課題の解決に向けて取り組んでいただきたいをお願いを申し上げます。

子育てしやすい須崎市に向けての質問に移ります。

土曜保育について、通園バスの運行と保育時間の認定についてです。

通園バスについてですが、浦ノ内保育園の複数の御家庭から市政懇談会等でも要望が届けられています。令和6年度より始まりましたおひさま保育園での集合保育ですけれども、働き方の多様化に対応する子育て支援として、非常に意義が大きかったと思います。ですけれども、やはり遠方の御家庭には送迎の負担が大きくなっているということだと思います。

浦ノ内で土曜保育を利用する5家庭のうち4家庭が通園バスの運行を希望されていると聞いております。ある御家庭の例を挙げますと、両親ともに高知市に通勤をしているため、朝7時に家を出て、職場とは逆方向のおひさま保育園に向かい、7時半の開園と同時にお子さんを預け、高速を使って出勤をされているという現状です。土曜日の運転は実に80キロメートルに及ぶということで、強く通園バスの運行を要望されております。

そこでですが、深浦保育園が浦ノ内保育園に統合して以来、旧浦ノ内小学校区の御家庭を対象に浦ノ内保育園まで運行されています通園バスですが、これは、土曜日はおひさま保育園までの区間を延長して運行ができるように契約が結ばれております。このバスに乗せてもらえれば非常に助かると思うのですけれども、現在はこの旧浦ノ内小学校区外の御家庭は、そのバスの利用対象ではないために乗れないということでございます。この居住地区の利用制限を土曜日に限りなくして、希望する御家庭は利用できるようにできないのでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

現在運行している浦ノ内保育園の通園バスにつきましては、浦ノ内保育園と深浦保育園の統合により、旧浦ノ内小学校区の児童の通園手段の確保を目的として運行しているものであります。土曜日の運行についても、この統合に伴う既存ルートの上延長でありまして、土曜保育のために新たに運行しているものではないかと存じます。

一方、市内7園で実施をしておりました土曜日の半日保育を令和6年度より1園に集約する集合保育へと変更し、1日保育を実施できる体制を整えましたが、これに伴う他園からの集合保育

園への通園バスの運行は実施をしておりません。浦ノ内の通園バスは、統廃合に係る措置に限って運行しているものでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君）

その御説明はこれまでもお聞きをしているところです。その統合によって通園をしているバスというのは重々承知をしておりますけれども、運行ルート上は、何ていうんですかね、旧浦ノ内小学校区のお子さんが利用する場合は同じルートを通って行けるわけで、そのルート上に1つ停留所を、浦ノ内保育園になろうかと思っておりますけれども、停留所を1つ増やすだけで、このバスに乗っておひさま保育園まで、土曜日、行けると。それが非常に子育て支援として求められているということなので、そこを乗せてほしいんです。

ちょっと再度検討していただきたいんですが、その停留所を1つ増やすことに対して必要な予算というのはどのぐらいと見込まれているのでしょうか。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

旧浦ノ内小学校区外から利用できる場合の新たな停留所を増やすことに伴う予算についてでございますが、現在運行しているルート上に新たに停留所を追加するだけであれば、新規の予算措置は必要ないと考えております。

しかしながら、停留所追加に伴う予算が不要であったとしても、先ほど教育長の答弁にもありましたように、目的がございますので、また、他の地域との公平性の観点から、対応が困難であると考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 予算が特に必要ないということをお聞きできました。追加的な予算が必要ないということ、そしてまた、公平性の問題もありましたけれども、現在、他地区からのおひさま保育園までの通園バスの要望ってというのはないのではないかと思います。その点もやはりほかの地区の保護者からは、浦ノ内はさすがに遠いよねと、それはみんな理解できるんじゃないかっていうようなお声も聞いているところです。バスの定員にも問題はありません。運行ルートの変更も必要ありません。予算も必要ないということで、これ、どうしてそれができるようにならないのかという、ほかに何か懸念がございましたら教えていただきたい。なければ、来年度から乗れるように、ぜひ前向きな検討をしていただきたいんですけれども、もう一度、教育長、お願いできますでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えをいたします。

先ほど子ども・子育て支援課長が説明したとおりでございます。費用面だけではない懸念もあ

られてすぐ御飯スムーズに食べるんだらうか、お昼寝スムーズにできるんだらうかっていうふう
に想像するところなんですけれども、保育園でのそういったリズムですとか、お友達との関係に
おいて、子どもにとって一番いいのは、子どもにとってどうかなというふうに考えております。
短時間保育、標準時間保育の認定でしたらリズムがつきやすいですので、そういった観点でもそ
れがいいのではないかと考えております。また、夜勤明けの日の保育は、朝の11時お迎えって
いうことも例がございまして、夜勤明けだけでも、子ども迎えに行かないといけなくて休めな
いっていうことで相談をされておられます。やっぱり子どもにとって一番いいのは、親が元気で
笑顔でいるということでもあると思いますので、保護者が心身ともに元気に子育てをするため
にも、現状の就労時間に合わせた認定というのは少し無理があるのではないかなと感じてお
ります。

平日と同様の2つの枠の認定にできないか、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

教育・保育給付は曜日により変更されることはありませんが、土曜日の保育につきましては、
児童の安全確保と保育士配置基準を満たすことを最優先としております。その上で、夜勤を
含む多様な勤務形態があることも踏まえ、可能な範囲で柔軟に受入れを行っているところ
です。しかしながら、土曜日は平日と異なり、利用児童数や職員配置が大きく異なるた
め、平日と同様の時間帯で、就業時間にかかわらず、全ての児童を受け入れることは
困難でございます。土曜日の利用で混乱があるということですが、全体的には安定した
運営ができていると考えております。

なお、御家庭の状況に応じた詳細につきましては、保育園が最も実態を把握をして
おり、各園において保育の必要性に応じた対応を行っているところでございます。

市といたしましても、引き続き保育園と連携しながら、児童の安全と家庭支援の両
立が図れるよう努めてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 保育士さんの配置のことが言われましたけれども、ちよ
っと教育長が就労時間に合わせて全てのお子さんを預かることはできないとい
うことでしたけれども、もちろん全てではなくて、両親ともに土曜日お仕
事がある方が土曜日集合保育の利用者の対象となっていることは承知して
おります。

その上で、時間の調整ってということで、例えば11時から保育受入れが
できる家庭が、もし9時からの認定になったとしても、その2時間で保
育士さんを調整しているっていうような、そういうふうな配置調整を
しているのでしょうか。お聞きして構いませんか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 今いただいた御質問ですけれども、担当の課長のほう
から答えさせていただきます。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

保育士の配置ということでございますが、この土曜保育を行うについては、1か月前に申請書を頂いております。それによって保育をする時間を確認をしております、それに合わせて保育士のほうを配置をしております。そのときにも時間を調整しておりますので、それに合わせて保育士をその時間帯には保育をしてもらうということで今運営をしております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 保育士さんの配置はもちろん非常に大事ですし、保育士さんの負担が増えるということでしたら、これも致し方ない部分があるかと思うんですけども、そういう細かな保育士さんの配置調整っていうのは、逆に煩雑にもなり得ると思いますし、またお子さんの出入りといいますか、預ける時間、退園する時間が何かラベルみたいなものをその籠につけて管理をしている、この子は何時にお迎えだから、もう帰りの準備をしとかなとか、何かそういうふうにもちょっと保育士さんの負担にとっても、2つの枠での認定のほうがいいのではないかなというふうにも感じておりますので、時間の都合上ちょっと再質問を差し控えますけれども、これも来年度に向けて、追加的な予算ですとかは必要がない部分だと思いますので、ちょっとバスのこととこの保育時間の認定のことは引き続き検討をしていただきたいとよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。選挙制度についてです。

自治体が任意で行うことができる選挙公営のうち、本市で行っているものは、選挙運動用ポスターの作成と選挙運動用ポスター掲示場の設置の2つであると承知をしております。実施をしていない選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、選挙公報の発行について実施を求めます。来年度には須崎市議会議員選挙も予定をされておりますので、実施に踏み切るお考えはないか、選挙管理委員会委員長にお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 橋本哲夫君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（橋本哲夫君） まず初めに、7月20日に行われました第27回参議院議員通常選挙におきまして、市民の皆様の御協力の下、無事に終えることができたことに対しまして、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

では、杉山議員の質問にお答えします。

まず、選挙公営についてでありますけれども、令和4年に執行した須崎市議会議員選挙では、立候補者数が定数を上回りました選挙が実施されたわけですが、他の自治体では定数割れが生じるなど、議員の成り手不足等も言われてきております。選挙公営は、自治体が立候補者の選挙運動の費用の一部を負担するという、お金のかからない選挙を実現しようとする制度でありますので、選挙管理委員会としましては、この制度を充実させていければと考えております。

しかしながら、制度の実施には多額の経費を必要とすることも事実でありますので、他市町村の状況も見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、選挙公報の実施につきましてお答えします。

市の選挙では、告示日に選挙が確定し、6日間の期日前投票期間を経て選挙実施となります。選挙公報は、公職選挙法第170条で、選挙期日の2日前までに配布するものと規定をされております。候補者が確定してから、原稿を受け取った後、編集、校正、印刷並びに配布となりますと、期間がかなり厳しくなることが想定される。今回の参議院議員選挙におきましても、全戸配布に9日間を要しており、選挙公報の配布は期間的にかなり難しいため、現状では発行に至っておりません。また、近年は期日前の投票が増加をしまして、全体の40%前後を占めるということになっております。多くの選挙人に投票前に選挙公報を届けるということが、この点ですます困難な状況になりつつあります。このような状況もございますので、実施につきましては慎重に検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） この選挙公営ですけれども、実は高知県の実施が非常に全国的に遅れております。自治体で任意でできる選挙公営の、選挙公報も含めた5つの公営のうちの市議会議員選挙の実施率というものがございすけれども、選挙運動用自動車の使用でしたら、全国の市議会議員選挙で94%実施をされております。高知県は27%でワーストです。ビラの作成は91%の市でやっております、高知県は18%。選挙公報も94%の市議会議員選挙で発行をされていると。高知県は36%なんです、高知県も、高知市、香南市、香美市、南国市、町では、四万十町において選挙公報が発行をされております。94%選挙公報が発行されているということで、その方法についてはもう確立されたものがあるのではないかと思います。また、近年の議員の成り手不足の課題もありますけれども、選挙にかかる経費がネックで手を挙げられない人がいるとしたら、それは市民にとっても損益になると思いますので、民主主義の根幹にも関わることで、せめて自動車の使用だけでも、この12月の定例会、四万十市議会の12月定例会でこの条例が、議案が出ているということで、四万十市、一歩先を行かれたわけなんですけれども、自動車は非常にお金がかかりますので、これを前向きに検討していただきたいこと。また、選挙公報については、期日前の投票率が高まってきておりますけれども、そうした意味でも、須崎市、今デジタル化にも力を入れておまして、以前、私の質問で、選挙管理委員会委員長のほうから、選挙公報を発行している自治体であれば、ホームページのほうにもそれが掲載できるということをお答えをいただいておりますので、やっぱりこの選挙公報の発行する意味ってというのは、そういった観点からも大きいのではないかと思います。ぜひ前向きに検討していただけるでしょうか。全国的に遅れてますので、高知県が、さらに前向きな検討をしていただけるか、もう一度お願いします。

○議長（土居信一君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 橋本哲夫君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（橋本哲夫君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、前向きに進めていきたいというのは選挙管理委員会としては当然の考え方でございすけれども、なかなかその予算の伴うものでございすので、その

せいだとかいうわけではないですけども、やはり金持ち県とか金持ち市とかいうのは、もう貧乏県とは言えないですから、金持ち県、金持ち市はやっぱり順番にやられてきておりますが、残っておりますのはやはりちょっと財政的に厳しいところじゃないかなと今考えておるところでございます。今後精いっぱいこの話を進めていきたいと考えておりますので、財政のほうにも予算を上げていきたいと考えておるところでございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 予算を上げていくという御答弁がございましたので、うれしく思います。

ちょっと予算のお話がございましたけれども、この選挙公営は、地方交付税の算定基準にも入っているということですので、国のほうからの交付税措置があるということですので、それはこの選挙公営のために使っていただきたいですので、予算措置のほうもぜひ、市長、前向きによりしく願いいたします。

その他の質問に移ります。学校統合についてお聞きいたします。

今定例会に学校設置条例を改正する条例案が上程をされました。この議案が可決されれば、南中学校、浦ノ内中学校、上分中学校は条例から削除され、廃校となり、学校としての歴史を閉じます。条例改正を行わなければ、休校になります。休校は、一時的に学校運営を休止するが、後に学校を再開させることが可能です。

文部科学省は、学校を地域コミュニティの核としての性格も有することが多く、まちづくり、地域づくりの在り方と密接不可分であるとして、一旦休校とした学校を再開することを検討する市町村の判断は尊重されると国会の特別委員会においても答弁があつています。学校は地域活動の中心に存在をしてきたのではないのでしょうか。地域として統合についての説明は受けてきましたけれども、統合後の学校の扱いについて、廃校と休校の違いを認識し、地域としてどちらが望ましいかと協議ができた地域はないのではないのでしょうか。私はこれまでもその違いを地域にお示しし、意向を確認するように求めてまいりました。地域との協議を行わずに廃校を決定されるようなことがあってはならないと考えています。

地域に対し、意向を聞いたのかお聞きします。もし聞いてないのであれば、条例改正は一定期間見送って、閉校後の学校の扱いについて、地域との協議を行うべきと考えますが、教育長の御見解をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

9月議会でお答えしたとおり、廃校は、学校の設置者によって学校が廃止され、学校としての機能を永続的に失うことであります。一方、休校は、学校の機能自体は残しながら、一時的に運営を休止することと考えております。

令和2年8月に、須崎市小中学校統合計画を策定しておりますが、統合ですから、当然複数のものが合わさるという考え方に立って計画を策定しておりますので、計画に基づき、統合される中学校は廃校とする、そのように申し上げたかと存じます。簡単に申し上げれば、廃校は学校で

なくなること、休校とはお休みすること、そういうことかと思いますが、これまでのそれぞれの地域での統合計画やスクールバスの運行に係る説明会、市政懇談会などを通じ、地域での一定の理解はいただいているものと考えております。したがって、条例改正を見送るつもりはございません。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 一定理解をいただいているものという御認識ということでしたけれども、前にも申し上げましたけれども、廃校と休校の違いを認識している方というのは少ないのではないかと思います。その部分を丁寧にお示しをして、地域として学校をどうしたいか、学校としての歴史を本当に廃校というのは閉じるわけですので、そこは地域に一言もなしでこの条例改正ということには私はすごく強い疑問を持っております。特に中学校を残してほしいというお声が多くありました上分地域の保護者に説明のないままのこの条例改正っていうことは、意向を確認せずに行うっていうのは、地域不在、市民不在なのではないかなというふうに思うんです。

何でこの条例改正を急いでいるのかなというところを一つ聞きたいんですけども、廃校にすることで地方交付税の対象から外れます。休校であれば5年間は交付税の対象になるということですので、3つの学校を廃校とすることで交付税の算定上もデメリットもあるかと思いますが、だから急いで結論を出さずに、地域との協議を図る間、休校扱いということで交付税も受けられるのにもかかわらず、12月定例会においてこの条例改正に至った何か理由があるのでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

現在の地方交付税の算定は学級数で行われるものでございまして、廃校、または休校によるメリット、デメリットはございません。あくまで令和7年度末で統合される学校についての手続きを今行っているということでございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 交付税は学級数ですか。生徒数と学級数と学校数もないでしょうか。変わったということですか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 学級数ということで説明を受けております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 私のほうでは、学校数も算定基準に入ってる、これ、2025年だと思っておりますけれども、もし学校数が入っているのであれば、かなり大きな交付税が廃校にすることで削減をされます。また後ほど確認をさせて、はい。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 繰り返しになるかどうか、お答えをいたしますけれども、私どもは、須崎市小中学校統合計画におきましても、児童生徒のためというのを理由としまして計画を策定して、実施に向かっているわけでございます。これまで、僕の前任もおりますので、私その場には居合わせておりませんが、恐らく一度たりともお金のためというような説明はしていないかと思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） もちろんお金のための学校の整備が変わるとするのは当然あってはならないことなわけなんですけれども、何で急いでいるのかなというところで、地域に対して意向を聞かないまま廃校を決定するということに対しての疑問の質問でした。議決前に市として何らかの説明をしていただきたいんですけれども、もしそれが難しいのであれば、議決後であったとしても、地域の方に対するこういう手続を取って、学校としてはもう閉じますということをお示ししていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

時間がありませんので、次の質問をちょっと急ぎ足でまいります。

スクールバスの安全対策についてお聞きします。登下校時の防災対策に関する不安の声が大変多かったわけなんですけれども、スクールバスの運行委託に当たりまして、バス会社や運転手に求める防災知識や備え、訓練実施などの基準はあるのか、また、訓練計画や実施状況についてお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

スクールバスの安全対策として、現在、スクールバス地震・津波発生時の対応マニュアルを整備しており、年度内に完成する予定でございます。対応マニュアルについては、運行管理者用、運転手用、利用者用と個別の安全対策マニュアルを想定しております。作成後は、運行管理者、運転手に対して、マニュアルについての説明会及び災害発生時を想定した実践訓練を開催する予定でございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 年度内に避難訓練についても実施をされるということで、ぜひ進めていただきたいと思っております。

運行経路上の緊急避難場所への避難経路の確認や緊急避難場所の備蓄に対して準備状況をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

通学経路上の緊急避難場所の避難経路につきましては、各学校での防災学習などでも確認をしております。また、学校だけでなく、各御家庭におかれましても、避難経路の確認について御協力をお願いするものでございます。

そして、緊急避難場所の備蓄につきましては、全ての緊急避難場所に備蓄はいたしておりませんが、避難所を兼ねております緊急避難場所には備蓄を行っております。

○議長（土居信一君） 杉山さんに申し上げます。申合せによる制限時間はあと5分です。どうか簡潔をお願いをします。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 特に上分地域に関しては津波による被害想定が低い学校ですので、浸水が予想される地域を毎日通学することへの不安が非常に大きかったわけです。そういった御意見を随分聞かれてきたと思います。その保護者の過半数の反対を押し切った形で統合となっているわけですので、津波や災害への不安については、本当に丁寧に寄り添っていただきたいとお願いいたします。

避難経路の確認は、これからでもPTAや防災課とも連携して、早急にルート上の確認、経路はあるけれども本当に上れるのかといったことですか、備蓄も、本当走って逃げるわけなので、そこですぐに下りられるわけでは、避難所に行けるわけではありませんので、例えば子どもたちにも生徒にも、非常時の防災グッズを携帯させるといったようなことも進めていただきたいと思います。

次に行きます。統合による加配の教員なんですけれども、これまで適正な配置ということを答弁いただいておりますが、その適正な配置というのは何名で何年程度と考えておられるか、元の学校の教員の配置についても伺います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

本年の6月定例会及び9月定例会でお答えしましたとおり、来年度統合する朝ヶ丘中学校の教員配置は、加配教員も含め高知県教育委員会による人事となりますので、須崎市教育委員会としては、適切な教員配置となるよう県へ要望することとしております。

適正な加配教員数、期間や統合される学校からの教員配置などについてのお尋ねですが、朝ヶ丘中学校の状況を踏まえ、高知県教育委員会が総合的に判断するものであるため、須崎市教育委員会としてはお答えする立場にございません。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 分かりました。高知県教育委員会にも確認をしておりますけれども、ヒアリングというのが何度か行われると聞いております。そこで、県としても県だけで決められるものではないと。やっぱり須崎市教育委員会の方々と協議を重ねながら配置については決定していきますということですので、やはり、こちらから強い要望というのを上げていただきたい。本当に統合で混乱も生じると思います。そこで、やっぱり、不安に対してですとか丁寧に生徒の不安

を取り除くための教員の数というのが要ると思いますので、強くそこを求めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の2つの質問をちょっと一緒に聞かせていただきます。

制服ですとか体操服は統合前のものを使用しているという規定になっておりますけれども、その他の細かなゴムの色ですとか靴下の色、髪型の規定など校則が異なると思います。そういった混乱が生じないようにどういったすり合わせが行われているか、事前説明会などは予定をされているのか。そして、また、統合してよかったと思われる統合にするためにも、子どもたちの様子を丁寧に観察し、聞き取りをするために、細やかなアンケートを実施してはどうかと提案をさせていただきます。統合後は毎月実施したり、1年など経過した後には半年に1回ですとか、そういった形でアンケートを取るべきかと思っておりますけれども、御見解をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。もう簡潔にお願いします。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

統合後の学校の決まり、校則につきましては、朝ヶ丘中学校のものに準じると考えています。説明会の予定ということでございます。来年2月の交流授業では、決まりや校則についても触れていく予定と聞いてございます。あわせて、保護者にも情報提供するものかなと思っております。また、御質問の統合後の不安などにつきましては、学校による日々の見守り、個人面談等により、アンケートによらずとも把握はできるものと考えてございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 時間となりましたので、終わります。

○議長（土居信一君） ここで皆さんに御紹介をしておきます。上分中学校3年生の生徒の皆さんが傍聴においでになりました。御紹介します。（拍手）

順次質問を許します。7番佐々木學さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 皆さん、こんにちは。公明党の佐々木學です。通告に基づきまして、12月定例会、4番手で質問させていただきたいと思っております。多くの市民の皆様の声の踏まえまして質問をさせていただきますので、執行部の皆様の分かりやすい誠意ある答弁をよろしくお願いをいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢ということで、物価高対策に関して質問をさせていただきたいと思っております。午前の西村議員の質問とかなり重複をいたしますが、改めて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

政府は、11月21日、物価高対策など柱に、大型減税などを含め2兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定をいたしまして、その裏づけとなる今年度補正予算について臨時国会での議論が行われております。特にその中で、物価高対策といたしまして公明党が求めてまいりました各自治体が独自の物価高対策に柔軟に活用できる重点支援地方交付金は2兆円が計上されました。特に物価高対策の本丸は食料品高対策ではないかと思っております。政府の推奨メニューの中

には水道料金の減免等が盛り込まれました。これは、既に須崎市においても取り組みが進められておりましたが、水道料金の負担軽減を少しでも食料品の購入に使ってもらいたい狙いがございます。

今回の政府の推奨メニューには、米など食料品の高騰による負担を和らげるため、電子クーポンやお米券などもございます。市長は提案趣旨説明の中で、本市のこれまでの物価高騰対策にも一定触れておられますが、現在の特に食料品の物価高に苦しむ市民目線に立ちまして、政府からの重点支援地方交付金情報をいち早く収集、調査して、市民の懐にできるだけ早く、現金に近い形でお届けできるよう取り組みを迅速に進めてもらいたいと思っておりますが、市長の所見をお聞きをいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 佐々木議員御案内どおり、11月に閣議決定されました重点支援地方交付金は、エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援し、地方創生を図ることを目的としており、全体で約2兆円が計上されております。交付金は地域の実情に応じて、柔軟かつきめ細やかに物価高騰対策を実施できるよう拡充され、その中には電子クーポンや学校給食費への支援や水道料金減免などの推奨メニューも示されております。

西村議員の質問でも総務課長よりお答えをいたしました。できれば12月中には一部実施できる事業を決め、令和7年度内には全て予算化ができるよう、できるだけ速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長からも明確な答弁をいただきました。迅速な対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、特に南海トラフ巨大地震対策、防災に関する質問に移らせてもらいたいと思っております。

9月定例会の質疑におきましても、私の質問に対しまして防災課長は、津波における被災から事前に高台へ移転する取り組みを進めるとともに、事前復興まちづくり計画の策定の進め方につきまして、課題を解消できる復興に向けた基本方針を決めることが重要であり、事前準備や計画案の作成は本年度中に着手するとのことでした。

以上の防災課長の9月定例会の答弁を踏まえまして、今議会、先ほどの2点の事業について、事業内容や現在の事業の進捗状況につきまして、現状の課題と今後の取り組みについて、市民の皆様にご理解いただけるよう防災課長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 南海トラフ地震による被災後の復興期間の短縮や速やかな生活再建を目指すためには、津波による被害からあらかじめ安全な高台等への移転や事前の準備をしていくことが重要と感じております。しかしながら、高台整備については多額の費用が見込まれ、財政負担も大きいことから、関連する事業等の関係課とも調整しながら、事前対策が実現できるように

取り組んでまいります。

また、事前復興まちづくり計画につきましては、その必要性を踏まえ、今月事業着手いたしまして、本市の事前復興まちづくり計画の基本方針の素案を作成するように準備しております。その後、市街地の須崎、多ノ郷周辺の事前復興まちづくり計画の作成に移る予定となっており、関連する各種計画や施策等とも整合性を図りながら事業を進めてまいります。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） この点に関しましては、午前の西村議員、高橋議員との市長のやり取りも、いろんな観点からの議論がございました。確かに今、市長が進めていかれようとする、まずはできるところから、そして事前防災集団移転、こういった現状の市の取り組みとともに、まさに様々な災害が押し寄せてきております。

そういった中で、やはり現状の取り組みとともに、やはり一定の目標をしっかりと示していくことも一方で大事であると思いますので、この事前復興まちづくりの取り組みも速度を緩めることなく、やはり市民の皆様との対話、こういった長期的な方向性を示していくことも行政の役割であると思いますので、防災課長、大変だと思いますが、しっかりした取り組みを前へ進めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地籍調査事業につきましてお聞きをしたいと思います。

高知県の本年初めの情報に基づきまして、質問をさせていただきたいと思いますが、県内の津波浸水想定区域では、土地の境界や面積を明確にする地籍調査の進捗率が、一昨年末で4割に達し、10年前から倍増したとのことでございます。山林などを含めた県全体の進捗ペースを大きく上回り、沿岸市町村が被災後のスムーズな復興のため重点化した結果が現れたとしております。

県内では、浸水区域に限りましても、完了まであと30年近くかかる地道な作業が続くとしております。また、高知県の用地対策課は、2011年の震災後、沿岸市町村に津波浸水想定区域の調査を重点化するよう要請し、高知県全体の進捗率は年1%未満ですが、浸水区域は2%のペースを保ってきたとしております。

そこで、本市の地籍調査事業の現状につきまして、津波浸水想定区域の面積を提示をしていただきまして、それに対する進捗率や山林面積、また、これも面積を提示をいたしましてを含めた本市全体の進捗率、今後、本市の津波浸水想定区域に限って言えば、完了まで何年かかる作業となるのかについて、建設課長の所見をお聞きをしたいと思います。

○議長（土居信一君） まだ質問中ですがけれども、この際、10分間休憩をいたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部に答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

須崎市の津波浸水想定区域は、13.97平方キロメートルであり、それに対する地籍調査完了面積は約2.09平方キロメートル、率にして15%となっております。また、山林面積を含めた本市全体の地籍調査完了面積は、約27.53平方キロメートル、率にして21.4%となっております。そして、津波浸水想定区域の完了までにかかる年数は、最大で約30年の見込みとなっております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君）

続きまして、高知県は2011年の震災後、沿岸市町村に津波浸水想定区域の調査を重点化するように要請し、県全体の進捗率は年1%未満ですが、津波浸水想定区域は2%のペースを保ってきたとしております。

先ほど答弁いただいた、須崎市における津波浸水想定区域の調査の進捗率や山林面積を含めた本市全体の進捗率並びに、今後、本市の津波浸水想定区域に限って完了まで何年かかるか提示をしていただきましたが、以上3つの観点から、現状の課題と今後の取り組みについて、建設課長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

先ほどお答えしましたとおり、津波浸水想定区域の地籍調査進捗率は約15%、山林面積を含めた本市全体の進捗率は、令和5年度末現在で約21.4%となっております。そして、津波浸水想定区域の完了までにかかる年数は、最大で約30年の想定となっております。

現状の課題につきましては、調査の進捗率を上げることであると考えており、そのためには予算の確保に加え、地籍調査協力員などの人材確保が重要であるとともに、DXなど新しい測量方法を含めた効率的な調査が必要になると考えております。

今後の取り組みにおきましては、これまで実施してきたとおり、津波浸水想定区域や高台整備予定地などを中心に、地震津波災害や土砂災害などに対して市民の財産を保全できるよう、迅速かつ効率的な地籍調査を実施していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 課長のほうから明確な答弁いただきました。

例えば、土佐清水市の事例をちょっと挙げてみたいと思いますが、年度ごとに沿岸と山林を交互に進めておまして、担当者は、浸水域は喫緊の課題だが、山間部で境界が分かる人がどんどん少なくなっていると焦りを募らせているとのことでございます。

あわせて、先だって本市の地籍調査協力員の方から要望がございまして、複数の協力員の方々と建設課担当職員を交えまして種々意見交換を行わせていただいた中で、特に協力員の方々の深刻な御意見として、高齢化が進み、山林の地籍調査の作業が苛酷な割に報酬が低過ぎる、これで

は地籍調査協力員の成り手の確保が大変難しいと率直な御意見がございました。等々先ほども課長のほうからも、こういった観点のお話もございましたが、大変貴重な御意見もいただいたと思います。

こういった現実の課題について、先ほど課長も一つ大きな観点からの答弁でもございましたが、一つひとつ克服していかなければならないと思いますが、もう一步踏み込んだ取り組みとしての、踏み込んだ課題と今後の取り組みについて、課長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） 先ほどの御質問にお答えしましたとおり、最優先は調査の進捗率を上げることと考えており、そのためには地籍調査協力員の確保は必須であると考えております。先日も地籍調査協力員の方から地籍調査現場における現状や課題点などをお聞かせいただきましたが、その際、調査員の高齢化やなり手不足、また、昨今の猛暑や雑木の対処など様々な課題があると伺っております。

本市におきましても、地籍調査の円滑な実施に向けて安定的に地籍調査協力員を確保するため、地域への働きかけや地籍調査協力員の報償金引上げは優先課題であると考えており、それらの実現に向け、予算の確保や制度の改正、県や他市町村との課題共有などを行い、地籍調査の進捗を上げる取り組みを実施していきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 課長の明確な答弁をいただきました。よろしく申し上げます。

続きまして、昨今の巨大災害の発生に対する応援体制の整備について、市長の所見をお聞きしたいと思います。

市長は、提案趣旨説明におきましても、南海トラフ地震津波を想定した防災訓練の実施について触れておられますが、近年、日本では、地震、台風、豪雨など自然災害が頻発しておりまして、国民の皆様の生命、生活、経済活動に多大な被害をもたらしております。特に、私たち太平洋沿岸に暮らす地域にありましても、今後発生が懸念される東南海トラフ地震などの巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定をされております。

このような状況を踏まえまして、実際の災害対応においては、政府は地方自治体、地域住民、民間団体、ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である等々、巨大災害の発生に対する対応体制の整備については、国に対してどのような対策を求めるか、喫緊の課題でございます。現状の課題と今後の取り組みについて、市長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国に対しての要望という御質問でございます。

ハードとソフトがあります。そして、発災前、発災時、発災後、いろんなケースが考えられるわけですが、まず、ハードとソフトに関しましては、ハード部分は国に対していろんな要望をしていかなければならないと思っております。ソフト部分につきましては、やはり自主防災組

織等々を含めた共助を強化していく。これはもう地元での取り組みになってくるんじゃないかと思っております。

その上で、本市は南海トラフ地震により甚大な被害が想定される太平洋沿岸地域に位置しておりまして、特に平地が少なく、広範囲が津波浸水想定区域であるとともに、山地部の大半の地域が土砂災害警戒区域に指定されております。このため、事前に高台への移転や仮設用地となる敷地等の整備が求められておるところでございますが、大規模な高台開発には膨大な費用が見込まれ、本市の財政力だけでは対応は困難な状況であり、現行の防災集団移転促進事業では移転補償費の上限額が少なく、住宅団地の造成費用の要件が厳しいなど、事前対策として課題も多くございます。

東日本大震災の教訓からも、災害後に復興しても住民の皆さんが地域に戻らない現実があり、発災前の対策の重要性を強く感じておりますので、本市が国に求める対策として、南海トラフ地震による津波被害が想定される地域の実情に即した事業予算と制度拡充を訴えておるところでございます。災害後に多大な復興費用と長期にわたる時間がかかることを踏まえ、発災前の大規模な事前対策への集中的な財政支援を国に対して要望してまいります。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君）

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。耕作放棄地対策について、農林水産課長補佐の所見をお聞きしたいと思います。

まず、我が国の農地面積は、昭和36年から令和6年の半世紀の間に約115万ヘクタールが農用地開発や干拓などで拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用や農地の荒廃などにより約297万ヘクタールが改廃されたため、608万6,000ヘクタールから427万2,000ヘクタールへと減少したと聞いております。

本市における農地面積は、昭和36年から令和6年の半世紀の間に農用地開発などで何ヘクタールとなり、道路や宅地などへの転用や農地の荒廃などにより何ヘクタールが改廃されて、何ヘクタールから何ヘクタールへと減少したか、そして現在、本市の耕作放棄地は何ヘクタールか、農林水産課長補佐の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長補佐。

〔農林水産課長補佐 長山浩二君登壇〕

○農林水産課長補佐（長山浩二君） お答えいたします。

須崎市の農地面積の推移につきまして把握できましたデータは、平成5年以降のものとなりますが、それによりますと、農用地開発は0ヘクタール。次に、道路、宅地などへの転用などにより369ヘクタール減少し、平成5年には1,090ヘクタールあった農地は、令和6年では721ヘクタールとなっております。

次に、耕作放棄地についての御質問ですが、農業委員会が遊休農地として捉えております数字は、平成28年以降のデータとなりますが、平成28年には16ヘクタールでした面積が令和6年では12ヘクタールとなっております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 貴重なデータをお示しいただきました。

次の質問ですが、まさに今、国も大きな課題として取り組んでおりますが、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、今後とも国内農業の基盤である農地を確保していく必要がございます。耕作放棄地対策として、国の農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策事業がございまして、対策のポイントは地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消などのため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備などの各種取り組みを総合的に支援する事業がございまして。

令和8年度予算概算要求額は85億7,500万円と聞いております。前年度は73億8,900万円とお聞きしております。農村振興局地域振興課が窓口であるとのことですが、成功事例として、島根県の江津市や香川県の観音寺市があるとのことですが、本市におきましても、この農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策事業を活用できないか、現状の課題と今後の取り組みについて、農林水産課長補佐の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長補佐。

〔農林水産課長補佐 長山浩二君登壇〕

○農林水産課長補佐（長山浩二君） お答えいたします。

最適土地利用総合対策事業では、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地などを区分し、実証的な取り組みを行いつつ、事業着手から3年以内に土地利用構想を作成する必要がございます。また、その構想の実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取り組みを支援する内容となっております。

現時点では、当該事業の活用に向けた相談、実績などがございませんので、活用を希望される地域がございましたら農林水産課まで相談いただきたいと思います。活用に向けて検討していく中で課題などがございましたら、県の担当課などと連携しながら課題解決に向けた支援をしてみたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君）

須崎市の各地区を歩く中で、人口減少、農業担い手の皆様が大変な中で活動していらっしゃる中で、確かにそういった事業を活用する担い手のお話をしていくにつけても厳しい現実が立ち回っているということは認識するわけですが、とにかく一步一步前に進んでいくのが大事であると思いますので、こういった、かなり、現状の課題を踏まえた国の事業もしっかり活用しながら取り組みを進めていきたいと思っておりますので、農林水産課の御助言、また協力もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、移動手段確保の件について、生涯学習課長の所見をお聞きしたいと思います。

9月定例会の質疑におきまして、特に、浦ノ内南岸地域の移動手段確保の強い要望実現の声に

対しまして、市長は、吾桑地区や久通地区での地域主体の移動支援の取り組み支援の事例を通じまして、車両の貸与などにより地域と連携して住民の移動手段確保を行ってほしいとの答弁でございました。

浦ノ内地域におきましては、巡航船による移動手段としては、浦ノ内湾内の関係する各地区の住民の皆様からは、ほとんど利用についてのニーズはないとの調査結果も出ているとのことでございます。住民の皆様の高齢化が進む中で、10年以上前、浦ノ内公民館として移動手段確保についてアンケート調査を行った経緯もあると聞いております。

今年に入りまして高齢化が急激に進む中で、特に池ノ浦地区の住民の皆様から強い要望が出されまして、南岸の各地区からも強い要望の声が寄せられております。今後、移動手段確保へ向けた取り組みについては、浦ノ内自主組織としての具体的な手順について、現状の課題と今後の取り組みについて、生涯学習課長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 福本博一君登壇〕

○生涯学習課長（福本博一君） お答えします。

議員御案内の移動手段の確保につきましては、公共交通空白地域における全体の課題と認識をしております。人口減少が進む中での移動手段の確保につきましては、既存の公共交通との接続などの課題の整理、また、コミュニティバス、乗合タクシーなど、地域の実情に合った移動手段の確保が必要と認識をしております。

浦ノ内地区の現状課題やニーズなどにつきましては、地域の皆様の声もお伺いしながら、よりよい移動手段の確保につきまして、浦ノ内地区地域自主組織による対応もその方法の一つでありますので、それらも踏まえまして、持続可能な移動手段の検討を庁内の交通施策担当課とも連携し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） この浦ノ内の移動手段のことにつきましては、地元の森田議員も9月議会において質問もされておられますし、ともかく南岸、北岸、かなり、まさに須崎市のフロンティアと言われる希望あふれる地域ではございますが、一方で、人口減少、高齢化という厳しい側面もございますので、この辺のところをしっかりと、地域自主組織として須崎市の1つの目玉としての事業を展開してきた地域でございます。こういった観点につきましても、ぜひ生涯学習課長、今答弁していただいたことについて、一定の、それぞれの課題が、いろんな課題があると思いますが、一つひとつ地域の声を聞きながら前へ進めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、その他の質問に入らせていただきたいと思います。

本市は、国の交付金を活用して専用の診療車両を購入して、患者の自宅や近所の集会所などに outward、カメラ付きのタブレットを介して、病院にいる医師が診断するオンライン診療を昨年10月に始めました。その事業について、現状の課題と今後の取り組みについて、健康推進課長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えいたします。

本年度の取り組みといたしましては、久通、池ノ浦地区など、市内5か所の集会所や、あったかふれあいセンターに出向いて、市民の方にオンライン診療を体験していただく機会を取っております。体験された方からは、直接主治医にモバイル診療、利用をしたいという相談をしたことがあるとも聞いております。本年度、モバイル診療車で診療を5名の方が利用されております。85歳以上の方が多く、御家族からは診療の待ち時間が短くなるので次回も利用したいとお声も聞いております。内服薬の処方につきましても、調剤薬局の御協力もあり、診察の次の日にオンライン服薬指導の後、無料で配送をする仕組みができております。

今後につきましては、モバイルクリニック推進協議会で市内医療機関の方々と協議を進めております。医療機関側の感じている課題としましては、オンライン診療に係る診療報酬が外来診療や訪問診療と比較すると低く設定されているため、減益になること。オンライン診療を実施するためには医師が一定の研修を受ける必要があることで実施できる医師が限られているため、医師のスケジュール調整が難しいことなどが上げられております。

これからも協議会の中で、県内外の取り組みの好事例を参考にしながら、市内医療機関、調剤薬局にも御協力いただき、須崎市の市民の方の医療を受ける機会の確保につながるよう取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 着々と、具体的に、地道に取り組みが進んでいる現状につきまして答弁がございました。これをただ前へ進めていく上で、様々な課題も今課長からお示しをいただきましたが、まさに国全体の一つの大きな課題でもございますし、このオンライン診療、国の大きな政策の方向性だと思います。ひとつその辺につきましても、市長もこの辺のところは大きな課題を認識しておられると思いますが、しっかりと国への働きかけも行っていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問でございますが、本市は6月から全国に先駆けて、乳児が感染すると重症化する可能性があるRSウイルス感染症の予防薬の投与を無料化いたしました。対象は1歳未満児で、希望すれば小児科がある2病院で投与を受けられることとなっているとのことでございます。

市長は、予防投与の助成により、一層安心して子育てができるまちを目指すとしておりまして、その会見には、リモート参加した県医師会理事の吉川清志様は、RSウイルスで入院する9割は健常の赤ちゃんだが、保険適用がなく置き去りになっていた。大変いいことであると大きく期待を示しております。

公明党高知県本部では、先月、県下の各市町村の自治体で乳児に無料でRSウイルス感染症の予防投与で重症化予防に取り組むため、公明党の地方議員の勉強会を実施し、事業化を推進することといたしております。

本市における同事業のこれまでの実績や、他自治体への推奨などの取り組みについて、市長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今年6月から開始をいたしましたRSウイルス予防薬投与は、市内2か所の小児科医療機関に御協力いただきまして、12月1日現在、33名の乳児が投与しております。この33名でございますが、投与対象年齢が決まっております、新生児と、一部1歳児の方がおられます。RSウイルスは兄弟で感染が広がることが多く、入院となることも多い病気でございますが、この予防薬の投与を行ったあるお子様は、RSウイルスに感染したが重症化することなく、自宅で療養することで回復したと小児科医よりお聞きをしております。

また、RSウイルス予防薬投与への助成についての取り組みは、県外では、徳島県鳴門市では今年11月から、愛媛県東温市や兵庫県姫路市など大きく広がってきておりまして、県内でも取り組みを開始予定の市町が増えてくるとお聞きをしております。本市の取り組みへの問合せは全国の自治体からございまして、RSウイルス感染から乳児を守る取り組みに関心が広がっております。

本市といたしましても、今後とも、高知県小児科医会や医師会、高知県等とも連携をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○7番（佐々木學君） 以上で質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。8番山本啓介さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） それでは、本日最後の順番になりましたので、通告に基づき、一般質問を行います。

本日は、第一に、地震津波時の避難方針の周知と住民への説明について、次に、市道舗装下の土砂流出の実態把握と対策、そして、給食センター稼働に伴う給食制度及び給食費徴収事務の整理について、それぞれ取り上げさせていただきます。通告書に記載のその他につきましては、本日は質問いたしません。いずれも市民の暮らしや安全に関わる大切なテーマです。現状を確認しながら、市民と行政が一体となった取り組みがよい方向に進んでいく一助になればと考えております。

それでは、順に質問に入らせていただきます。

地震津波時の避難方針の周知と住民への説明について質問をいたします。

本市は、これまで津波避難について、高台へ避難することが最も安全であるという明確な方針を示しており、この判断は合理的であると認識しています。一方で、地域では避難タワーの整備を求める声が一定あります。陳情も受けております。その背景には、高台まで本当に逃げ切れるのかという不安があるのではないかと感じているところでもあります。こうした住民の不安と市が示す避難方針との間に受け止め方の差が生じている可能性もあります。その点について3点伺います。

まず1点目です。市の基本方針である、高台への避難が最も安全という考えが市民の皆さんに

どの程度理解され、浸透していると捉えているのか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市では、東日本大震災の教訓を踏まえまして、想定外の津波から住民の皆さんの命を守ることを最優先とし、高台避難が最も安全であるという基本方針の下、津波発生時の緊急避難場所には地域の高台を指定しております。この方針は従来から繰り返し市民の皆様にも説明してまいりましたが、市民の皆様からは高台への避難に関する質問や代替手段に関する御意見も寄せられており、十分に浸透できてないところもございますので、高台避難の重要性について、より一層の周知が必要であると考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 理解は一定は進んでいると思いますが、引き続き丁寧な周知に努めていただきたいと思います。

次に、2点目です。市は避難タワーが想定される津波規模に対して安全を十分に担保できない、先ほど市長が申しましたとおり、想定外に備えるという意味で、担保できないという理由から整備を行わない判断をされていると思いますが、この考え方がどれほど住民に伝わり、理解されると認識しているのか、市長の受け止めをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 東日本大震災の教訓として、想定外を想定するという考え方を津波対策の原点としております。つまり、津波避難タワーには高さに制限がありまして、想定を超える規模の津波が来た場合や、あるいは津波で流れ出した漂流物、例えば、漁船であるとか建物、車等々が避難タワーに衝突するというような事態、まず、そのようなことが想定をされますので、安全が確保できない可能性もあるということでございます。

これに対しまして、本市の地形は市街地の近くに山や小高い場所が多く存在いたしますので、これらの高台への避難であれば、想定を超える津波が来てもさらに高い場所へ逃げられることから、地域の高台等を緊急避難場所としております。この方針は議会の皆様にも御理解いただき、自主防災組織の総会等でも合意形成を図った上で、避難場所や避難道の整備を進めてまいりました。

しかしながら、さきの議会において採択されました3,805筆の陳情からも、本市の基本的な避難方針やタワー整備に関する課題は従来の取り組みだけでは市民の皆様にも十分伝わり切れてないところがあり、継続的に高台避難の考え方や避難タワーの限界、そして、本市が講じている多様な逃げ遅れ対策を説明してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 市民の安全を最優先された判断だと理解しております。市の方針がより確実に伝わるよう、引き続き丁寧な説明をお願いしたいと思います。

最後に、3点目です。住民が避難タワーを求める理由として、高台まで逃げ切れるのかという不安が根底にあると考えています。市として、こうした不安をどのように受け止め、その不安を軽減していくためにどのような説明や対話、そして、取り組みを進めていくお考えなのか、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市では、南海トラフ地震発生時におきまして、住民の皆様の命を守ることを最優先とし、浸水想定を超える津波にも対応できるよう、基本的に地域の高台等を緊急避難場所として指定しております。

緊急避難場所までの移動が困難で避難支援が必要な方につきましては、あらかじめ本人の心身の状態や避難支援に必要な情報を記載した避難行動要支援者個別避難計画の作成に取り組んでおりまして、現在、同意者の約9割が作成済みとなっており、引き続き計画作成を推進してまいります。

また、災害発生時には自助と共助の取り組みが極めて重要であるため、自主防災組織の活性化が不可欠であると認識しており、特にコロナ感染症の流行が終わった後、組織の活動が停滞している現状を踏まえまして、多くの住民の方々が防災活動に参加しやすいよう、地域の代表者や役員との意見交換を通じて支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 市民の皆様との認識の違いがあることは、あつて当然だと思っております。そして、こういった場面は相互理解を深めるよい機会と捉えることもできます。より災害に強い須崎市の取り組みにつながっていくことを願ひまして、この質問を終えたいと思います。

続きまして、市道舗装下の土砂流出や空洞化実態の把握と対策について質問します。

全国的に道路の沈下やひび割れ、段差が問題視されており、その原因の1つとして、舗装下の路盤・路床から細粒分が流失し、内部に空洞が生じる現象が報告されています。これは、本市においても他人事で片づけてよい事象ではなく、市道においても表面だけでは判断できず、内部の支持力が低下した状態で放置されれば陥没につながり、重大な事故の要因となる可能性があります。市民の安全確保と道路資産の長寿命化の観点から、須崎市としての現状確認、調査体制、修繕の考え方、そして、国の制度活用について確認していきたいと思ひます。

初めに、市として舗装下の路盤・路床における土砂流出や空洞化について把握している事例があるのか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） お答えします。

本年度におきまして、上水道排水管の漏水が2つの市道で発生し、1件は漏水修繕工事を完了し、もう1件は漏水仮工事が終わり、本工事の実施に向け調整中のところでございます。また、県道におきましても、1件漏水が発生しており、漏水工事実施に向け、こちらのほうも関係機関

と現在調整中でございます。

次に、下水道管につきましては、マンホールなど部分的にはなりますが、1年を通じて定期的な点検を実施しております。また、今年度には、埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による陥没事故から全国特別重点調査が国土交通省から指示され、上下水道課も調査を現在実施中ですが、点検結果につきましては今年度末を予定しております。

いずれにしましても、それらによる土砂流出や空洞化は発生しておらず、今のところ把握している事例はございません。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） 上下水道に起因する土砂流出、空洞化につきましては、先ほど上下水道課長の答弁のとおりでございますが、市道の舗装沈下におきましては、擁壁の下部からの土砂流出や傾きに伴う土砂流出による沈下を年間数件程度確認いたしております。その際は、舗装の沈下状況に応じて、その都度修繕を実施しており、その後、経過観察をいたしております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君）

舗装下の空洞化は各地で発生が報告されてる事象でもありますので、発生の可能性を排除せずに、他自治体の事例も踏まえた対応をお願いしたいと思います。

また、上下水道課長の答弁にもありました、今のところ確認されていないというのを聞きまして少し安心しております。

続きまして、陥没や沈下が発生した路線の修繕において、舗装表面の補修にとどめず、路盤・路床の再構築が必要と判断する基準はあるのか。また、須崎市舗装長寿命化計画において、舗装下の支持力低下、空洞化をどのように位置づけているかお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

道路陥没や沈下が発生した場合に、路盤・路床の再構築が必要か否かを判断する基準は現在ございませんが、周辺構造物との高さの調整が不可と判断した場合などは、一度舗装を剥ぎ取り、路盤・路床の再構築を行い、アスファルト舗装の修繕を行っております。

また、議員御質問の須崎市舗装長寿命化計画におきましては、空洞化に伴う舗装の支持力低下は診断区分に位置づけておりません。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 舗装下の支持力低下は目に見えにくい分、判断が難しいところもありますが、何とか計画的な運用を行っていただき、適切な判断と修繕に取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。舗装下の空洞化調査や路盤・路床の再構築について、社会資

本整備総合交付金を活用して実施できると考えるか。また、対象となり得る同制度のメニューの有無、これまでの活用検討状況について市の認識を確認したいと思います。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） これまで社会資本整備総合交付金などを活用した路面下の空洞化調査は実施しておりません。また、同交付金を活用し、舗装空洞化調査を実施することは可能ですが、昨年度、須崎市舗装長寿命化計画を策定するに当たり、市道の各路線を写真撮影し、AI解析を用いて舗装診断を行っており、その結果を用いて舗装の空洞化を推察いたしております。

また、今後におきましては、上下水道課が実施しております下水道管渠の重点調査の結果を舗装診断結果へ反映し、路面下の空洞化対策の検討資料に役立てていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 制度が使えるのであれば市の負担軽減にもつながると思います。今後も必要に応じて、市として最適な形で道路の安全確保に取り組んでいただければと思います。以上です。

続きまして、給食センターの稼働に伴う給食制度及び給食費徴収事務の整理について伺います。

新給食センターが稼働し、市内一斉給食が開始されることは、本市の学校給食制度にとって大きな転換期であります。このタイミングで、制度、会計、徴収事務の在り方を整理しておくことは今後の運営にも大きく影響すると考えております。

それでは、順に質問いたします。

最初に、学校給食費の会計処理において、特別会計を設けない判断に至った理由についてお聞きいたします。学校給食条例の説明を受けたときに、普通会計内であっても会計処理を明確にするために特別会計を設けて処理するものと思いましたが、一般会計での処理ということで伺いました。どういった判断があったのか、課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

現在、学校給食費は各学校で徴収し、会計処理をしております。令和8年度に学校給食センターが運用開始することに伴い、給食センターで全ての学校給食費を市の会計に組み入れる公会計制度を採用し、学校給食費に関する収入及び支出を市の歳入歳出予算に編入するものでございます。文部科学省の学校給食費徴収・管理に関するガイドラインで、学校給食費の公会計化を実施している地方自治体へのアンケート調査結果では、一般会計は約92.5%、特別会計は約7.5%となっております。

また現在、庁内で学校給食費無償化に向けた議論も進めてるところであり、無償化が決定となりますと学校給食費の徴収が発生しないため、市の歳入予算も不要となることから、学校給食費徴収に特化した特別会計の必要性もないかと考えております。会計処理につきましては、学校給食費の額の確定なども含め、適切に行ってまいります。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 何か最後のほうに質問したいのを先に言われてしまって、どう返していいのかちょっと混乱しているところですが、続きまして、給食費徴収事務に係る事務量及び人的負担の見込みについて、課長にお伺いいたします。

○8番（山本啓介君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

学校給食費徴収に係る事務としましては、公会計化を進めるに当たり、引き落とし口座の登録管理業務などが発生し、給食センターの運用開始後には、児童生徒の食数管理、給食費に係る口座引き落とし事務や、引き落としができなかった場合の再請求に係る業務、学校給食費に係る就学援助制度関係の業務が考えられます。

また、人的負担の見込みにつきましては、示すことは難しいですが、給食センター運営管理などに係る業務の中でも学校給食費徴収に係る事務は、ある一定の事務量があると認識しております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） ざっくりたくさんの事務が発生するというような認識で受け止めました。

続きまして、令和8年度の給食費の見込額はどの程度になるかお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

令和8年度から給食センターの運用が開始しますと、市内全ての公立小中学校で学校給食が実施となります。給食を作るに当たり、1食当たりの食材の費用は、小学校では1食390円程度、中学校では430円程度と見込んでおります。それぞれの単価に児童生徒数と1年間の給食実施回数から算出すると、年間の食材費は7,100万円程度と見込んでおります。

なお、保護者から徴収する学校給食費の額については、規則で定めることとしておりますが、現在、各学校で徴収している額が一律でないことや様々な事情があり、精査する必要もあり、検討中でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 事務量や給食費の大まかな数字を言っていただきました。

学校給食費を公金化する以上、一定の事務負担が生じるのは制度上避けられない前提であることは私も認識しております。これらの事務負担が発生するのであれば、その負担をどのように市民の利益につながる制度設計に生かしていくのか、つまり、保護者負担の軽減や無償化といった方向性を含め、より広い視点で検討すべきではないかと考えております。

先ほど課長からの答弁でありましたが、あえて教育長にお伺いしたいと思っております。学校

給食費条例の制定に当たり、無償化や段階的無償化について議論は行われたでしょうか。もし議論がなされていたのであれば、差し支えない範囲で、その内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化について、国では、まず小学校について無償化の検討に入ったとの報道があったところです。ただ、もうこの時期ですので国の支援決定を待たずに、市として令和8年度からの学校給食費の無償化について、10月28日の政策推進会議で議論をさせていただいたところです。

教育委員会としましては、来年度の給食センター供用開始に当たり、多くの仕組みを見直すタイミングでの小・中学校同時の給食費無償化に向け、市長部局との協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君）

今回の条例は公金化に伴う枠組みの整備を優先されたということで理解をしておりますが、無償化や、ちょっと今回ペーパーレスにチャレンジして、どれか分からなくて、ちょっとチャレンジし過ぎたことを深く反省しております。本人が一番混乱しております。

給食費をどのように位置づけ、保護者負担の軽減や子育て支援につなげていくのかは、市全体の大きな政策判断であり、教育委員会だけでなく、市長部局と一体で議論していく必要があると認識しております。ただ、給食無償化については、全国的にも独自で導入されているところでもありまして、これが本市にとってどれだけのハードルなのか図りかねる思いもあります。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。市内一斉給食の開始に当たり、新たに徴収事務を構築するよりも、子育て支援や教育への投資という観点から、学校給食の無償化を実現するまたとない機会ではないかと考えておりますが、本市として、この点をどのようにお考えになるのか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 学校給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担軽減や子どもの健康、教育機会の確保につながるものと考えております。先ほど教育長がお答えしましたとおり、実施に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君）

今後、全国的にも給食無償化がさらに進んでいく可能性を鑑みれば、子育て支援や教育の投資のために、本市の限られた職員の人的リソースをどのように配分することが最も効果的なのか、

慎重かつ大胆に検討していく必要もあると思っています。ぜひとも市の最適解を探っていただきたいと考えております。この議論をきっかけに、また給食の無償化が前向きに検討されることを願っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

12月10日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託等であります。

開議時刻は、午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時10分 延会

第493回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和7年12月10日（水曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第106号 須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 3. 市議案第107号 須崎市学校給食費条例の制定について

第 4. 市議案第108号 須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

第 5. 市議案第109号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第 6. 市議案第110号 須崎市税条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第111号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第112号 須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

第 9. 市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について

第10. 市議案第114号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）について

第11. 市議案第115号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第12. 市議案第116号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第13. 市議案第117号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について

第14. 市議案第118号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について

第15. 市議案第119号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更について

第16. 市議案第120号 高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

第17. 市議案第121号 工事請負契約の締結について

第18. 市議案第122号 工事請負契約の変更について

第19. 市議案第123号 工事請負契約の変更について

第20. 市議案第124号 工事請負契約の変更について

第21. 市議案第125号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第22. 市議案第127号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

欠席議員

14 番 土居 信一君 午前中

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室次長 有澤 聡明君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防 災 課 長 楠瀬 晃君	税務課長兼固定資産評価員 青木 裕子君
建 設 課 長 中川 雄大君	農林水産課長補佐 長山 浩二君
住宅・建築課長 山岡 伸也君	環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
市 民 課 長 高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	教 育 次 長 西村 浩司君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君	生 涯 学 習 課 長 福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君	次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君	

午前10時 開議

○副議長（高橋祐平君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。14番土居信一さんより、申し合わせにより、本日、午前中の欠席の届出がっております。

日程第1 一般質問

○副議長（高橋祐平君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで教育長より昨日の一般質問答弁の訂正願いがありましたので、発言を許します。教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 皆様、おはようございます。

昨日12月9日、杉山議員の、閉校する学校を休校とした場合と廃校にした場合では、休校のほうが地方交付税の算定等でメリットが考えられるとの御質問に対する答弁の中で、現在の地方交付税の算定は学級数で行われるものであり、廃校または休校によるメリット、デメリットはございませんと申し上げましたが、確認をしたところ、算定上は児童生徒数が1つ、学級数が1つ、学校数が1つの3つでございましたので、訂正をいたします。

ただし、児童生徒が在籍していない、つまり休校中の小・中学校を学校数には含めないという扱いがされておりますので、結果的に廃校、休校どちらであっても交付税の算定額に違いはないというところでございます。

以後、答弁においては、正確な表現を心がけるよういたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長より答弁の訂正の申し出がありました。

申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議ありませんので、申し出のとおり、これを許可することに決しました。

なお、発言訂正に係る字句等の整理については、後刻会議録を調査し、適切な措置を講ずることといたします。

順次質問を許します。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。通告に従いまして、質問を行います。

物価はますます高騰し、医療費や介護保険料などの負担は増え続け、国民の暮らしは厳しくなっています。そんな中ですが、高市早苗首相は、防衛費を国内総生産費2%、総額11兆円と、2年間前倒しする方針を表明しました。

また、台湾有事をめぐる発言は、アメリカと中国の武力衝突が起こることを想定し、存立危機事態になれば、日本への攻撃がなくても米軍を守るために中国と戦争をすることがあり得るということを国会で表明し、外交問題に発展しています。これらのことから、戦争への道へ歩むのではないかと懸念されるところです。

さて、今年自衛隊の統合演習が10月20日から31日まで全国で、須崎市では10月20日、21日の2日間に行われました。自衛隊の訓練支援艦「てんりゅう」が入港し、自衛隊の車両が

広島県より運んできた高速無人標的機の模型を「てんりゅう」に積み込み、輸送船からの燃料補給の手順を確認したということです。残念なことに、戦後初めての軍事訓練が須崎市で行われた日となりました。20日には市内で軍事化に反対する集会も行われ、40名ほどが集まりました。

この訓練のことについて、市民のほとんどは知るところにはありませんでした。訓練が行われることを御存じですかと港の近くの方にお聞きしましたら、何も知らされていない、戦争の準備が始まっているのではないだろうかや、以前港の周りに軍の施設が造られていたので、また軍港になるのではと驚かれ、大変心配されていました。

今後、訓練計画が明らかになった場合は、ホームページへの掲載とともに、市民にも説明会を開くなどして周知することを求めるものですが、市長に御所見をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

須崎港で行われた自衛隊の統合演習につきましては、国の防衛体制強化の一環として行われたものと考えておりますが、訓練計画や実施内容は事前に高知県がホームページへ掲載して情報提供をいたしておりました。

市としましては、これまでの答弁のとおり、市民の皆様に不必要な御不安を与えることのないよう、国と県に丁寧な説明を今後とも求めていきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 国と県に説明を求めていかれるということですが、そのことを、いろんな情報を知った場合に市民にもやっぱり知らせていっていただきたいと私は思ってこの質問をしてるんです。戦争の準備はできるだけ国民に知らせずに進んでいきます。それが歴史の事実です。政府は今、長距離射程ミサイルを造るとともに、弾薬庫の整備を進めています。予算が計上されているのは全国で約62棟に上り、防衛省は全土の戦場化を想定して日本の国土をミサイル基地にしようとしています。これらのことについてはほとんど報道がされていません。知らない間に戦争の準備が進められている、この合同演習もしかりです。

武器を持てばそれを使うことになります。戦争になれば巻き込まれるのは市民です。市長は市民に対しての説明責任があると私は考えております。訓練がある場合には知らせてもらいたい。市民には知る権利があると思います。再度お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど御答弁申し上げましたとおりでございます。演習につきましては、演習の内容、これは、主催者あるいは港湾の管理者からの情報提供が正確であると考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 国からの提供はあるということですが、市民は知るところにないという

ころは私は問題だと考えてこの質問をしてるわけです。

須崎港は特定利用港湾に指定されてるのですから、軍港としての役割を再び担うのではないかという心配があります。戦争になれば、軍事施設が攻撃されるのは分かり切ったことです。第二次世界大戦ではたくさんの貴い命が奪われました。その反省から憲法に戦争の放棄が明記されています。須崎港での訓練が行われることについて、私は市民の命を守るためにも注視して知らせていっていただきたい、これはお願いして次の質問に移ります。

南海トラフ地震などの災害が起こった場合に、重機や動力系機材の活用が重要となります。それらが安全な場所にあることや、扱える人員がどれだけいるのかが人命救助や復旧復興にも役立つと考えます。

先日、四国災害ボランティアネットワーク主催で重機講習会が市内で行われ、市からと県外から数名が参加し、受講されておりました。こうした取り組みを市でサポートする、もしくは市が主催者となって開くことができないでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 災害発生時における重機や動力系機材の迅速な活用、そしてそれらを適切に扱える人材の確保は、人命救助やその後の復旧復興において極めて重要であると捉えております。

また、大規模災害時には、行政の公助だけでは対応し切れない状況も想定されますので、そのようなときに資格と経験のある方が重機等を操作し、迅速な初期対応に当たることは地域の防災力を高める上で重要な要素であると考えております。

今後におきましても、関係機関や専門団体と安全かつ効率的に重機操作の技術を習得できるような仕組みづくりに協力してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市長も大変重要であるとお考えということで、仕組みづくりをしていきたいというお答えでした。

倒壊した家屋に人が残されているっていう場合に、国からの救援隊を待つのではなくて、その地域にいる方が何とか助ける、そういうことがとても大事だということをその講習会の講師の方がおっしゃっていました。

この重機の資格を取ることに補助金を出したり、また自治体の職員がそういったことに、重機の扱いをするという、資格を取るということを応援してるという自治体もあります。そうした先進した地域もあると聞いておりますので、須崎市も災害が起こったら本当に大変なことになるのはもう予想できますので、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと御要望いたしておきます。

次の質問に移ります。市民対話でまちづくりをしていくことが安心して住み続けられる地域をつくることができると考えています。

少子化対策において、先進している自治体は市民の声に寄り添った政策が展開されているという共通点があります。団体やグループとの市民対話を継続して行うことや、プロジェクトを市民

とともに考えるなど、市民の意見を取り入れたまちづくりを今以上に積極的に行うことが必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 例年、本市におきましても、市内8地区におきまして市政懇談会を開催しておりまして、市民の皆さんから様々な御意見や御要望等をお伺いしております。

また、市政懇談会以外にも、PTA連合会の皆様や須崎市民生委員・児童委員協議会の皆様などとも意見交換会も開催させていただいております。12月19日には浦ノ内中学校にお伺いさせていただき、生徒の皆さんとの井戸端会議も開催をさせていただくこととしております。

市民の皆さんからの声を幅広くお聞きしたいと考えておるところでございますので、いろんな機会を捉えて、そのような形にしていきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 様々な取り組みをされているということです。市長は積極的に聞いていきたいというお考えであろうかと思えます。

皆さん多分御存じだと思いますが、兵庫県の明石市の少子化対策が進んでいること、よく知られてると思いますが、現在の市長は、市長に就任して以来、タウンミーティングを毎月1回以上開催されています。対話を通じて地域の課題や要望を明らかにするだけでなく、行政がすべきこと、多様な主体で共創できること、市民の皆さんにやっていただくことと、課題ごとに分けて解決に向かっていってるそうです。その中で、テーマごとにも分けて、例えば障害者、子ども、高齢者、環境、たくさんのことを取り上げているようです。大人だけではなく、子ども会議、若者会議、農業など、その施策ごとに話し合っているそうです。細かい話合いをしてるということになります。

市民の声を聞いて一緒にまちづくりを進めることが、住みよいまちづくりにつながっていくと思います。それが少子化対策にもなる、少子化対策だけでなく、高齢者にもとても住みやすいところ、障害者にとっても住みやすいところ、魅力的なまちづくりができると思いますので、そうした細かな取り組み、テーマごとに分かれての継続した話合いの場をぜひ考えていただきたいのですが、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 明石市の例を言われましたが、いろんな都市の存立基盤、あるいは条件、都市の大きさ、人口の多寡、いろんな状況が違うわけでございます、その中でどのように市民の皆さんのお声をいただくかということであろうかと思えます。

宮田議員の言われたやり方も一つあるでしょうが、我々は我々なりの考えなりに市民の声を拾っていくと、聞いていくということが続けていきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市民の声を受け止めていただきますようによろしくお願いたします。

次の質問に移ります。1975年10月24日に、アイスランドの全女性の90%が仕事や家事を一斉に休んだ女性の休日は、女性がいないと社会が回らないことを証明しました。50年前のことです。その後、アイスランドは最もジェンダー平等が進んだ国になりました。ジェンダー平等が進んだ国は、女性だけでなく男性にとっても生きやすい社会となります。

日本一女性が活躍できるまちを掲げるならば、男女共同参画課の設置がなくてはならないと考えるところでして、本庁舎に課の設置を求めるものですが、お伺いたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 男女平等や男女共同参画政策につきましては、須崎市人権施策総合計画に基づき、啓発事業等に限らず、学校等の教育現場では男女平等を目指す教育を推進するなど、関係各課等との相互連携により、全庁的な総合力で取り組んでいるところでございます。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 取り組みはされているということですが、私は男女平等が進んでないと思ひましてこの質問をしているわけです。

今年の10月24日にアイスランドで女性の集会50周年が開かれ、レイキャビクの広場には5万人の方が集まったそうです。ジェンダーギャップ指数が高いのに、それでもデモをしてるんです。どうしてですかと聞いたら、公の部分では進んでいるが、いまだに家事のほとんどは女性が行い、性暴力もあり、プライベートでは行われているので、必要なくなるまであらがうため行うということでした。すごいな、羨ましい、日本でも女性の休日ができたらいいなって私は思っております。

日本ではケア労働者の多くを女性労働者が低賃金で担ってきています。家事も多くの女性が負担をしてきました。男女の賃金格差も依然あり、意思決定の場に女性が少ない現状があります。

日本一女性が活躍できるまちにするためには、ジェンダー平等が進まなければならないと考えております。そのために専門の部署は必要です。課の設置について議論をしていただきたいのですが、再度お伺いたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） アイスランドの例も出されましたが、いわゆる自助・公助・共助でいくと、共助の部分で運動を広められておると。それは行政が旗振って公助でという部分ではなくて、本来そういう形の市民運動的な広がりを実効性あるものになっていくということだろうというふうに思っております。

そういう点で、課を設置したからそれが進むというのはちょっと短絡的ではないかなというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 施策を進めるためには、やはり担当課が私は必要だと思っております。ぜひ庁内でも議論をしていただけますように要望いたしておきます。

次の質問に移ります。保育園では、年少から年長までの3年間は主食を弁当箱に入れて持っていきます。今、冷えた御飯を食べているわけです。昼食時に温かい白米を食べることのできない状況にあります。園からの主食の提供ができない理由について、子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

宮田議員の御質問は、年少から年長までの主食の提供ができない理由についてでございますが、現在、保育園で主食の提供を行うこととして須崎市保育協会と協議を進めており、現場の保育士からも、温かい食事を提供できることは家庭支援の観点からも望ましいという御意見をいただいております。

一方で、主食を恒常的に提供していくためには、いろんな整備、確認が必要であると考えております。主食が加わることで、配膳量の調整やアレルギー確認など、細心の注意を要する作業が増えるため、給食時間の安全を確保するための人員体制の見直しが必要となります。そして、これまで実施していない調理工程が新たに発生することから、夏場の衛生管理や加熱、保温管理など、追加となる工程に対応できる体制の確保が求められます。これらの点を踏まえまして、運営体制の確保を前提に制度設計を進めているところでございます。

なお、設備面につきましては、これまでも主食を提供する日が設定されていることから、実施は可能であると判断しております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 大変うれしいお答えでございました。今、協議していただいているということで、この質問は、以前は杉山議員も取り上げていました。本当に子育て世代にとって、朝の忙しい時間にお弁当箱に御飯を詰める、簡単なようで一つの手間になりますので、そういったことがなくなるってことはとても喜ばれることだと思います。

ということで、2番目の質問に移りますが、今までは白御飯を保護者が持って行ってました。その部分についての金額、保育園が負担するならばどのぐらいの金額になるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

主食の提供に伴う経費についてでございますが、現在、制度設計を進めている段階であるため、人件費、光熱水費などについての見込みはお答えしかねるところでございます。

一方、材料費としましては、3歳から5歳の1食の御飯を100グラムとして、本年度児童数で試算しますと、年間の米使用料は約2.4トンとなり、平均的な価格から計算しますと、約9

6万円程度になるものと見込んでおります。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 96万円という年間、非常に僅かな金額ですので、新たにその部分、負担とならないように、ぜひ市が負担していただくように、これは要望しておきます。

3番の質問については、割愛させていただきます。

次に、学校給食についてお伺いいたします。昨日の質問と重なる部分もありますが、再度確認のためにお伺いいたします。

給食センターの工期が延長になりましたが、4月の実施が間に合うのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

給食センターにつきましては、建築工事が2月13日から3月13日まで、1か月の工期延長となったところです。昨日、西村議員にもお答えいたしました。12月に契約を締結いたしました調理、配送の委託業者には、建築工事の工期延長について御理解をいただいております。令和8年4月からの稼働に向けて準備を進めていただいております。そのため、4月から実施できるものと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 4月実施ができると考えておられるというお答えでしたが、万が一ですが、遅れることがあった場合とかは、事前に、早期のうちに知らせていただきたい。そのための対策はきちんと取っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。地元の食材を使う地産地消の取り組みはどのようにされるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

昨日、西村議員にもお答えいたしました。給食センター稼働後も食材の調達は今現在各学校で取引のある地元業者を中心に行う予定ですので、これを通じて地産地消の取り組みも継続できるものと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 地元の企業を使うということは喜ばしいことですが、地元の企業さんであってもどのぐらい地産地消の地元のものを使っているのかということとは分からないという、分からないというか調べないと分からないと思いますが、以前、高知県産のものとか、どのぐらい使われてますかとお伺いしたときに、数字を持ち合わせてないという回答だったと思います。

ぜひ地元のものがどのぐらい使われているか、例えば理想はもちろん100%ですけど、それは無理だとしましても、それに近づくためにどういった取り組みができるのかっていうことを考えていっていただきたいと思います。地元のもの食べて育つ子どもたちが増えることを私は望んでおります。

次の質問に移ります。昨日の中学校給食の無償化について庁内で協議していったらという大変うれしい御答弁がありました。私の質問は、中学校給食の実施に向けて無償化を求めるところをお聞きしたいのですが、したいところでしたが、実現に向かって進むということですので、3番目の質問は省略させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。現在、須崎市の教育支援センターを利用している児童生徒数について学校教育課長にお伺いいたします。

児童生徒の昼食はどうなっているのでしょうか。給食の提供を求めるところですが、学校教育課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

教育支援センターの利用状況についてですが、本年11月末現在、通室届が出ているのは小学生7名、中学生5名の合計12名で、そのうち実際に通室しているのは小学生5名、中学生3名の合計8名でございます。

昼食につきましては、御家庭で用意していただいております。

教育支援センターへの通室については、本人の意思を大切にしており、欠席する場合も特に連絡等は必要なく、その日の児童生徒の体調を考慮して、いつでも通室が可能であります。そのため、午前中だけで帰る児童生徒や午後から通室する児童生徒もおり、教育支援センターでの活動時間も児童生徒の状況により様々でございます。

また、不登校及び不登校傾向の児童生徒の中には、食に関してもこだわりが見られる場合もあり、現状では毎日教育支援センターの給食の必要数を把握することはできませんので、教育支援センターでの給食の提供は困難であると考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 御家庭でお弁当を持ってこられてる子どもさんがおられるということでした。来年度から給食が無償化になるのであれば、その子どもさんに給食が提供できたら私は望ましいと思うんですが、日によってばらつきもあり、なかなかそこは難しいとは確かに思いますが、その昼食代を無償化とする、実費負担とする、通った部分、日数についての負担をしていくこともできたら私はいいのではないかと。これは質問ではありません、検討いただきたいと思います。子どもが学校や教育支援センターに行く場合、お昼代が無料になるということが統一してできるようになるほうが公平性があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

次の質問に移ります。須崎市のふれあい給食サービス活動です。

75歳以上の高齢者に対して行っている弁当などを提供するサービス事業です。先週、市内の方が来月から給食サービスがなくなるというお知らせ文書が来た、残念だとおっしゃられていました。このように今後給食サービスが継続できない地区があるとお聞きしています。現在の地区ごとの提供状況について、福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 須崎市ふれあい給食サービスについての御質問にお答えします。

ふれあい給食サービスは、地域のボランティアの協力により、在宅のひとり暮らし高齢者等に対して自宅に栄養バランスを考慮した弁当等を提供することで、安否確認や見守り活動、及び利用者と住民との地域交流を促進し、孤独感の解消を図ることにより、在宅高齢者が健康で自立した地域生活を安心して継続できることを目的に、須崎市社会福祉協議会が事業主体、各地区の社会福祉協議会が運営主体となりまして、平成8年度から現在まで長年にわたり続けられております事業でございます。これまでのボランティアをはじめ関係者の皆様の活動に対しまして、敬意を表したいと思います。

事業は、各地区の社会福祉協議会が民生委員・児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、食生活改善委員、地域福祉委員などの協力を得て調理、もしくは事業者へ依頼をしましてお弁当を用意し、見守り活動の訪問時に月1回配食しているものでございます。

利用対象者は75歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者、80歳以上の夫婦のみ世帯などで、直近の11月には市全体で548名に配食され、多くの方に喜ばれておる事業でございます。

一方、事業開始時に比べ、対象者が増加し、調理や訪問などボランティアの皆様の負担が増していることもお聞きをしております。夏場の衛生管理のリスクや食品衛生基準の見直しなどの課題もあり、事業主体であります須崎市社会福祉協議会からは、本事業の見直しを検討しておる旨、伺っておるところでございます。

御質問の地域別の提供状況でございますが、上分地区、多ノ郷地区、南地区、浦ノ内地区につきましては公民館等で調理を行い、その他の地区につきましては事業者へ依頼をしましてお弁当を用意し、見守り活動の訪問時に配食しておるところでございます。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 地域ごとによって様々な差があるということが分かりました。この事業、本当に見守りになるあったかい事業だと思いました。私は、続けていけたらいいなと思っております。

そこで、昨年度、サービスの実績についてはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 令和6年度の実績につきましては、多ノ郷地区、南地区は11回、その他の地区は12回の実施で、合計6,849食を配食しております。

また、市からの補助金といたしまして、1食当たり300円、合計205万4,700円を須

崎市社会福祉協議会に補助しているところでございます。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 1食300円という金額、これはずっと値上がりをあまりしていないとお聞きしております。お弁当を提供する場合、お弁当の価格が今300円ではなかなかない状態です。550円とか、安くても600円とかします。この金額を私は上げていくことも必要ではないかと思えます。見直していただくと、これは要望しておきます。

次の質問です。地域主体の活動であるので、それぞれの状況によってサービスの提供は違ってくることは理解できますが、市民はできるだけ同じようなサービスを受けたいと思うのが当然であると考えますが、所長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 先ほど御答弁しましたとおり、ふれあい給食サービスは各地区の社会福祉協議会が運営主体となっており、地域のボランティアの協力を得て実施しているものでございますので、それぞれの地域を取り巻く状況によりサービスが異なるのはやむを得ないことと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） やむを得ないという御答弁でしたが、市民の側からすれば、同じような境遇なのに、片一方ではお弁当を頂いて見守りをしてもらってる、一方では見守りをされないというようなことが現実起こっております。お弁当の配達ができない、本当に大変なことだと思います。毎月毎月のことですし、手が必要になってくると思います。今までのボランティアさんだけでなく、ほかのまた新たなボランティアさんに配っていただくとか、いろんな方法を市側からとしても一緒に考えていただきたいと思います。

須崎市はお弁当がとても充実したところだと私はこの頃思っております。よそのところに行っても、とさっ子広場ほど充実したお弁当を売っているところはないというふうに思っています。だから、お弁当文化、一つの文化としてとってもいいところがあると思いますので、それを高齢者にも届ける、何とか、今までのやり方とはまた違った方法でもいいと思います。公平にできるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。お願いいたします。

次の質問に移ります。高齢者の補聴器購入補助制度についてです。

今年度から始まった制度で、当初予算では20人分が計上されていたと思いますが、現在の利用者数についてお伺いいたします。

この制度は、県内14の自治体でも行われていますが、半分の自治体では申請条件の住民税非課税世帯の条件は外しています。非課税世帯の条件をなくして対象者を拡大することが必要ではないでしょうか。長寿介護課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。

まず、利用者につきまして、本年度11月末現在の支給決定者は2名でございます。

続きまして、非課税世帯の条件をなくして対象者の拡大をという御質問についてですが、非課税世帯への支援は、特に経済的に厳しい状況にある方々をサポートすることを目的としており、限られた予算の中で支援が必要とされる世帯に優先的に提供をいたしておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

なお、先ほども宮田議員がおっしゃいましたように、県内では14市町村が助成の事業を行っており、うち半分の7市町村が住民税の規定はないようでございます。近年、難聴が認知症の発症との因果関係が立証されたという研究結果も発表されており、国、県において有利な補助制度の創設を望むとともに、その動向に注視してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この利用者が2名ということでしたので、もう少し利用者を増やすためには、私は非課税世帯の条件をなくすことがとても大切なことだと考えておりますので、ぜひ御検討いただくことを要望いたしておきます。

山形県市では、聞こえの早期発見、早期対応を行うことにより、聞こえの状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につながることを目的に総合的な聞こえのフレイル対策を行っています。聴力の衰えの啓発、補聴器助成と装用後の調整や定期受診、データ分析をパッケージで実施しているということです。こうした取り組みも必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。

本市での補聴器購入の助成を受けるまでの流れといたしましては、窓口や電話での相談の際には、医師の証明書などの提出書類に費用がかかるため、助成条件について詳しくお話しし、助成の対象者かどうかを確認して慎重に進めております。

また、装用後の調整や定期受診については、補聴器購入時や購入後の後についても、補聴器専門店や認定補聴器技能者により専門的な指導や継続的な支援をしていただいております。

聴力の衰えについての啓発ですけれども、介護予防の一体的事業の一環で、高齢者の集まりの場において、聴力には特化はしておりませんが、フレイル状態の把握聞き取り専門職が行っております。その際に、聞こえについて気になる方については声をかけ、必要な支援の提案をしております。

また、包括支援センターとも情報共有をし、同様な支援を行い、啓発に努めております。

以上のことから、啓発から購入後の支援まで、本市でも一連の対応の流れはできておると考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市でも一定の対応はされているということですが、なかなか、私の周りを見ましても、聞こえにくくなってる方が本当に増えておられます。その方々が補聴器をつけてるかという、必ずしもそうではありません。補聴器をつけるに当たっては、最低でも3か月は継続して使わないといけないということを土佐市民病院の耳鼻咽喉科の関先生が言われてました。なかなか、調整していくこととか、根気が要ることです。それを個人に任せるとするか、個人が判断するのでそのようになりますけども、それをもう少し行政側として支援していただきたいと私は考えてこの質問をしたわけであります。

本当に、高齢者にとって耳が聞こえなくなる、高齢者だけではないですけども、耳が聞こえなくなると、会話をしている話も話分からない、置いてきぼりされたような気がするという声をお聞きいたしました。安心して暮らすためには、いろんな施策が求められると思います。

次の質問も同様のことですが、関連することです。岡山県の奈義町は、2026年度から町内高齢者の集団検診に聴覚検査を導入します。認知症に関わりが深いとされる加齢性難聴を早期発見し、補聴器専門医のいる耳鼻科につなぐことで認知症発症と生活の質の低下を防ぐ試みで、自治体の集団検診項目に聴覚検査を取り入れるのは県内初めてということなんです。

このように本市も集団検診時に制度の周知や早期発見のために聴力検査行ってはどうでしょうか、健康推進課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えします。

補聴器購入補助制度につきましては、集団検診時に長寿介護課が作成しましたチラシを配布するなどしてお知らせします。

また、聴力検査につきましては、高知県下でも市町村が行う集団検診としては実施しておりません。補聴器が必要となる加齢性難聴を見分けるためには、医療機関での精密な検査が必要となるため、集団検診で行うことは適切ではないと、集団検診を委託しております高知県総合保健協会からもお聞きしておりますので、本市においての集団検診時での聴力検査の実施は考えておりません。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 集団検診時に行うことが適切ではないというお答えでしたが、聞こえにくくなってることを発見するためには私は必要だと思いますので、取り組みをされる自治体もありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

チラシを渡して説明をするということだけではなくて、聞こえのアンケートを取るとか、また今アプリを使って聴力検査もできます。何らかの形で、聞こえにくいですよ、耳鼻科を受診したほうがいいのではないのでしょうかという提案をして、早期発見につながっていくようにぜひしていただきたいと、これも要望いたしておきます。

最後の質問に移ります。当面する課題です。12月になりました、大掃除に取りかかる季節と

になりました。そこで、たんすや机を出したいと考えられてる方も多いかと思います、不燃物の日に。その不燃ごみの日に出そうとする場合に、解体しなければなりません。市のごみの分け方、出し方表には、木製家具などは1メートル四方程度に解体して、金属を取って紐で縛ってごみ処理券を貼ってくださいと書かれています。たんすの解体は簡単にはできないので困っているという意見を度々耳にします。解体せずに出すことができたり、また、自宅への戸別収集を行っている自治体もあるので、そのようにしてもらいたいのですが、できないでしょうか。

また、高齢化が進んでいる状況を踏まえられ、大型家具の処分方法について検討していただきたいと思いますのですが、環境未来課長にお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） お答えいたします。

本市における不燃物などの収集につきましては、分別収集の徹底を進めるということもあり、たんすや机などにつきましては、処分場で処理可能な1メートル四方程度に解体した上で出すようにお願いをしております。

これは、たんすや机などですと、最終的に高幡東部清掃組合でRDF化の処理をすることになるわけですが、そこでの機械処理が1メートル四方程度でないとできないからであり、それ以上の大きさですと、高幡東部清掃組合のほうで対応していただけないからでございます。このことから、以前より本市におきましては、たんすや机などにつきましては、可能な限りばらして1メートル以内の大きさでまとめて出していただくようお願いをしております。

どうしても解体や搬出が難しい御家庭におきましては、実費負担が発生いたしますが、引取り処分が可能な市内業者などもございますので、御案内をしております。

また、議員御指摘の戸別収集や行政による粗大ごみとしての処分についてでございますが、確かにそうした自治体もございますが、そうした自治体におかれましては、収集場所が1か所のみであったり、また結局は民間事業者対応となっており、代金が発生しているというふうに認識しております。

高齢化が進む中、御自身で対応できない方も増えていることは理解しておりますが、本市の収集方式のまま御指摘の対応は難しいと考えております。

ただ、今後、近隣市町などの取り組みを参考にしながら、本市において市民の皆様が出しやすいような研究を続けていきたいとは考えております。

○副議長（高橋祐平君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 物が増えて結構家が片づかないという方の例として、大型の家具を処分の方法が分からない、できないという方がおられます。快適な環境で暮らすことのできるように、ごみの出し方についても、もう少し市民が出しやすくなるような方法を考えていただきたいと思います。

この年末に向かってきれいな環境で、ああ、新年を迎えられたらとても嬉しいことだと思いますし、ぜひ大型家具の回収についてはいろんな方法について考えていただきたいと思います。

ます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○副議長（高橋祐平君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 6分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。6番松田健さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 最後の質問者になりました。松田です。よろしくお願いします。

まず、だんだんに質問がありましたが、市長の政治姿勢として、重点支援地方交付金の活用についてお伺いをさせていただきます。

政府のほうから、強い経済を実現する総合経済対策として、日本と日本人の底力で不安を希望に変えると閣議決定されたこと、この補正予算、非常に、だんだんに議員からも質問あったように期待をする市民も多いと思います。

この内容を、総務省の財政課のほうから須崎市に文書が届いた内容を受けても、強い経済を実現する総合経済対策、速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのために全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国、地方が一体となることができる限り早い執行に努めると記載があるように、須崎市でも12月末ぐらいには方向性を決めたいということで答弁をお聞きしました。

さらに、具体的な内容が、何か今後この交付金を活用していく上で検討しているものがありましたら、市長のほうにお答えをいただきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先日も御答弁申し上げた内容から何か前進があるかという話かもしれませんが、その点はまだ前進はございません。

当市といたしましても、できれば12月中には一部実施できる事業を決めて、令和7年度内には全て予算化できるよう対応したいということでございます。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 次に、この総合経済対策の交付金を活用して、これは非常に危惧している事案としまして、賃上げが現在非常に実施を12月1日から開始をされた中で、賃上げを伴う中小企業の経営者に対する支援を次に質問をお伺いしたいと思うんですが、この中小企業、小規模事業者、須崎市も1,000以上の企業が、商店等があるわけですけれども、賃上げすることによって、雇用される側は、それは生活する上でも、所得が向上していく上でもいい環境になることは間違いありませんけれども、この中小企業、小規模事業者の経営者にとっては非常に厳しい選択

となると思います。

その上で、この交付金を活用した支援事業、須崎市内の事業者、あるいは企業者向けに対して、須崎市の取り組みについて市長の見解をお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 松田議員も御案内のとおり、賃上げっていうのはほぼ恒久的な経営側から見るとコスト上昇になるわけです。これに関しては、非常に、国の動向等も影響してくるわけでございますけれども、本来は、その分は価格転嫁していわゆる事業者の収入を上げないと賃上げっていうのはできないわけでございます。しかし、いろんな事情によってなかなか価格転嫁ができない事業者の方もおいでというのも事実でございます。

今、日本が失われた30年の経済が今動き出したと、そう見るのか、やはり無駄なといいますか、人件費等々だけ上がって、例えば卵の値段も上がらない、米の値段が云々という議論になっておりますが、本来であれば価格は上がらないといけないわけです。

それに対して、市としてそれができない事業者さんもおいでということで、今回の重点支援地方交付金を活用して、少しでもそういった事業者様への支援につながるような事業を実施できるよう検討したいと思っておりますが、これも恒久的な話ではないので、いわゆるもう、これはやっぱり社会で考えていかなければいけない問題でもあるというふうに考えてます。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 市長のおっしゃるように私も同感で、人件費を上げるっていうことは、本当に固定費を上げる恒久的な経費の上昇につながるもので、特に中小企業、あるいは小規模事業者にとっては厳しい判断が求められた今回の賃上げだと思うので、ぜひまた、西村議員もおっしゃってましたけれども、ジモッペイなどを活用して、須崎地域内で循環する交付金の活用をぜひ庁内の中で検討いただいて、ほぼ大型店というのは県外資本の実情、須崎市の今の立地の中で、やはり市民生活で日常的に生活に係る家計の支出というのはほぼほぼ県外の手元に回っていったのが実情ですので、ぜひ須崎市内で循環するアイデアを庁内の中で検討いただいて、重点支援地方交付金を活用して、ああ、市内のお店が元気になったなど実感できるような対策をお願いをしたいと思います。

次に、この賃上げにもちょっと連動することにもなりますが、農家の最低賃金も上がるので、非常に厳しい農家の雇用者の実情はあるんですが、僕も11月の29日の高知新聞の朝刊の、いつも見出しっていうのは黒の白抜き文字っていうのは威圧感を与える見出しなんですけれど、これで非常にびっくりしたのは、5年でたしか25%減になって、高知県は26.1%減ってるんですが、この基幹的な従事者の構成年齢が、8割が60歳以上なんです。ということは、あと10年、20年でどのようになるかというのが、もうぞっとした、この高知新聞の記事で将来像を描いてしまったので、少しマイナス思考にはなったんですけど、須崎市にはしっかりとした所得を上げてるミョウガ農家もいますし、柑橘系の文旦、ポンカン、あるいは小夏、そういった柑橘系の栽培農家、あるいはお米、生姜、そういった露地農家の方もいるんですけども、やっぱり

一番減ってるのはこの露地の経営者が、後継者がいないので減っているのが現状だと思います。ぜひこの柑橘農家、あるいは水稻農家、あるいは生姜農家にしても、機械化がどんどんどんどん進んで省力化もできる時代にもなってきているので、それに対する支援など、サポートすることによって最後の打つ手があると思うんですが、須崎市の支援、あるいは取り組みについて3点ほどお伺いをさせていただきます。

まず、1点目、須崎市で新規就農者経営発展支援事業という、全額県の補助を取扱いをしてるんですが、この実績について3年間、過去、教えていただきたいのが1点目。

2点目が、令和6年度予算が230万円だったものが、今年、令和7年、1,850万円予算に増額されているんですけども、この予算の措置について何らか理由があったのか、現状をお伺いをしたいと思います。

3点目に、実家が農家、あるいは若者のUターンとか、あるいは後継者につながるような、移住者につながるような方の資金について、何か施策を検討しているのであれば所見をいただきたいと思いますが、市長の……。

○副議長（高橋祐平君） 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高知県産業振興推進部統計分析課作成の2025年農林業センサス（農林業経営体調査）、これ速報でございますが、それによりますと、本市の農業経営体数は352経営体で、前回調査の2020年と比べると26.5%、127経営体の減、自営農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は675人で、前回調査の2020年と比べまして30.9%、302人の減となっております。本市におきましても、高齢化による後継者や担い手の不足が課題となっていると認識しておりまして、新規就農者を確保していくことが重要だと考えております。

そこで、新規就農者への支援といたしまして、国の新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく補助事業を活用し、経営開始資金の交付や機械、施設等の取得等に対して補助金を交付しております。機械、施設等の取得等に対する新規就農者経営発展支援事業費補助金の実績につきましては、令和5年度に3名、令和6年度に1名、令和7年度に2名の新規就農者が活用されております。

次に、リモコン式草刈り機への支援についてでございますが、県のスマート農業推進事業費補助金を活用し、令和7年度に2経営体がリモコン式草刈り機を導入しております。導入を希望される農業経営体がありましたら、まずは農林水産課まで御相談いただきたいと思います。

各補助事業の周知につきましては、土佐くろしお農業協同組合や須崎農業振興センターと連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

また、全国に発信できるような独自の施策につきましては、ぜひ議員の皆さんからもアイデア

を頂戴したいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 市長、戸惑うようなの質問で失礼しました。

減っているのはもう我々も実感として重々承知をしているんですが、この基金を、須崎市もおかげさまで100億近い、95億円ぐらいの基金があるわけですが、ここで思い切ってやっぱり使うべきじゃないのかなど。投資をして、今、柑橘農家で1,000万円売上げがある生産者がもう高齢でやめようと。でも、この柑橘園を最初からつくるってなると、5年間何にも、文旦にしてもポンカンにしても定植をして5年間って所得ないんですよ。今やりゆう方からうまく引き継ぐ、あるいは事業を継承するとか、あるいは持つてる農家さんに賃料を払いながら農業を、露地の柑橘経営をするとかいうのは、事業継承の意味でも非常にメリットのある農業経営じゃないかなと思います。

ということで、基金の活用をぜひ、思い切ったことを執行部からも、また我々も提案をしながら、今人口減少と闘うという意味でも、この働く場所を、須崎ならではのやっぱり強みを生かした農業であったり漁業であったり、そういったところへ投資をぜひ検討していただきたいという思いで質問させていただきましたけど、また、御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、人口流出するやっぱり要因というのは、僕は、高校卒業時、進学も含めて、就職先がないということで市外、あるいは高知市に出ていかれる方が非常に多いので、年々に若い、卒業された方が市外に出ていかれる。

けど、そんな中で、高知県見渡して、高知市あるいは南国市に次いだ雇用のあるのは、僕は須崎市だと言い切れると思ってます。というのも、住友大阪セメント株式会社、あるいは日鉄鉱業株式会社、白石工業株式会社など、しっかりとした、もう60年、70年続いている大手の企業もありますし、意外にみんな気づいてない、須崎市の自動車の販売会社って全メーカーがそろっているんですね。トヨタに限ってはトヨタカローラ、トヨペット、高知トヨタ、日産は日産サテリオに高知日産、スズキ、ダイハツ、ホンダ、三菱、この2万人弱のまちでこんなにそろっちゃうのは日本全国でもまあまあないんじゃないかなと思うぐらい自動車販売会社もあります。

今回、自動車会社の雇用のことを言うわけじゃないんですが、一方で、病院も数、病床数も含めてですが、大きい病院、須崎くろしお病院、高陵病院、ネオリゾートちひろ病院、一陽病院、須崎医療クリニック、島津クリニック、小さな規模になると、中山整形外科、須崎菅野医院、もりはた小児科、北川眼科、歯科医院にいたっては8事業所もあるんですね、奴田原先生は廃業されましたけれど。こんだけ病院関係者もたくさん須崎市に立地している。

今回この質問、医療従事者は須崎市内でどれだけいるのか、高齢者の福祉施設とかは別で、医療従事者として何人いるか、お聞かせいただきたいのと、この医療関係の経営者、あるいは従事者の人らとの意見交換を、須崎市の雇用を守っていく上でも、どんなふうな取り組みされてるのか、市長は女性活躍を推進する須崎市をつくろうということで、非常に重要な位置づけになっていると思いますので、市長のぜひ御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

活道として、やっぱり道路に面していたらぜひ見直す要件にも、これからこのタイミングとして拡充していく必要があるんじゃないかなと思います。

ぜひ火災の延焼とか災害時の避難に有効的なこの住宅等の除却事業を、要綱をちょっと見直していただく検討をしていただきたいなと思うんですが、防災課長の御所見をお伺いします。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 初めに、須崎市防災課としまして、今回、大分市佐賀関地区で発生しました大規模火災におきまして、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の火災は、議員おっしゃられたとおり、強風による延焼の危険性を改めて認識させるものであり、本市におきましても、同様の状況が発生し得ることを重く受け止めております。

御提案いただきました老朽住宅等除却事業費補助金の対象要綱の改定につきましては、現行制度が主に倒壊の危険性がある住宅や、倒壊による避難経路の閉鎖防止を目的としており、延焼防止を目的とする対象拡大については、制度の新たな趣旨と整合性を図る必要がございます。

御提案の要件の改定につきましては、地域の特性や財政状況を考慮しつつ、他の自治体の事例も参考にしながら、今後の課題検討とさせていただきます。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 防災課長のおっしゃるように、火災の原因が今回の要綱になっていないというのは重々承知です。ただ、浦ノ内の漁村地域、あるいは野見・大谷にしてもそうですし、もう本当に車が入れないような道路といたしまししょうか、道の中に住宅が密集しているのは、これは住んでいて不安材料が大きくなる要素だと思うので、この老朽化住宅等除却事業をやっぱり拡充していくっていうのは、今後須崎市にとって、この老朽化したものが、避難道路であれば市道、公共道路なんか面に面しちゃうところが一定巡回をしたら、どっかのタイミングでこういった要綱の改定をしながら除却をしていく施策にぜひ検討し直していただきたいと思います。これがせっかく須崎市で住んでいて長年ずっと住み続けているまち、あるいは漁村、あるいは地域のアイデンティティーといたしまししょうか、やっぱり住みやすい地域の中で住み続けたいと思うところだと思うので、ぜひ安心して暮らせるように、そういった施策を検討していただきたいと思います。防災課長、よろしく願いいたします。

次に、防災ラジオ、皆さん、覚えてらっしゃるでしょうか、当然家に今据わってると思うんですが、令和3、4年にスタートした、須崎市防災ラジオの一般家庭用と事業所に貸与をする事業ですけれども、この実績について、一般家庭と事業所を区分して年度別で分かれば、防災課長、教えていただけませんかでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 防災行政無線の戸別受信機の貸与状況につきましてお答えします。

令和3年度から一般家庭への貸与を行っており、令和3年度は6,027戸、令和4年度が115戸、令和5年度に38戸、令和6年度に84戸となっており、令和7年11月末までに配付

しました18戸を合わせまして、6,282戸を配付しております。

また、事業所への貸与数につきましては、令和3年度に146事業所に163個、令和4年度に13事業所で13個、令和5年度に2事業所に2個、令和6年度に25事業所で29個を配付し、令和7年11月末までに2事業所に2個を合わせまして、188事業所、209個を配付しております。

また、そのほか、公民館などの公共施設に223個を配付しており、令和7年11月末までに6,714個を配付済みでございます。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） やっぱり事業スタートダッシュはすごいんですけども、後の伸び悩みが少し気かりのところでした、1万台ぐらい購入されて市民に貸与するという事業だったと記憶しちゃうんですけども、これを改善して、須崎市の市役所の倉庫で眠っちゃったら何の役にも立たんじゃないですか。

この貸与について、事業所向け、僕が事業所で聞くのは、非常に契約書、事業所結ばないかん。一般家庭は受領書的なサインだけでいいと。ここにやはり課題があるんじゃないかなと、ネックを、もう事業所、喫茶店とか人が出入りするお店にやっぱりあると、その情報がいち早く告知できるというのは、非常に大きな避難に対する時間のロスがなくなる手段だと思っているので、ぜひ事業所向けの貸与の規定をもう受領書でオーケーというふうな簡易なものに変えて、1万台がきちんとやっぱり須崎市内に活用されるように体制を検討いただきたいのが、この今の実績をお伺いして思うところがございます。

そのような簡素化できないかなと、あるいは施設園芸のハウスにもあっても、大きな情報のツールになると思うので、防災課長、再質問でお答えいただけますでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 防災行政無線の戸別受信機の貸与につきましては、まず世帯については原則1世帯に1台と定めておりまして、事業所等への貸与につきましては、設置場所や必要となる台数をまず申請していただいてもらい、契約書で定めることとしております。

また、現在の受信機の在庫につきましても、新規の貸与や貸し出した受信機の故障等によりまして交換が必要となるケースもございますので、一定の台数を確保しておく必要がございます。

議員御提案の貸与の方法、拡大、そして事業所への貸出しの規約の簡素化などにつきましては、市民への情報伝達の観点から、今後貸与の申請がない事業所などに聞きながら、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） お店でよく防災無線が聞き取れんって、アナウンスされゆうときに、ごみの収集日がいつやらに変わりましたとか、今コロナのワクチンの情報とか、いろんな情報、防災無線で言われても聞き取れん、何言ゆうろねっていうのを聞いたりして、いやいや、そのときに、

防災無線って事業所でも配付ができるんですよって言ったら、いや、面倒くさいもってという声が返ってくるので、ぜひそこは簡素化してあげて、その情報がスムーズにそこにおられる方々に伝わるように改善をしていってもらいたいと思いますので、お願いをいたします。

次に、その聞き取りにくいと言われた防災無線が、最近、本当に聞きやすくどんどんどんどん改善されていった防災無線についてお伺いをしたいと思います。

今、桐間地区に、非常に、これ人口といいましょうか、市外から来られる方が多い。はま寿司、それからその前にドラッグストアもアオキができております。そして、HOTEL AZができてすごい稼働率もいいし、よそから来られた方が泊まって、そしてスケートパークが今度建設もされる。あのエリアにやはり防災無線ってあるのかな。新しくそういう人口が増えてる、交流が多くなっているところには、やっぱりそういった告知をしないといけない行政の役割っていうのもあるかと思えます。そういう設置のやっぱり見直しも、年々まちが変わっていくところには必要じゃないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

僕、個人的には防災アプリ、みんながもう今スマートフォン、体に持ちちゅうので、それから情報を得るのが非常にやっぱり的確な伝わりを思うので、須崎市のスーパーアプリができれば最高にええんですけど、まず防災アプリなんかも検討してみてもどうかと思うんですね。防災課長の前向きな御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 桐間地区での防災行政無線による情報伝達につきましては、桐間地区の事業者で構成しております桐間地区事業所等津波避難対策協議会の皆様と、地区周辺からの迅速な避難誘導に係る意見等を反映しながら検討を進めてまいります。

また、桐間地区では、議員御指摘のとおり、昼間人口が多くなりますので、土地勘のない訪問者や正確な防災情報の伝達が求められてます。普及率の高いスマートフォンへの情報伝達は有効と考えております。

今後、既存の防災情報サービスと新たなシステムの導入による効果等を総合的に検討した上で、桐間地区にいらっしゃる皆様が災害情報や自身の置かれた状況を正確に理解し、冷静に行動できるよう支援してまいります。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 課長、すごい前向きな検討をありがとうございます。

いや、これは願ってもない対策、防災アプリとはいえ、須崎市のスーパーアプリを作られたら、非常に須崎市に買物に来る方々にいろんな交流人口、あるいは関係人口増やす意味でも強みになるアプリができるんじゃないかなと。

というのは、これは佐賀県の佐賀市の事例ですけれども、ごみの収集の通知だったり、図書館の利用のデータをアプリでやっていたり、当然住民の印鑑証明から始まって、住民票だとか、あーいった申請状況も全部アプリでできる。そういった生活に密着した機能を日本全国の各自治体、アプリですごくやっぱり取り入れられてるところがあるので、財政的にもめどがついた須崎市、

ぜひこれを検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど課長が桐間の日中時に非常に人口多くなっているのは対策をしていただけるということですので、また、地元の桐間地区の方々、事業者さんらとの協議を進めていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、医療系の防災の備蓄品、あるいは医療関係者が必要とするような備品の保管についてのお伺いをしたいと思います。

先ほど医療機関の、病院数であったりとか、雇用されてる医療従事者が多いことは承知の上ですけれども、この災害時に備蓄している保管場所、あるいは病院の立地している条件、全ての病院が浸水区域内にあるということも踏まえて、専門性の高い医療分野の情報交換も非常にハードルが高い。行政と医療の専門家が意見交換したところで、なかなか前に進みづらい問題だと思うんですが、それぞれのやはり分野の違いを区分されて、内科、外科、歯医者さんとか、そういったところの意見交換の収集の方法を変えることで糸口も見えると思いますが、今の現状、あるいは今後の対応について健康推進課長にお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えします。

南海トラフ地震が発生した際は、須崎市保健福祉センター1階検診室を医療救護所として開設する予定となっております。医療救護所は、朝ヶ丘中学校、上分小中学校にも開設できるように備えを行っております。

各医療救護所の備えは、トリアージタグ、ベッド、ブルーシート、毛布、発電機、トランシーバーなど、主に医療救護所の運営に係るものと、福祉保健センターには酸素ボンベや簡易な縫合ができる機材が入った医療用資材を備えております。医薬品につきましては、須崎くろしお病院4階に点滴、血圧の薬、解熱剤、抗生剤等、流通備蓄しております。

また、意見交換の場として、平成27年度より、高岡郡医師会、高岡地区歯科医師会、市内の総合病院の医師や消防署、警察署、防災連合会等が集まり、南海トラフ地震等の災害に備え、地域住民の生命と健康を守る目的で、また、災害発生時における関係機関等の連絡体制の強化及び医療救護体制の確立に向けて必要な事項を検討するために、須崎市災害医療実務担当者ネットワーク会議を開催しております。開催することにより、それぞれの専門的な観点より助言をいただきながら、医療救護所の設置数や場所、医薬品の確保等を行ってまいりました。

新たに令和8年度からは、須崎市内の歯科医師より災害時に向けて歯科の面から備えを検討したいとの申し出もあっております。災害時の歯科保健について、協議していくことも考えております。

今後も市内の専門分野の方々の意見やアドバイスをいただきながら、南海トラフ地震への備えを行ってまいります。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 医療救護所になっている須崎市の中の保管状況とか、あるいは医薬品の期限、

あるいは消費の、限られた時間の中でどう回転させていくのかっていうのも、やっぱり専門家のアドバイスをいただきながらいい体制づくりができていくことが重要だと思います。いつ起こるか分からない災害に対応せんといかんので大変だとは思いますが、ぜひ医師会、あるいは警察と連携しながら、そういった対応をしていってもらいたいと思います。

ただ、運営に係る対応は役所でもできると思うんですが、医薬品の中身、専門的なところはなかなか判断できんと思います。そこはやっぱり医師の何か、アドバイザーとか決めて、役所は人事も当然換わっていくので、誰が見てもすぐ分かるような体制というのが僕は必要じゃないかなと思っています。ぜひそこを具体化といいたしめようか、前に一步進めていけるような台帳整理といいたしめようか、誰が見てもすぐ保管場所と保管品が分かるように、それは当然麻酔薬とかいろんな重要な薬も置かれちゃうと思うんですけど、対応する医師が来たとしても、なかなか分からんようじゃいかんと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、令和8年度から歯科医師との意見交換をされるということです。来年度からぜひそういった、重要度以外に、歯医者との関係の災害時の対応っていうのがぬかっている自治体が多いと聞きましたので、ぜひ國廣課長、よろしくをお願いします。

続いて、まちなまるごとホテルの事業についてお伺いをいたします。

先ほどもちょっと触れましたが、HOTEL AZが9月にオープンして、もう順調な稼働をしているなというのは駐車場の車を見ても感じていますし、そこに働く人に聞いても、すごい稼働率だということをお伺いしています。一方で、須崎市のホテル、あるいは旅館業をやっている方にお聞きすると、平日の利用が減ったと。これはやっぱりHOTEL AZの影響が少なからず出てるんじゃないかなと思います。

今回、心配しているのが、まちなまるごとホテルとして、吉村旅館、あるいは岩井レコードさんの後を宿泊施設として行政が支援をしながら体制をつくっていく、このまちなまるごとホテル事業、慎重な対応が必要だと思っています。というのも、民間の競争で経営が厳しくなるのは、行政で支援をするというのはちょっとなかなかハードルの高い問題だと思うんですが、片や、行政が支援をする宿泊事業があって、既存、何十年も須崎市内で事業をやってきたところが影響を受けるとなると、やはりそこは須崎市内の、今まで事業をやってくれて、当然固定資産税も払い、市民税も払い、所得税も払いしてくれた事業所を支援するという意味でも、そういった補助金なり、助成金なり、支援策が必要じゃないかと思っていますので、市長の御所見をお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今朝のテレビの特集で、くしくもこのまちなまるごとホテルの特集がございまして、見ましたけれども、今、日本で72か所、2地区がこのまちなまるごとホテルに取り組みされておると。四国では三豊市とか大洲市、高知県ではまだないという状況の中で、非常に人気が高まってきておるという観点での報道でございました。

その中で、三豊市の例を放送されておったわけでございますが、まちなまるごとホテルというのは、宿泊場所があって、例えば朝御飯は外へ出て行ってどっかの飲食店で食べると。お風呂については温泉なりなんなりを、言わばまちを周遊すると。それが一つの大きな魅力であって、今日

の三豊市の例では、ふだんは観光に来てもし入らないような路地に入って行って、いろんな観光的な発見をして、それが非常に魅力になってきておるし、まちの人との触れ合い、これが非常に大きな魅力になってきておるといような内容でございました。

当市におきまして、海のまちプロジェクトということで、いわゆる古市町、浜町、原町、あの周辺を、観光の入り込み客を新たにつくっていききたいという取り組みを今やっておるわけでございまして、その中でこのまちまるごとホテルを取り組んで、地域の皆様にぜひ御協力をいただきながら、須崎市のまちの魅力をもっともっと高めて発信をしていけるんじゃないかという趣旨で、このまちまるごとホテル事業を進めておるわけでございます。そういった意味では、やはりHOTEL AZができて、一部減ったとはいえ、今まで須崎市から逃げておったお客さんが須崎市で宿泊するようになったという効果も非常に絶大なものがあるというふうに思っております。

そういう意味で、まちまるごとホテルのほうも、前向きな考え方でまちとして取り組んでいくということをぜひやっていきたいなと思っております。

既存の宿泊施設の皆さんが、縁日商店街ホテルの一員として共に取り組んでいただけるように、対話を重ねながら支援策を検討していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 市長、同感で、ただ、宿泊するだけでは本当にリピート客には僕もならないと思っていて、やっぱり人と出会って、人に会いに行くような旅行が多くなっていると思うので、須崎の今のまちまるごとホテル、回遊性を高めて、農業の体験もしかり、漁業の体験もしかり、してもらいながら、そこで獲れた魚を食べる、あるいは野菜を食べる、そういった、まちまるごとがホテルになるように、既存のホテルと連携しながら、旅館とも連携しながら取り組みをしていってもらいたい。新しいところだけがどんどん成長、稼働するのだけは、ぜひ慎重に対応していってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

本年度の納税状況について、ふるさと納税、個人のものとは企業版ふるさと納税の令和7年度の寄附件数、あるいは総額、平均金額というものを元気創造課長にお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

本年度の本市に対する個人のふるさと納税の件数は、11月末時点で15万8,496件、金額は23億2,973万4,502円となっております。

なお、寄附件数の最も高い価格帯は、1万円から2万円未満となっており、全体の寄附件数の57.5%となっております。

○副議長（高橋祐平君） まだ質問中ですが、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部からの答弁を求めます。企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 企業版ふるさと納税の状況につきまして、企画情報課からお答えをさせていただきます。

令和7年度につきましては、現在のところ、1件10万円の御寄附をいただいております。以上となります。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 個人のほうは23億円強ということで順調に推移しゆうと推測していいんじゃないかなと、11、12月が駆け込みで、また30億円を超える納付が期待できると思います。ぜひ実現に向けてお願いをしたいと思います。

それで、この企業版ふるさと納税、ちょっと件数が思ったより少なかったんですけども、個人のふるさと納税について、返礼品の主要な品目と商品、それに対する金額、あるいはそれを提供してくれている返礼品の会社、もちろんダミーで結構ですので、教えていただきたいと思えます。

次に、クラウドファンディングや補助金を活用した事業がどんなような成果を収めているのか、須崎市でも、兵庫県から来てくれた会社もありましたので、ぜひそういった、二、三年たってきた、成果をどのように出して須崎市に貢献してくれてるのか。

また、中四国でもトップクラスの個人のふるさと納税をいただいている当市、その成功するプロセスの取り組みなんかも非常に参考になるかと思えますけれども、今後、新規事業者が参入できるような取り組みについて、元気創造課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 小川智義君登壇〕

○元気創造課長（小川智義君） お答えいたします。

令和6年度の寄附金額の上位の事業者についてでございますが、まず、A社でございますが、A社の返礼品に対する寄附金の総額は10億6,943万5,500円で、主要な品目はカツオのたたきとなっております。

次に、B社でございますが、B社の返礼品に対する寄附金の総額は3億8,678万9,500円で、主要な品目はお刺身定期便となっております。

次に、C社でございますが、C社の返礼品に対する寄附金の総額は1億1,262万8,500円で、主要な品目は味付けハラミとハンバーグとなっております。

この上位3社が本市への寄附金額の約67%を占めております。

また、品目別で見ますと、主要なところでは、水産加工品及び鮮魚が全体の約77%、青果が約7%、食肉加工品及び精肉が約6%となっております。

本市におきましては、ランドマークとなる返礼品に注目していただくことで、提供する返礼品全体についてごらんいただける機会を増やし、そうすることで寄附金全体の増加を目指すよう取り組んでおります。

また、令和6年度のクラウドファンディングを活用した補助事業の実績につきましては、株式会社須崎水産加工の第2工場建設事業を採択し、クラウドファンディングの目標額は7億6,540万7,500円で、その額の40%である3億616万3,000円を補助金として交付いたしております。

当該工場の建設につきましては、令和6年度に着手いただきましたが、保健所の許可や導入機器の納品の遅れなどの理由により、本年度への繰越しを行っております。そのため、事業の完了は、本年、令和7年8月となっております。新たな加工施設ができたことで、本市の主要な返礼品であるカツオのたたきの生産ペースが上がるのが予想され、寄附金額の増加につながるものと期待いたしております。

令和5年度から実施してきましたクラウドファンディング型の補助制度につきましては、事業を採択してから着手するまでの期間における物価高騰への対応等、いくつか課題も見えてきたところでございます。そうしたことから、令和8年度につきましては、クラウドファンディングは行わない方法で新たな補助制度を検討いたしており、議員御質問いただきました新規事業者への参入や創業支援といったものにも対応できるよう、検討いたしております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 非常にふるさと納税については順調な経緯、あるいは対応してくれている企業の方々のおかげで、須崎市も基金が、貯蓄ができていけるぐらいの順調な事業成果と捉えております。ただ、危惧するのは、やはり上位3社で67%も占めているということは、1社が何かトラブルがあることによって非常に返礼品等への影響も大きいかと思っておりますので、また元気創造課の皆さんの対応といたしましうか、今後の事業を進めていく上で慎重に精査をしていただきたいと思いますと考えております。

続いて、諸課題について、上下水道のことをお伺いする予定をしておりましたが、ちょっと次回の定例会に持ち越させていただいて、次の5の2で提案させていただきました質問についてさせていただきますと思います。

職員の皆さんが予算を作成したり、見積り等々、各課等が事業者さん、あるいは企業さんをお願いする案件について御質問をさせていただきます。

端的に言うと、今までは無償で、少額な事案についてはちょっと見積りをいただけるのかとお願いしていた見積りですけれども、今、働き方改革も含めて、事業所のほうもそういった見積りを取るに当たっても、下請あるいは材料屋さんから詳細な見積りをいただくには労費、あるいは時間も費やしゆので、この見積り作成にも一定の有償制度を導入してはどうかというのが質問の趣旨でございます。

というのが、やはり職員の方も、いざ見積りを取ったが一般競争入札で落札ができなかった、そういったことも含めて、非常にストレスも感じるような場面もあろうかと思っておりますので、総務

課長に、こういったことを是正する意味でも有償化の見積りの規定なりを作成するような方向を御検討いただけないか、お伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

現在、本市では、予算要求や事業計画の検討段階で概算見積書を事業者の皆様をお願いして徴取をいたしておりますが、これら市場価格の確認や数量の積算など、通常の範囲にとどまる場合は全国的に見ても無償での依頼が慣行となっており、事業者の皆様におきましても、営業活動の一環で、社会的な商習慣であるものと認識をいたしているところでございます。

松田議員御案内のとおり、予算要求等の際に見積りをしてくださった事業者が入札において落札できず、契約に至らない場合もあろうかと思っておりますが、市が行う契約事務につきましては、地方自治法において、適正な競争の下でより有利な条件で契約を締結することが基本となっておりますことから、御理解をいただきたいと思っております。

なお、見積作成の有償化という御提案でございますが、近年、一部民間取引においては有償とする場合も出てきているということも承知をいたしておるところでございますので、今後、国や県、他自治体の動向に注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 以上で質問を終わります。

○議長（土居信一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第106号

○議長（土居信一君） 日程第2、市議案第106号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第106号は、総務文教委員会に付託をいたします。

日程第3 市議案第107号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第107号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第107号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第4 市議案第108号

- 議長（土居信一君） 日程第4、市議案第108号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第108号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第5 市議案第109号

- 議長（土居信一君） 日程第5、市議案第109号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第109号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第6 市議案第110号

- 議長（土居信一君） 日程第6、市議案第110号を議題といたします。

- 議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第110号は、総務文教委員会に付託いたします。
-

日程第7 市議案第111号

- 議長（土居信一君） 日程第7、市議案第111号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第111号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第112号

○議長（土居信一君） 日程第8、市議案第112号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第112号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第113号

○議長（土居信一君） 日程第9、市議案第113号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第113号は、両委員会に分割して付託いたします。

日程第10 市議案第114号

○議長（土居信一君） 日程第10、市議案第114号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第114号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第 1 1 市議案第 1 1 5 号

○議長（土居信一君） 日程第 1 1、市議案第 1 1 5 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 1 1 5 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 1 2 市議案第 1 1 6 号

○議長（土居信一君） 日程第 1 2、市議案第 1 1 6 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 1 1 6 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 1 3 市議案第 1 1 7 号

○議長（土居信一君） 日程第 1 3、市議案第 1 1 7 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 1 1 7 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 1 4 市議案第 1 1 8 号

○議長（土居信一君） 日程第 1 4、市議案第 1 1 8 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第118号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第15 市議案第119号

○議長（土居信一君） 日程第15、市議案第119号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第119号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第16 市議案第120号

○議長（土居信一君） 日程第16、市議案第120号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第120号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第17 市議案第121号

○議長（土居信一君） 日程第17、市議案第121号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第121号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第18 市議案第122号

○議長（土居信一君） 日程第18、市議案第122号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第122号は、総務文教委員会に付託をいたします。

日程第19 市議案第123号

○議長（土居信一君） 日程第19、市議案第123号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第123号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第20 市議案第124号

○議長（土居信一君） 日程第20、市議案第124号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第124号は、総務文教委員会に付託をいたします。

日程第21 市議案第125号

○議長（土居信一君） 日程第21、市議案第125号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第125号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第125号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第125号は、原案に同意することに決しました。

日程第22 市議案第127号

○議長（土居信一君） 日程第22、市長提出追加議案、市議案第127号を議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 追加議案書1ページ、市議案第127号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ326万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億3,089万4,000円としようとするものでございます。

2ページ中段の第1表歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。第10款教育費において、新しいすさきの学び推進事業費更正により326万2,000円の補正となっております。

これに充当いたします財源といたしましては、同じく2ページ上段の歳入でございます。第19款繰入金を歳出と同額の326万2,000円補正計上いたしております。

なお、詳細につきましては、3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきますよう、お願いいたします。

次に、第2表債務負担行為補正でございますが、新住民情報システム構築運用事業につきまして、期間を議決日から令和9年度まで、限度額を1億4,599万2,000円追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第127号の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第127号は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議長（土居信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から12月16日までは、委員会審査等のため休会し、12月

17日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

12月17日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前10時。
本日は、これにて散会いたします。

午後1時21分 散会

第493回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和7年12月17日（水曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第106号 須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 市議案第107号 須崎市学校給食費条例の制定について
- 市議案第108号 須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 市議案第109号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第110号 須崎市税条例の一部を改正する条例について
- 市議案第111号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 市議案第112号 須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について
- 市議案第114号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）について
- 市議案第115号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 市議案第116号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 市議案第117号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 市議案第118号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 市議案第119号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 市議案第120号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 市議案第121号 工事請負契約の締結について
- 市議案第122号 工事請負契約の変更について
- 市議案第123号 工事請負契約の変更について
- 市議案第124号 工事請負契約の変更について
- 市議案第127号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について
- 陳 情第 22号 須崎市議会のY o u T u b e 配信について
- 第 2. 議会議案第18号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について
- 議会議案第19号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出について
- 第 3. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

追加日程 議会議案第20号 杉山愛子議員に対する問責決議

日程第3

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室次長 有澤 聡明君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防災課長 楠瀬 晃君	税 務 課 長 補 佐 池田知佐子君
建設課長 中川 雄大君	農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
住宅・建築課長 山岡 伸也君	環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
長寿介護課長 大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
市民課長 高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 竹内 新君	教 育 次 長 西村 浩司君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君	生涯学習課長補佐 松本 和也君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君	次 長 松本 佐和君
会計年度任用職員 福本 恵美君	

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、議員より議会議案第18号及び第19号の2議案の提出がありましたので、その写しを議席に配付いたしております。

(議会議案第18号)

令和7年12月17日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 須崎市議会議員 佐々木 學

賛成者 須崎市議会議員 松田 健

〃 〃 吉野 寛招

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について

(議会議案第19号)

令和7年12月17日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 須崎市議会議員 佐々木 學

賛成者 須崎市議会議員 松田 健

〃 〃 吉野 寛招

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出について

日程第1 市議案第106号から第127号、陳情第22号

○議長（土居信一君） 日程第1、市議案第106号から第127号までの20議案と、継続審査であった陳情第22号の1件、これら21件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（土居信一君） これより順次委員長の報告を求めます。

総務文教委員会委員長、大崎宏明さん。

令和7年12月12日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員会委員長 大崎 宏明

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第106号	須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
市議案第107号	須崎市学校給食費条例の制定について	原案可決
市議案第108号	須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第109号	須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第110号	須崎市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第113号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について《分割》	原案可決
市議案第114号	令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
市議案第119号	高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決
市議案第120号	高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について	原案可決
市議案第122号	工事請負契約の変更について	原案可決
市議案第123号	工事請負契約の変更について	原案可決
市議案第124号	工事請負契約の変更について	原案可決
市議案第127号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について	原案可決

令和7年12月12日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員会委員長 大崎 宏明

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	提出者	審査結果
陳第22号	須崎市議会のYouTube配信について	須崎市下郷233-11 柿谷 望	不採択

〔総務文教委員会委員長 大崎宏明君登壇〕

○総務文教委員会委員長（大崎宏明君） おはようございます。

今議会、総務文教委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。審査の結果、委員からは、こども誰でも通園制度の趣旨は非常に重要だと思っているが、保育士の処遇改善や配置基準の抜本的見直しなど、この制度の安全に実施できる土台づくりを優先すべきと考える。この国の方向性自体に反対するため、この条例にも反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、市議案第107号須崎市学校給食費条例の制定についてにつきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてにつきましては、慎重に審査を進めました。審査の中で委員から、休校とすることについて地域の説明や意向確認は行わないのか、休校を急がなければならない理由があるのかなどの質問がありました。執行部からは、条例改正案を提出して終わりではなく、この後、県や国へ書類を提出する必要があるためとの答弁がありました。地域によっては休校措置を取り、復校を望んでいる方がいるため条例改正には反対するとの意見があったため、挙手による採決を実施し、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。委員からは、これまでマイナンバー制度全般に反対してきた経過もあり、本条例改正もマイナンバーの利用範囲の拡大となるため反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第110号須崎市税条例の一部を改正する条例についてにつきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。委員から、給食センターでの試験調理は何回行うのか、学校への配送は含まれているのか、観光クラスター整備事業の大型バス駐車場整備のための建物解体費用はどの程度見込んでいるのか、来年度当初予算に計上では遅いのか、また、解体費は12月補正予算に同時に計上しないといけないのかなどの質問がありました。執行部からそれぞれのことに対しまして答弁がありました。観光クラスター整備事業には多額の費用がかかり、市民の理解も十分ではないため反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第114号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第2号）についてに

つきまして、執行部からの説明を受け審査を進めました。委員からは、この予算は1隻にかかる費用か、また、エアコンの動力は何かとの質問があり、それについて執行部からの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第119号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について、市議案第120号高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第122号工事請負契約の変更についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。委員からは、反対するものではないが、増額の変更契約を締結するに当たり、他社からの見積り徴取や県に検証してもらうような仕組みづくりをしていくことが今後内部で検討してもらいたいとの意見が出されました。執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第123号工事請負契約の変更についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第124号工事請負契約の変更についてにつきましては、執行部からの説明を受け審査を進めました。委員からは、変更となった理由を詳しく説明してほしいとの意見があり、このことについて執行部から説明、答弁がありました。説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第127号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）についてにつきましては、執行部からの説明を受け審査を進めました。委員からは、ナガ市との協定を結ぶのはALTを株式会社アチーブゴールから派遣してもらうことが目的か、協定締結により派遣されるALTが1か国だけとなれば国籍に偏りが生じるのではないかとの意見が出され、このことについて執行部から答弁がありました。説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております陳情第22号須崎市議会のYouTube配信についてにつきましては、委員から、情報を得る手段として特に若い世代ではインターネットが大きな比重を占めている。傍聴があり、ケーブルテレビの配信があり、インターネットの配信があることで様々な媒体で市議会のことを知ってもらい、市政への幅広い意見をいただけるようになることを考えるため賛成すると、反対に、ユーチューブは再生数に対してお金が入ってくるという仕組みで成り立っており、視聴者数を稼いでいくという行為がシステムの中にある。そのため、切り抜き等により真実が正しく伝わらないことが極めて多くなってきており、公平なメディアとは捉えていない。議会中継を配信することに当たっては不適切な媒体として考えるため、反対する。ケーブルテレビから情報をもらい、そのまま議会事務局が流し、それに多くの意見が来たときに誰が返すのかというようなことも議会改革調査特別委員会では議論となった。法整備もできておらず、体制が十分ではない中で配信するのは時期尚早と考えるため、反対する等の意見が出されました。意見が分かれたため、挙手による採決を行い、結果、採択に対しての挙手少数により不採択とす

べきものと決しました。

以上で御報告は終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう
によりしくお願いします。

○議長（土居信一君） 産業厚生委員会委員長、吉野寛招さん。

令和7年12月15日

須崎市議会議長 土居 信一 様

産業厚生委員会委員長 吉野 寛招

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定
により報告します。

記

市議案第111号	須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第112号	須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第113号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について《分割》	原案可決
市議案第115号	令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第116号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第117号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
市議案第118号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第121号	工事請負契約の締結について	原案否決

〔産業厚生委員会委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業厚生委員会委員長（吉野寛招君） おはようございます。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいた
します。

まず、市議案第111号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について、
市議案第112号須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例についての以上2議案につき
まして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

次に、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委
員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では委員か
ら、水産業振興費の中の弁護士委託料について、県補助事業のミョウガ搬送ライン装置が不採扱
になった理由、また、降下ばいじんの分析結果について、また、葉山荘負担金の今後の対策につ
いて、高齢者おでかけ応援事業費の申請者数と率について、改修後の東川内集会所の広さや収容
人数についての質問があり、それぞれ執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、執行部の説明
を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第115号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、市議案第116号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、市議案第117号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について、市議案第118号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）についての以上4議案につきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第121号工事請負契約の締結についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では委員から、1億5,000万円以上の議決を要する入札全て同じ業者が落札している状況について、地元業者にとって高い制限をかけられた、これまでの入札方法を改善していただけるように議論もしてきた経過がある、このことに関しての質問があり、執行部から、ポンプの施設は雨が降ったときに排水をしてまちを浸水から守る位置づけであり、今までは指名競争入札だったが、公平性、透明性の観点から、今年度から制限付きの一般競争入札にした経過と、制限はついたが価格の高止まりなど改善されたところもあり、入札としては適当であると考えている。また、今後どのような方法で長期的に安定したポンプ設備の在り方ができるのかということは常に考えており、市内業者の担保、実績を確保していくのか、入札方法についても今後検討していきたいという答弁がございました。審査の中で委員から、今後の公正、公平な入札に対し、入札方法の検討を要請すること、今年2度の最低限度価格と同額での落札があり、このような流れでいけば同じことが繰り返されるのではないかと危惧するので反対する。また、議員としてこれまでの経緯もろもろのことも加味して否決し、入札を再度やるべきとの意見や、法規に逸脱、抵触しているわけではない、そういう意味で否決するに相当かと言われるとそうではないと思うので、この議案に賛成したいと考えると意見が出され、挙手による採決の結果、賛成少数により原案を否決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で、議題となっております議案及び陳情に対する両委員長報告は全て終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（土居信一君） これより、ただいまの両委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 陳情第2号須崎市議会のYouTube配信について、総務文教委員会委員長報告は不採択でした。私は日本共産党市議団を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

議会は市政についての決定機関であり、そこでどのような議論が行われているのかを市民が知るためには、開かれたものであることが重要であると考えます。ネット配信により市民が自由な

時間に情報を得ることができるのは有益なことであり、市政や議会の情報を得るための媒体としては、ユーチューブ配信の果たす役割に期待するところです。

現在、県内11の市のうち、議会の配信方法としては、ユーチューブで行っているのが5市、ユーチューブとケーブルテレビが1市、ケーブルテレビのみが3市、インターネット配信が2市となっております。一時炎上した議会もありましたが、多くの自治体では問題は起こってはいません。インターネットという媒体を使い、どのような体制を取れば最善策となるのかを議論を進めなければ、新しい取り組みは始まりません。情報を公正に市民に伝えることができる可能性のあるユーチューブ配信に取り組むことは、これからの議会運営にとっても必要であると考えております。

以上の理由により陳情を採択するべきと考え、討論いたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。市議案第106号、第108号、第109号、第113号について、委員長報告はそれぞれ原案可決でした。私は会派を代表し、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず、市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、来年度から新たに実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

こども誰でも通園制度は全ての子どもの育ちを応援することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で子どもを預けることのできる制度として、来年度からは全自治体で実施が義務化されるものです。保育の必要性にかかわらず保育施設等を利用できることは、子どもにとっては同世代の子どもとの交流など家庭保育では得られない体験が可能となり、保護者には、育児負担の軽減に加え、孤立化する子育てへの支援も期待できることから、その意義は大きく、制度の趣旨には賛同いたします。

しかし、現状の保育現場は、世界的に見ても著しく低い保育士の配置基準や処遇の低さなどから、保育士不足が大きな課題となっています。現状でさえ保育士の負担は重い中、須崎市はこども誰でも通園制度の来年度の実施において余裕活用型、つまり既存クラスの定員の空き枠を利用する形での実施を想定しており、本制度のための新たな保育士の配置は検討していないことを委員会質疑において確認いたしました。

こども誰でも通園制度の対象は、0歳6か月児から満3歳未満の乳児です。親の後追いや人見知りの激しい時期でもあります。そのような子どもを、月10時間未満という短時間の預かりにおいて安全に保育し、在園児の安全と穏やかな保育環境も守らなければなりません。制度を実施するならば、当然保育士の手厚い配置が必要です。

保育士の処遇改善や配置基準の抜本的改善などにより、こども誰でも通園制度の土台をつくることこそ優先施策であり、給付制度ありきの国の方向性に反対するとともに、本市でも保育士不足が深刻であり、本年度は保育士募集に対する応募もなかったことなどを鑑みれば、保育士不足の現状は容易に解消しないことは明らかなことから、現状においてこども誰でも通園制度に踏み

出すべきではないと考え、条例制定に反対いたします。

次に、市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、中学校の名称及び位置を定めた表中から、南中学校、浦ノ内中学校、上分中学校の項を削除する改正であり、削除される3中学校の廃校を決定するものです。統合後の学校の扱いは、条例改正を行わない場合休校という扱いとなり、生徒数の増加や市の政策により復校の可能性を有します。一方で、条例改正を行い学校名を削除すれば廃校となり、学校としての歴史を閉じることとなります。

学校は地域活動の中心に存在してきたのではないのでしょうか。学校がなくなることを喜んでいない地域はありません。地域住民に対し統合計画の説明はありましたが、統合後の学校の扱いについては、休校と廃校の違いを説明し、地域としてどちらを望むかといった意向確認はされていません。私たち日本共産党市議団はこれまでも条例改正の前に地域に説明をし、協議の時間を設け、意向を確認するよう求めてまいりました。市は、統合は学校が合わさるということであり、統合する時点で廃校となることは市民は理解しているとの見解を示しましたが、どのようにそれを確認したのでしょうか。保護者の過半数が中学校の存続を希望している上分地区の保護者有志が行ったアンケートの自由記述欄には、中学校卒業までは地域の見守りの中で育ててほしいという思いや、小規模校、小中一貫校といった環境の中で成長する子どもたちを見てきた、この教育環境を選択肢として残すべきだという思いも記されており、そうした思いの住民の中には復校を期待するという声も実際にお聞きをしています。

地域との協議を行わないままの条例改正は、地域住民の意向を軽視した拙速な施策と言わざるを得ず、反対いたします。

次に、市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、マイナンバーの利用範囲の拡大にほかならず、住民の個人情報が広範に一元管理、利用されることにつながる懸念もあり、個人情報保護の観点からマイナンバー制度に反対する立場として、本条例改正にも反対いたします。

市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてにつきましては、上分保育園の通園バス運行業務委託の債務負担行為補正や、中学校統合に伴うスクールバス運行において整備が求められていた停留所への駐輪場整備費など、市民要望に応える予算計上がされており評価されるものです。しかしながら、企画費、観光クラスター整備事業費として計上された447万3,000円の補正予算は、シンボルロードへの大型バス駐車場整備のための川端スーパーの購入費395万円が含まれています。駐車場に整備するためには、スーパー建物を解体する必要がありますが、そのための費用は別途2,100万円ほどが見込まれるとの答弁がありました。多額を要する整備ですが、大型バス駐車場のニーズはどの程度あるのか、ほかに適地はないのか、市として公有財産を増やしてまで整備が必要なのか、土地鑑定から購入、解体、駐車場整備まで総額は幾らと見込まれるのかなど、詳細が示されておらず、市民に説明できる材料がありません。海のまちプロジェクトに関しては、これまでも会派として意見してきたように、市民の理解は進んでおらず、まずは先月行われた市民向け説明会などを重ねることで、市民の海のま

ちプロジェクトへの理解を深め、協力を仰いでいけるよう努力を重ねることが優先ではないでしょうか。

また、補正予算を計上しなければならない緊急を要する事業とは考えられず、議員協議会などで議員にも説明を行うなどし、計画性を持って予算計上すべきであることも指摘し、本定例会での補正予算計上には反対いたします。

以上、各議案に対する反対討論といたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第106号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第106号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第108号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第108号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第109号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第109号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第113号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）に

ついてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第113号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第121号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第121号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案否決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第121号は、否決することに決しました。

△市議案第107号、第110号～第112号、第114号～第120号、第122号～第124号、第127号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第107号、第110号から第112号及び第114号から第120号、並びに第122号から第124号、第127号までの以上15議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。これらの議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第107号、第110号から第112号及び第114号から第120号、並びに第122号から第124号、第127号までの以上15議案は、原案可決することに決しました。

△陳情第22号採決

○議長（土居信一君） 次に、陳情第22号須崎市議会のYouTube配信についての陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、陳情第22号は不採択するものと決しました。

日程第2 議会議案第18号及び第19号

○議長（土居信一君） 日程第2、議会議案第18号及び第19号の2議案を一括議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 提案理由の説明を求めます。7番佐々木學さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 議会議案第18号巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について。

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や、首都直下地震、さらに富士山噴火などの巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されております。このような状況を踏まえまして、政府は防災庁の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応については地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

1、東海南海トラフ地震や首都直下地震などの発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行える仕組みを確立すること。

2、各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。

3、新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。

4、国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。提出先は、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、防災大臣、総務大臣。以上でございます。

続きまして、議会議案第19号地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出につきまして、令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定をされました。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定をされております。今回の地域手当の改定に伴いまして、保育所等の公定価格については令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとした。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況であります。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉

サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあります。よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取り組みに支障が生じないよう、以下の事項について取り組むことを強く求める。

1、令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。

2、今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取り組みを踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより議会議案第18号及び第19号の議案について、一括して質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2議案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、これら2議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△議会議案第18号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、議会議案第18号巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、議会議案第18号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第19号採決

○議長（土居信一君） 次に、議会議案第19号地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、議会議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時の間、休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま西村議員から、議会議案第20号杉山愛子議員に対する問責決議案が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議会議案第20号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(議会議案第20号)

令和7年12月17日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者	須崎市議会議員	西村 泰一
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	松田 健
〃	〃	森光 一晴
〃	〃	森田 收三
〃	〃	高橋 立一
〃	〃	海地 雅弘
〃	〃	佐々木 學
〃	〃	山本 啓介
〃	〃	高橋 祐平

議案提出について

地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第1項の規定により下記議案を別紙のとおり提出します。

記

杉山愛子議員に対する問責決議

追加日程 議会議案第20号

○議長（土居信一君） ただいまより、議会議案第20号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉山議員の退席を求めます。

〔4番 杉山愛子君退席〕

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案説明

○議長（土居信一君） 提出議案の説明を求めます。1番西村泰一さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 議会議案第20号杉山愛子議員に対する問責決議。地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第1項の規定により、賛成者10名をもって提出いたします。

それでは、提案内容を読み上げます。

議会運営における最高規範である須崎市議会基本条例第6条で、議員の責務として、「議員はその立場を利用した影響力を不正に行使し、または市民の疑念もしくは不信を招く行為を行ってはならない。」と規定されております。しかしながら、杉山愛子議員は、令和6年8月30日、市民の通報により議決前人事案件の漏洩が発覚し、議長より嚴重注意処分を受けた。

令和7年3月には、SNS上での肖像権に係る不適切な事案が発覚。3月3日、3月7日の両日、市民より苦情と議会としての対応を求められる通報があり、議長より嚴重注意処分を受けた。

令和7年11月25日には、執行部よりの報告でSNS上での不適切な掲載が発覚した。又、高圧的と取られかねない担当課長等の会派室への呼び出し、業務に支障がでるおそれのある長時間の拘束に対し、市長より、議長を通じ是正を求められた。

定例会においては、通告なしの議案への質疑、通告なしの一般質問等、議会ルールの遵守に欠落した行動が見受けられる。

よって、これらの行為について総合的に判断し、須崎市議会として杉山愛子議員に対し、反省と再発防止を求め問責するものである。

また、私見でございますが、皆様方も御存じのように、杉山愛子議員は1期目の議員でございます。ゆえに、議会といたしましてもこれまで寛大な対応を取ってまいりましたが、事案が連続していたため、今回このような対応を取らせていただきました。しかしながら、年齢もお若く、これからの議員だと思っておりますので、今回の件を反省していただき、今後の飛躍を期待するところでございます。以上をもって説明に代えさせていただきます。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより議会議案第20号について、質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第20号は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、議会議案第20号は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。議会議案第20号杉山愛子議員に対する問責決議案について、反対の立場で討論を行います。

議長より注意を受けた3件について、議員11名の連名で問責決議が出されました。決議文中に、杉山議員が執行部に対して長時間の拘束があったという部分がございますが、これは3件とは別な案件であり、問題とするべきではない事案であると私は考えております。

会派の部屋に執行部に来てもらい、議案などについて問うことは、これまでも議員団として行ってまいりました。市の予算や政策などについて問うことは議員としての仕事であり、知って理解した上で初めてチェックすることが可能となります。簡潔に済ますように努力も行っておりますが、議題によっては時間のかかってしまう場合もございます。これも議案に対し真摯に向き合う姿勢ゆえのことです。

また、執行部の方に私たちの会派の部屋へ来てもらい質問をすることが高圧的と捉えかねないとのことでしたが、具体的にはいつのことであるのかは明示されていません。明確にされていないにもかかわらず問題とされていることに対しては、認めることができません。

なお、県議会、高知市議会の様子を聞くと、執行部から会派ごとに議会前に議案説明と質疑がなされ、より細かく知りたい場合には担当職員が議員控室に説明に来ることは、普通に行われていることを紹介しておきます。

杉山議員へのこれまでの注意案件も、議員としての立場を利用し不正に行ったり、意図を持って市政を混乱させようとしたものではなく、市の取り組みを、市議会の活動を積極的に知らせたいなど、懸命に努めようとする中で起こったことであるのは御存じのとおりであります。少子化、人口減が市政の重要課題である中、3歳から17歳の子どもの母親である杉山議員の視点、子育て世代とのつながりの中でつかんできた声などの要求は、市政の前進のためになくしてはならないものだと思います。

今回の問責は、戒めとする範疇を超えてしまったものであり、何か大きな力により決議文が出されたように感じています。こうした風潮は、若い新人の女性が発言し、政治に参加することを困難にさせ、言論を閉ざすことになっていくことにはなりはしないかと懸念するところです。

以上の理由から、問責決議については反対の立場であると申し上げまして討論といたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△議会議案第20号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。議会議案第20号杉山愛子議員に対する問責決議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、議会議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時の間、休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山議員に申し上げます。議席に配付しております本決議は可決されましたので、議長より伝達いたします。

ここで杉山議員より発言の申し出がありましたので、議長はこれを許可します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ただいま、私、杉山愛子への問責が須崎市議会において決議されましたことに対し、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

問責決議を重く受け止め、反省の弁を一言申し上げたいと存じます。このたび問責を受けるに至る議会上程前の情報漏洩や、インスタグラムへの投稿2件に及ぶ行動は、それぞれ注意深く立ち止まれば防げたものでありました。議員として思慮に欠ける行いであったことを深く反省いたしております。インスタグラムでの不適切な投稿は今回が2度目となりました。このたび須崎市から御指摘を受けました投稿については、市の催しを市民の皆様にお伝えしたいという思いのみから、担当課、担当者への配慮に欠ける投稿となりましたことを心からおわび申し上げます。

御指摘を受けるまでそのことに気づけなかった点も深い自責の念とともに反省し、今後の再発を防止するため、インスタグラムへの投稿については内容を精査し、複数の者による確認を行うなど取り組んでまいりたいと考えております。

議会運営上のルール遵守の御指摘に関しましては、御迷惑をおかけしていたことを真摯に受け止め、何分不慣れではございますが、今後とも議員の皆様、執行部の皆様からの御指導を賜りながらルールにのっとりた方法を大切に、民主的に議論を尽くせるよう注意してまいります。

市民の皆様には、私の不適切な行動からこのたびの問責決議に至り不信を招きましたことを心よりおわび申し上げます。市民の信任による立場の重みを忘れず、今後一層の自己研さんにより資質向上に努め、信頼を回復できるよう努力してまいるとともに、これからも市政の主人公であ

る市民の声を大切に、市民福祉の向上を目指す議員としてその責務を果たしてまいりたいと存じます。このたびは一連の行為に関し、関係する皆様に御迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳ございませんでした。

以上で反省の弁とさせていただきます。

日程第3 閉会中の事務調査について

○議長（土居信一君） 日程第3、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門において事務調査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（土居信一君） お諮りいたします。今会期中の発言取消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上で今定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議をいただきました。本定例会中に頂戴いたしました数々の御意見や御提言につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、12月5日からは年末年始の交通安全運動が実施されております。年末年始は日没の早まりと交通量の増加に伴い、1年の中でも最も交通事故が発生する時期であり、また、何かと飲酒をする機会が増える時期でもあります。

市民の皆様におかれましては、翌日に運転をする予定がある場合は、それを考慮した飲酒時間及び飲酒量を心がけていただき、また、車を運転される際は心にゆとりを持ち、子どもや高齢者の近くを通るときは徐行や一時停止するなど、思いやりのある運転に努めていただきますようお願いいたします。

本年も残すところ10日余りとなりました。年の瀬を迎え、何かとお忙しい時期かと存じます

が、議員の皆様、並びに市民の皆様におかれましてはくれぐれも御自愛の上、新年を健やかにお迎えいただきますよう心から御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

○議長（土居信一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、議員の皆様方の熱心な御審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様方の会期中の御協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

議長としてこの1年間大変でしたが、振り返りますと、議員の皆様のお力添えをもらいまして、市長はじめ執行部の皆様方には、議会運営に当たり真摯に御対応いただきましたことを改めまして厚くお礼申し上げます。

年末を迎え、令和7年も慌ただしく暮れようとしておりますが、寒さ厳しき折、市民の皆様方には健康にはくれぐれも御留意されまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして第493回須崎市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時 4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第493回須崎市議会12月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	1 番 西村泰一	<p>1. 出生数増加対策及び子育て支援</p> <p>①出生数増加対策</p> <p>* 須崎市の人口減少と出生数減少の現状をどう捉えているか、出生数増加対策の考えについて問う 4 7</p> <p>* 年間出生数41人想定の数値について再度所見を問う 4 8</p> <p>②保育料</p> <p>* 保育料完全無償化ができないか。無償化にはどの程度の予算が必要か問う 4 9</p> <p>* 保育料無償化の提案について所見を問う 4 9</p> <p>2. 総合経済対策</p> <p>①重点支援地方交付金の活用</p> <p>* 重点支援地方交付金の本市への配分規模はどれくらいか 5 0</p> <p>* 交付金を市民へどのような方法、メニューで届けるのか 5 0</p> <p>* 特別加算枠については、地元経済への波及効果に繋げるためジモッペイやプレミアム商品券がいいのではないかと。所見を聞く 5 1</p> <p>* 重点支援地方交付金の12月議会議決後の漁業従事者への支給はいつ頃の予定か 5 1</p> <p>* 次年度以降は水揚げ報奨金2%以上、漁場料2分の1以上の支援規模を確保できるよう努めていただきたい 5 2</p> <p>3. 給食センター</p> <p>* 調理配送業務契約業者の選定の経過の詳細を聞く 5 3</p> <p>* 食材の納入について地元業者活用の見通しはついたのか問う 5 3</p> <p>* 給食センター供用開始が遅れる場合の対策について問う 5 3</p> <p>* 給食センター運営に調理員、配送業務員が何名必要か。また、会計年度任用職員への声掛けはしているのか聞く 5 4</p> <p>4. 統廃合後の利活用</p> <p>* 統廃合後の校舎、体育館、グラウンドの利活用をどのように考えているか問う 5 4</p> <p>5. その他当面する課題</p> <p>①SNSの課題</p> <p>* SNSでの議員個人への誹謗中傷が特定の市民からされているが、内容等把握しているか 5 5</p> <p>* 議会改革調査特別委員会の全会一致の不採択決議について所見を聞く 5 5</p> <p>* 行政としてマニュアル作成の検討が必要ではないか 5 6</p> <p>* 本市のネットいじめの現状、対応、啓発について聞く 5 6</p> <p>②横浪運動広場の人工芝化</p> <p>* 人工芝化のための情報収集、調査の現状の進展を聞く 5 7</p>	

		*人工芝化の際にはラグビー場としての機能が併用できる整備を願うが、所見を聞く	5 8
		③防災集団移転促進事業 *浜町対象の高台移転に関する住民意向アンケート調査結果についての感想を聞く	5 9
		*他地域での意向調査を実施する考えがあるか問う	6 0
2	1 2 番 高橋立一	1. 市長の政治姿勢 ①高台移転 *高台整備についてこれまで検討されてきた大規模な候補地が情勢や条件等の変化で再定義することもあり得るのではないかと所見を聞く	6 1
		2. 当面の諸課題 ①安和保育園 *今後どれぐらいの期間継続を考えているのか。園児数の目安はどういったものがあるのか	6 2
		*園舎の維持管理費等必要となるが、施設管理費も含めての継続検討ということか問う	6 3
		3. その他 ①職員採用 *会計年度任用職員を採用する特別枠試験の実施や新たな採用方法、採用試験の仕方について検討しているのか問う	6 4
		*会計年度任用職員経験者対象の採用枠を実施していくつもりはあるのか問う	6 5
		②カスタマーハラスメント対策 *カスハラ対策に係る本市の状況を問う	6 5
		*庁舎管理規則の整備など対策を講ずるべきと考えるが所見を聞く	6 6
		*オンラインでの対策も踏まえたものにしていくのか問う	6 7
3	4 番 杉山愛子	1. 横浪運動広場の人工芝化と須崎市の環境対策 ①横浪運動広場の人工芝化 *人工芝化についての市の見解と検討状況を聞く	6 9
		*人工芝敷設によるマイクロプラスチック汚染の課題について認識を聞く	7 0
		*人工芝、天然芝様々な方法を比較検討していくことが重要と考えるが見解を聞く	7 1
		②須崎市の環境対策 *市内の人工芝の整備状況とマイクロプラスチック流出抑制防止対策はどのように行われているか問う	7 2
		*今後の人工芝新規敷設、張り替え等の際に指針となる流出抑制に関するガイドラインの作成が重要ではないか	7 2
		2. 子育てしやすい須崎市に向けて ①通園バス *通園バスの居住地区の利用制限を土曜日に限りなくし、利用できるようにできないか問う	7 3

		<p>*新たに停留所を増やすために必要な予算はどのくらいか</p> <p>②土曜保育</p> <p>*土曜保育の保育認定時間を平日と同様の短時間保育と標準時間保育の枠にできないか</p> <p>3. 選挙制度</p> <p>*選挙公営の選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、選挙公報の発行について実施に踏み切る考えはないか聞く</p> <p>*選挙公報の発行を前向きに検討しないか聞く</p> <p>4. 学校統合</p> <p>*廃校か休校とするか地域の意向を聞いたのか。地域との協議を行うべきと考えるが所見を問う</p> <p>*休校とすれば地方交付税の算定等でメリットがあると思うが、12月定例会で条例改正に至った理由は何か</p> <p>*スクールバスの運行委託にあたり、委託会社に求める防災知識、訓練実施の基準の有無、訓練計画や実施状況について問う</p> <p>*運行経路上の緊急避難場所への避難経路の確認や、緊急避難場所の備蓄の準備状況を聞く</p> <p>*統合による加配教員の適正配置は何名で何年程度か聞く</p> <p>*校則のすり合わせの実施状況、事前説明会の予定はあるのか。</p> <p>*統合前後でのアンケートの実施をすべきではないか</p>	<p>7 4</p> <p>7 5</p> <p>7 7</p> <p>7 8</p> <p>7 9</p> <p>8 0</p> <p>8 1</p> <p>8 1</p> <p>8 2</p> <p>8 3</p> <p>8 3</p>
4	7番 佐々木學	<p>1. 市長の政治姿勢</p> <p>①物価高対策</p> <p>*政府からの重点支援地方交付金を市民にいち早く届けられるよう取り組みを進めてもらいたい。所見を聞く</p> <p>2. 南海トラフ巨大地震対策</p> <p>①高台移転および事前復興まちづくり計画の策定</p> <p>*事前に高台への移転の取り組み、事前復興まちづくり計画の事前準備や計画案の作成に着手するとの2つについて事業内容や現在の進捗状況について聞く</p> <p>②地籍調査</p> <p>*地籍調査の津波浸水想定区域に対する進捗率、本市全体の進捗率、浸水区域に限っての完了までの見込みを聞く</p> <p>*現状の課題と今後の取り組みについて聞く</p> <p>*地籍調査協力員の高齢化、協力員の確保の課題と今後の取り組みについて聞く</p> <p>③巨大災害への対応体制整備</p> <p>*巨大災害の発生に対する対応体制の整備について国へどのような対策を求めるか現状の課題と今後の取り組みについて所見を聞く</p> <p>3. 地方創生・地域活性化の取り組み</p>	<p>8 4</p> <p>8 4</p> <p>8 5</p> <p>8 6</p> <p>8 7</p> <p>8 7</p>

		<p>①耕作放棄地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> *本市における農地面積の減少面積、耕作放棄地の面積を問う *本市において最適土地利用総合対策事業を活用できないか現状の課題と今後の取り組みについて聞く <p>②移動手手段確保の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> *移動手手段確保に向けた浦ノ内自主組織としての具体的な手順について現状の課題と今後の取り組みについて聞く <p>4.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> *オンライン診療の現状の課題と今後の取り組みについて聞く *RSウイルス感染症の予防薬の無料化の実績や他自治体への推奨などの取り組みについて聞く 	<p>8 8</p> <p>8 9</p> <p>9 0</p> <p>9 0</p> <p>9 1</p>
5	8番 山本啓介	<p>1.地震津波時の避難方針の周知と住民への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> *基本方針である「高台避難が最も安全である」という考えを市民にどの程度周知できていると認識しているか *避難タワー整備を行わない判断がどれほど市民に理解されていると認識しているか *市民の高台まで逃げ切れるかという不安を軽減していくための説明や対話、取り組みを進めていくのか聞く <p>2.市道舗装下の土砂流出（空洞化）実態の把握と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> *舗装下の路盤・路床における土砂流出や空洞化について把握している事例があるのか聞く *陥没や沈下が発生した路線の修繕において、路盤・路床の再構築が必要と判断する基準はあるのか。須崎市舗装長寿命化計画において、どのように位置づけているか聞く *空洞化調査や路盤・路床の再構築について、社会資本整備総合交付金を活用して実施できると考えるか。また、対象となり得る同制度のメニューの有無、これまでの活用検討状況について問う <p>3.給食センター稼働に伴う給食制度および給食費徴収事務の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校給食費の会計処理において、特別会計を設けない判断に至った理由について聞く *給食費徴収事務に係る事務量及び人的負担の見込みについて聞く *令和8年度の給食費の見込額はどの程度になるか聞く *学校給食費条例の制定に当たり、無償化や段階的無償化について議論は行われたのか聞く *市内一斉給食開始にあたり学校給食の無償化を実現する機会と考えるが所見を問う 	<p>9 2</p> <p>9 3</p> <p>9 4</p> <p>9 4</p> <p>9 5</p> <p>9 6</p> <p>9 6</p> <p>9 7</p> <p>9 7</p> <p>9 8</p> <p>9 8</p>

6	3番 宮田志野	1. 市長の政治姿勢	
		* 自衛隊演習等今後、訓練計画が明らかになった場合のホームページへの掲載と説明会の開催などにより市民への周知をすることを求める	1 0 4
		* 災害に備え重機や動力系機材が活用できる人材確保のための講習会のサポートや市が主催となつての開催ができないか問う	1 0 5
		* 少子化対策において団体やグループとの市民対話を継続して行うなど市民の意見を取り入れたまちづくりを今以上に積極的に行うことが必要だと考えるが所見を問う	1 0 6
		* 「日本一女性が活躍できるまち」を掲げるのなら男女共同参画課の設置を求める	1 0 7
		2. 保育給食	
		* 保育園から主食の提供ができない理由について聞く	1 0 8
		* 主食を保育園が負担する場合の金額はどの程度となるのか問う	1 0 8
		3. 学校給食	
		* 給食センターの工期が延長となったが、4月実施に間に合うのか問う	1 0 9
		* 地産地消の取り組みはどのように行うのか問う	1 0 9
		* 教育支援センター利用児童生徒の昼食はどうなっているのか、給食の提供を求める	1 1 0
		4. 須崎市ふれあい給食サービス活動	
		* ふれあい給食サービス事情の現在の地区ごとの提供状況について問う	1 1 0
* 昨年度のサービスの実績について問う	1 1 1		
* 地域主体の活動であるが、市民は同じサービスを受けたと思うのが当然と思うが所見を問う	1 1 2		
5. 高齢者補聴器購入補助制度			
* 補聴器購入制度の現在の利用者数について聞く	1 1 2		
* 聴力の衰えの啓発、補聴器助成と装用後の調整や定期受診、データ分析をパッケージで実施する取り組みも必要ではないかと考えるが所見を聞く	1 1 3		
* 集団検診時に制度の周知や早期発見のための聴力検査を行ってはどうか	1 1 4		
6. 当面する課題			
* 大型家具等の処分方法の検討をお願いする	1 1 5		
7	6番 松田健	1. 市長の政治姿勢	
		①政府の重点支援交付金の活用	
		* 重点支援地方交付金を活用していくうえで検討しているものがあるか聞く	1 1 6
		* 市内の事業者、企業向けの交付金を活用した支援事業の取り組みについて聞く	1 1 7

	<p>②10年後農家の存続と将来像 *柑橘農家へのリモコン草刈り機への支援や機械化へのサポートなど須崎市の支援策や取り組みについて聞く</p> <p>③地元企業の求人募集の状況と雇用の人材確保支援 *医療従事者は須崎市にどれだけいるのか問う *医療関係の経営者、従事者との意見交換等どのような取り組みをしているのか問う</p> <p>2. 防災対策事業</p> <p>①空き家対策 *火災の延焼や災害時の避難に活用できるよう老朽化住宅等除却事業の要綱の見直しを検討いただきたい</p> <p>②防災無線の配布実績と進捗 *須崎市防災ラジオの一般家庭と事業所用貸与の実績について問う *事業者向けの貸与規定を簡易なものに変更できないか問う *桐間地区への防災無線充実が必要と考えるが所見を問う *須崎市の防災アプリの検討をしてはどうか所見を問う</p> <p>③専門医療の備蓄品と医療機関との情報交換 *非常事態や災害時に備蓄している医療専門の備品や医薬品はどのような現状か聞く *専門性の高い医療分野間での情報交換等を行えば対応の糸口となると考えるが現状と今後の対応について聞く</p> <p>3. まちまるごとホテル事業 *行政が支援する新たな宿泊事業の影響を受ける既存の宿泊事業者への支援策が必要と考えるが所見を問う</p> <p>4. ふるさと納税 *本年度の個人、企業版それぞれのふるさと納税の寄附件数、総額を聞く *返礼品の主要な品目と商品、それに対する金額、提供会社を聞く *クラウドファンディングや補助金を活用した事業がどのような成果を収めているか聞く *新規事業所が参入できる取り組みを検討しているか聞く</p> <p>5. 諸課題</p> <p>①見積依頼について *有償化の見積もり規定の作成を検討してはどうか</p>	<p>1 1 7</p> <p>1 1 9</p> <p>1 1 9</p> <p>1 2 0</p> <p>1 2 1</p> <p>1 2 2</p> <p>1 2 3</p> <p>1 2 3</p> <p>1 2 4</p> <p>1 2 4</p> <p>1 2 5</p> <p>1 2 6</p> <p>1 2 7</p> <p>1 2 7</p> <p>1 2 7</p> <p>1 2 8</p>
--	---	---

第492回須崎市議会11月臨時会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第97号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第5号） について	原案可決	R7.11.25
市議案第98号	須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例について	原案可決	R7.11.25
市議案第99号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第6号） について	原案可決	R7.11.25
市議案第100号	令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算 （第1号）について	原案可決	R7.11.25
市議案第101号	令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予 算（第2号）について	原案可決	R7.11.25
市議案第102号	令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）について	原案可決	R7.11.25
市議案第103号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算 （第2号）について	原案可決	R7.11.25
市議案第104号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第1 号）について	原案可決	R7.11.25
市議案第105号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第 3号）について	原案可決	R7.11.25

第493回須崎市議会12月定例会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第106号	須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第107号	須崎市学校給食費条例の制定について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第108号	須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第109号	須崎市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第110号	須崎市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第111号	須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第112号	須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第113号	令和7年度須崎市一般会計補正予算(第7号)について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第114号	令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第115号	令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第116号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第117号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第118号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算(第4号)について	原案可決	R7. 12. 17

市議案第 1 1 9 号	高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 0 号	高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 1 号	工事請負契約の締結について	原案否決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 2 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 3 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 4 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R7. 12. 17
市議案第 1 2 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	R7. 12. 3
市議案第 1 2 6 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R7. 12. 3
市議案第 1 2 7 号	令和 7 年度須崎市一般会計補正予算(第 8 号)について	原案可決	R7. 12. 17
議会議案第 1 8 号	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について	原案可決	R7. 12. 17
議会議案第 1 9 号	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出について	原案可決	R7. 12. 17
議会議案第 2 0 号	杉山愛子議員に対する問責決議	原案可決	R7. 12. 17

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第 2 2 号	須崎市議会の YouTube 配信について	不採択	R7. 12. 17